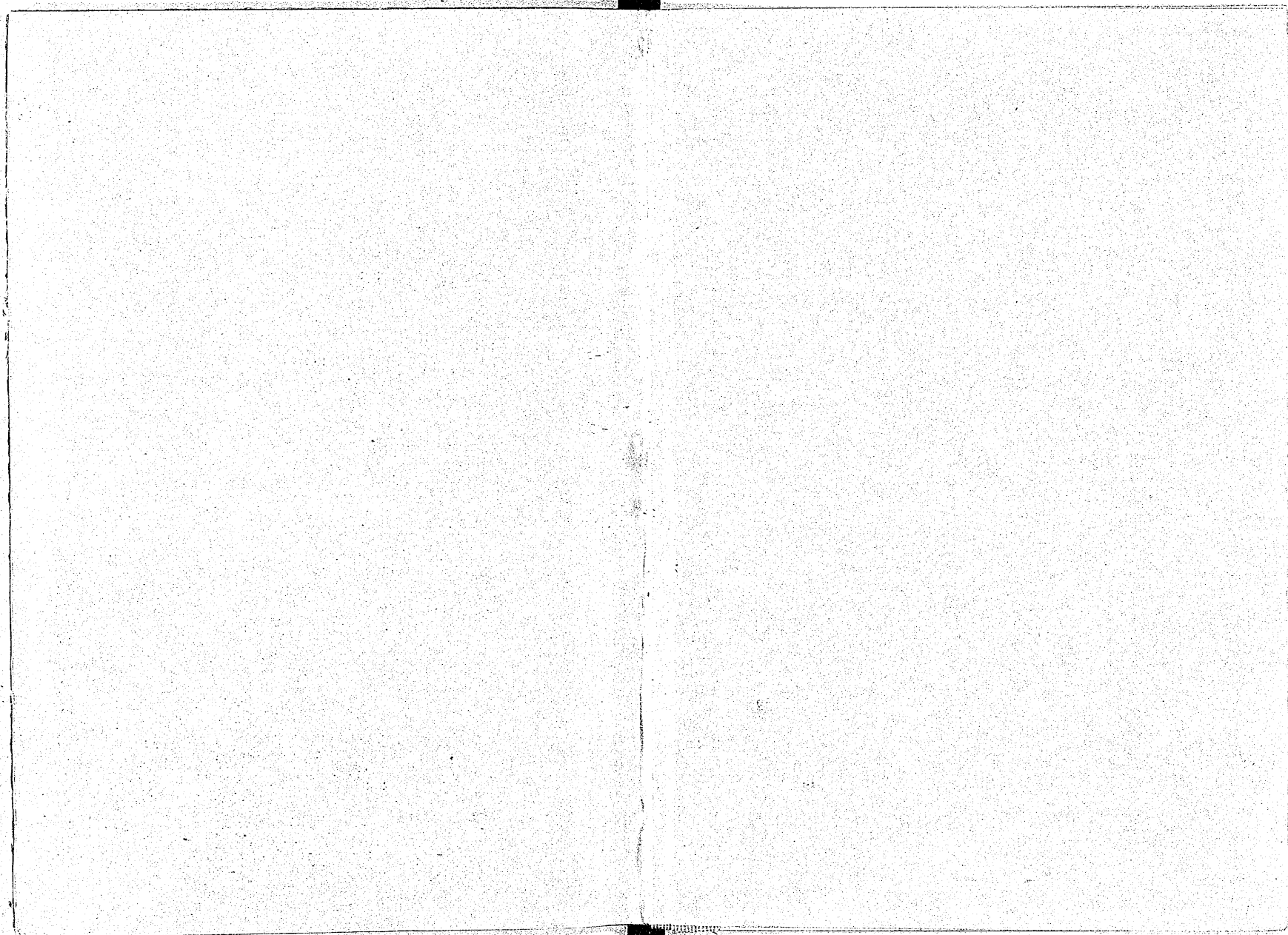




K220.25

5

2



文學博士坪井九馬三著

中西歷史教科書

下卷

東京 文學社

K220,2

5

2

卷下目次

第三篇

第二十六章

學藝の復古 藝術の革新 ポルトガル
イスパニア 西ヨーロッパ諸國の中央集
權……………一



第二十七章

宗教の紛議 トルコの強大 ベネチア
の衰退……………一〇

第二十八章

宗教改革 イスパニアとフランス・シッマル
ガルデン同盟……………一五

第二十九章

ポルトガル・イスパニアの植民策宗教改革
の反動……………二二

第三十章	オランダの獨立……………	二九
第三十一章	イングランドのチャードル朝 フランスの 宗教戰役……………	三六
第三十二章	三十年戰役……………	四三
第三十三章	フランス國家主義の確立 ルイス十四 世の侵略 イスバニア繼承の役……………	五二
第三十四章	イギリスの革命……………	六一
第三十五章	南洋及東洋に於けるポルトガル・イスバニ ア・オランダ・イギリス……………	六七
第三十六章	東及北ヨーロッパ諸國の盛衰……………	七四
第三十七章	北ヨーロッパの戰役……………	八二
第三十八章	ポーランド プロシア オーストリア	

繼承の役 七年戰役……………	九〇
イギリス・フランスの植民策……………	九七
第四十章 ロシアの外交及拓殖 ポーランドの 滅亡……………	一〇一
第四十一章 アメリカ合衆國の獨立……………	一〇五
第四十二章 十八世紀に於けるヨーロッパの情勢 及文物……………	一〇九

第四篇

第四十三章 フランス革命……………	一二六
第四十四章 ナポレオン一世の業 列國局面の變 化……………	一二六
第四十五章 ヨーロッパ獨立の役 イギリス植民地	

の擴張……………	一三六
ウィーン會議……………	一四一
ヨーロッパ亂後の國情 アメリカ諸國 及ギリシアの獨立……………	一四五
第四十八章 七月革命及其影響 イギリス政黨の 治 東方問題……………	一五二
第四十九章 二月革命及其影響 西ヨーロッパと 東ヨーロッパ……………	一五八
第五十章 アジアに於けるイギリス・ロシア・フラン ス……………	一六四
第五十一章 イタリヤ アメリカ合衆國 メキシコ……………	一七二
第五十二章 プロシアとオーストリア フランスと	

第五十三章 ドイツ……………	一八〇
ロシア バルカン半島諸國 アフリカ 諸國……………	一八六
第五十四章 太平洋に於ける列國の拓地……………	一九四
第五十五章 十九世紀の文化……………	二〇〇



東京野田町原田喜徳蔵

(畫 チンザロエフアラ) アテラガ

開き不良

中 西 洋 歴 史 教 科 書 卷 下

文學博士 坪井九馬三著

第三篇

第二十六章 學藝の復古 藝術の革新

ポルトガル イスバニア 西ヨーロッパ

諸國の中央集權

第一節 十四世紀以降、ヨーロッパ人士の眼界漸く廣く、漸く
ギリシア・ローマの奔放自在なる文學を愛す。東ローマの餘燼終
に滅びんとするに方りて、學者多く他郷に流寓し、文獻亦傳
播す、是に於て學者復宗教より離れ、所謂人道派起り、殆全西

人道派

學藝の復古

ヨーロッパを風靡す、イタリヤ實に其の中心たり。詩人にダンテ・ベトラルカ、彫刻家にドナテロ・ミケランジェロ、畫家にレオナルド・ダ・ビンチ・ミケランジェロ・ラファエロ・サンチ・チチアノ、建築家にブルネレスコ・ブラマンテ・サンガロ・ミケランジェロ等輩出し、キリスト教襲用の形式を棄てて、宇宙自然の眞美に則り、以て學藝に一新天地を開けり、之を學藝復古といふ、蓋學藝自由研鑽の謂なり、ヨーロッパ近世の文化此に起る。

兵制の革新

第二節 十四世紀以降、兵制亦革る、スウイスのワルドロイテ、ワルドステッテに居住し、スタウフエン朝ローマ帝の爲に、イタリヤ孔道サン・ユタルド峠の北麓を守る、其軍制自餘の諸國と異なり、軍は歩兵より成り、之を前衛、本隊、後隊に三分し、司令部を前衛に置く、故に前衛は軍の主腦にして、本隊、後衛は手

スウイス軍制

ランドクネヒト隊

學術の器具

足に過ぎず。士卒皆輕裝して甲冑を擐す、ハルンバルトを携ふ、刀と斧と槍とを兼ねたる利器なり。別に槍隊あり、兎肩甲を著け、十八尺柄の長槍を携へて、本隊の先頭に進む。時人スウイス軍制をマケドニアの方陣に比す、武士の軍敵する能はず。是時イスパニアのサラセン、小銃を用ふ、未諸國に傳はらず。一三四〇年頃、大砲既に西ヨーロッパに行はる、ムハメッド二世巨大の攻城砲を用ひて、コンスタンチノブルを取る。十六世紀に至り、大砲、小銃一般に行はれ、スロビア人スウイス軍制に倣ひて、ランドクネヒト隊を編む、武士遂に廢物となり、フエド制の基礎頽る。

第三節 十四世紀以降、學術の器具亦漸く備はる、一三〇〇年アルマチ、眼鏡を作り、一三六四年ウィク、時計を製し、一四

學術大に
興る

イベリア
半島

三八年グーテンベルヒ、活字を作り、一五五〇年メルカトル、新式の地圖を按じ、一五九〇年ヤンセン、顯微鏡を作り、一五九七年ガリレー、空氣氣溫計を造り、一六〇八年リッペルシェー、望遠鏡を作り、一六四四年トリチェリ、氣壓計を按ず、僉創作なり。是に於て學術大に興り、一五三三年エウクリデス數學書、後五年プトレマイオス、星學書を印行し、一五四三年コペルニクス、地動説を出だし、明年ハルトマン、磁針の方差を示し、一五八二年法皇グレゴリオ十三世、ユリウス曆を改め、一六〇二年ガリレー、墜落律を明にし、一六〇九年ケプレル、日躔律を公にす、近世學術の基礎此に成る。

第四節 是時イスパニア・ポルトガルの兩國大に興る。是より先き、イベリア半島の西ゴート、サラセンに壓せられて、國北の

西洋歴史 下

ポルトガ
ル

エンリコ

海員養成
所

カンタブリア 山間に入り、アスツリアス・ガリシア二國に保つ。オンマヤ朝漸く衰へて西ゴート漸く南進し、十二世紀に至り、カスチリア・アラゴン・ポルトガル三國起る。一一二二年カスチリア將ブルグンド侯ヘンリ、今のオポルトの地を取りて、ポルトカレと名く、後國號となる。一一三九年子アルフォンソ、國南のアルガルベを平げて、王と稱す。九傳して一三八三年ジョアン一世立つ、第四子エンリコ聰明なり、十五世紀の初、サンビセンテ埼のサグレスに居り、海員養成所を置き、毎歲探檢船を出だして、アフリカ西岸の航路を拓かしめ、自率先して之を督す。是に於てマデイラ・アソレス・カナリア諸島版圖に入る、而も船小くして設備なく、海員未熟にして遠洋に出づる能はず、一四三四年に至るまで、ボジアドル埼の淺洲を過ぐるを得

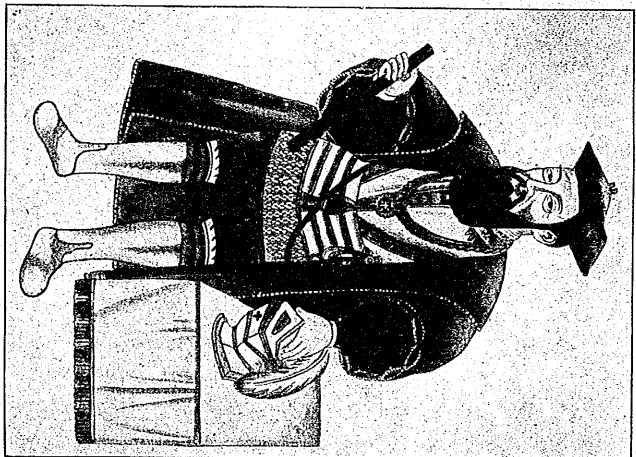
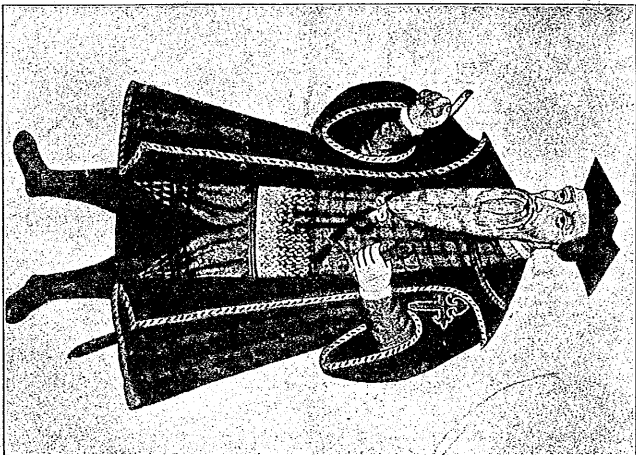
ず、一四六〇年死す、國人其五十年一貫の業を稱して航海者公と呼ぶ。一四八六年デアズ、アフリカの南端グードホープ埼に達し、一四九八年バスコダガマ、遂に之を回航して、インドのカリコに到る。一五一一年アルブケルケ・マラカを取り、アンボイナを探検し、後三年、テルナテに據る。一五一七年、アンドラダ、廣州内海に入る、之をポルトガル明と交渉する端緒となす。

第五節 イスパニアのアラゴン・カスチリア東西相並びて起る、

カスチリアは南下して、アングダルシアを平げ、アラゴンは東南の沿海地を定め、バレアル諸島・サルデニア・シチリアを取り、遂にナポリに據る。一五〇四年、シチリアをナポリに合し、兩シチリア國と號し、イスパニアに隸せしむ。是れより先き、一四六九

デアズ
バスコダ
ガマ
アルブケ
ルケ
アンドラ
アラゴン
カスチリア
兩シチリ

開き不良



イスパ
ニア統
ス
コロ
ンブ

バル
ボア

マガ
リア
エ
ンス

年アラゴン王フェルナンド五世、カスチリア女皇イサベラと相婚し、庶政を革新す。乃チラセンの遺國グラナダを征し、攻伐する十年、一四九二年之を降だす、イスパニア終に一統に歸す。是年ジェノバのロンブス、イサベラの援助を得、西方より直に諸インドを指さんとし、偶然にアメリカ東部の諸島を発見し、自諸インドに到ると信じ、之を西諸インドと名く。一五一三年イスパニアのバルボア、パナマ地峽を横ぎりて太平洋を発見し、新大陸の諸インドに非ざるを證す。一五一九年イスパニアのマガリアエンス、アメリカ南端の海峽を過ぎて太平洋を斜航し、部下周航を續けて、遂にイスパニアに還る、之を世界周航の嚆矢とす、世界の球體たる事實始めて俗耳に入る。

フランス

イングランド

フランス
一統

第六節 十五世紀の末フランス・イングランド・イスパニアの諸國大小の列侯を除きて王權漸く張り、列侯割據の勢漸く中央集權の制に遷る、フランスは百年戰役により、王領増して列侯の勢衰ふるも、未甚しく舊態を變へず。一四六一年カロロ七世死し、子ルイス十一世立つ、老猾にして奇略あり、薈に列侯を芟除し、スウイスを買収し、其兵を使役してブルゴーニを并せ、都市と相結びて、大地主の司法權を剝ぎ、王權を弄びて擅に賦課す。一四八三年死し、子カロロ八世立つ、ブルターニッ女侯を娶り、遂にフランスを一統す。一四九八年死し、バロア朝絶ゆ。オルレアン朝のルイス十二世、アングレーム朝のフランス一世、交立つ、皆ルイス十一世の國是を守る、王權終に鞏固なり。イングランドは王權夙に重し、ヘンリー一世、シリ。一

西洋歴史

チャード
ル朝
イスパ
ニア

宗紀裁判
所

マルコ
ボ

スベリーの鎮守將軍を滅ぼしてより、復列侯の強大なるものなし、百年戰役の末、所謂兩薔薇花の亂起り、宗室列侯互に誅戮する三十年、ランカスター・ヨーク兩朝竝に絶え、一四八五年ヘンリー四世の弟ソマセット伯の外曾孫リチモンド伯、ヨーク朝の嫡女を娶りて立つ、之をチャードル朝の祖ヘンリー七世とす、王權愈重し。イスパニアは、王權カスチリアに重く、アラゴンに輕し。一四六九年兩國の王相婚し、僧官管長の補任權を王室に收め、大地主の司法權を剝ぎ、都市の番兵を革め、宗紀裁判所を設けて、宗紀風紀に關する疑獄を決す、勢家潛伏す、王權大に張る。

第七節 西ヨーロッパと東洋と海路連絡するより先き凡二百四十年、ベネチアのマルコポーロ、陸路アジアを横斷して

ダモタ
ゼイモト

元に入り、世祖 フビライに仕ふる二十年、海路 イタリヤに歸る、見聞録あり、盛に臨安の富、日本の貴金を稱す、或はいふ、コロンブス 西航の目的地は本邦にありと、西ヨーロッパ人の本邦に到るは、ポルトガルの ダモタ・ゼイモト等が一五四二年シムを發し、明年種子島に漂著するに始まる、ダモタ・ゼイモトの小銃竝に彈藥製方を邦人に傳へたるも、是時なり。

第二十七章 宗教の紛議 トルコの強大

ベネチアの衰退

第一節 十四世紀に蓄害多し、地震、蝗害、ペスト 荐に臻り、人堵に安んぜず。法皇は斗筭の政治屋となり、遂にローマ・アビニオン各、法皇を立てて衣鉢を爭ひ、互に相擠して異端と爲す、教

ウイクリ
フス

徒望を失ふ。バリー大學傍觀するに忍びず、一四〇九年ピサに結集して、新法皇を立つ、是に於て三法皇愈々相鬭ぐ。是時宗規地を掃ひて僧侶戒律を知らず、出世間の徒、世間の上に出てずして世間の下に出づ、是を以て、宗教扶持税は迷信税と變じ、法皇は、ハオリゴロッキの大親分と化す、識者之を恥ぢ、救済の策を講ずるもの多し、イングラントのウイクリフ、イタリヤのサボナローラ、ボヘミアのフス等其鋒鋒たるものなり。ローマ帝シギスモンド、時局を默過する能はず、一四一四年コンスタンツに結集して、三法皇を廢し、マルチノ五世を立て、ウイクリフの書を焚き、フスを召して、其説を翻へさしめ、以て異端を防遏せんとす、フス聽かず、遂に之を火刑に處す。フスはブラーグ大學の教授、チヒ人なり、夙にウイクリフを祖述して學生を指

導す、其説ボヘミアを風靡す。是に於てフス派大に憤り、一四一九年ブラーグに起る、ジズカ、タボル派を率ゐて之に應ず、帝は法皇を挟み、フス派は經典を奉じて相戦ふこと十五年、一四三六年イグラウに和し、帝ボヘミア王となる、フス派亦志を遂ぐ、之を宗教改革の濫觴となす。明年王死し、子なし、女婿オーストリア侯アルベルト五世、ボヘミアに入る、一四三八年又ローマ帝となる、之を帝アルベルト二世とす、爾來ハプスブルグ朝復動かず。

第二節 キリスト教腐爛して、イスラム教益、强健なり、トルコスルタン、ムハメッド二世、既に都をコンスタンチノブルに奠く、乃大に四方を征し、帝國の版圖を拓かんとす、法皇ニコラ五世、私に異教徒の跋扈を慨き、諸國に遊説す、諸國敢て法皇の

トルコ帝
國

爲に一舉手の勞を取るものなし。是に於て、スルタン兵を動かす二十二年、東シノベトラベズント・ミチレネ、西セルビア・ボスニア・アルバニア・ヘルゼゴビナ、南モレア・エーゲ海諸島エウボイア、北ワラキアを取り、モルダウ・クリムを降だす、乃進みてローマを陥れ、キリスト教を滅ぼさんと欲し、オトラントを取る。一四八一年死し、子バチシアド二世立つ、一五一二年死し、子セリム一世立つ、父の志を紹ぎて、ベルシアソフィ朝を征し、一五一四年チグリス河を東境となす。後三年、エジプト平ぎ、チニス・アルジェリア藩屬す。メッカ、メヂナの保護權、亦エジプトと俱にスルタンに歸す、トルコ帝國大に興る。一五二〇年セリム一世死し、子スレイマン一世立つ、ムハメッド二世の遺緒を繼ぎて、ロードス島を平げ、ホンガリアの鎖鑰、ベルグラドを取りて、西ス

チリア・カリンチア・カルニオラを侵し、一五二六年ホンガリア軍をモハチに破る、後三年國都ブダを降だし、國を二分して外藩となし、北進してウィーンを圍む糧食盡きて退く。

ベネチア

第三節

トルコ興りてベネチア衰ふ。ベネチア夙にマムルクスルタンに媚びて、エジプト・シリアの幫商となり、東洋貿易の巨利を占む、第四十字軍以來最盛なり。是時ベネチア、北イタリアに西アッダ川南リミニに至る根據地を有し、イタリア東岸にトラニ・バリ・ポリニア・プリンデシ・オトラントの五港を領し、アドリア海東岸一帯の地、イオニア列島、モレア・エウボイア・アテネ・コリント・キクラデスの數島、レムノス・テネドス・サモトラケ・コス・キプロス・カンヂアの諸島、ベイルト・アカ・ガリポリ・ロドスト・ヘラクレアの諸港に據る、領土漸く廣くして、黄金名簿の豪族漸

西洋列國

く起り、政體變じて貴族政治となる。エーゲ海トルコの領海となりて、ベネチア制海權を失ひ、一五一七年アレクサンドリア陥りて、マラバル胡椒一手受賣の株を喪ふ。是に於て製鹽・ガラス器、ベネチアの命脈となる、ガラス器は、吹方精巧にして、形の變化色の配合妙を窮め、亦一種の美術たるに恥ぢず、唯其薄手に過ぐるを憾となすのみ。十八世紀に至り、世人ボヘミアガラスの堅緻にして光輝強きを好み、復ベネチアガラスを顧みず、ガラス業亦衰ふ。

第二十八章 宗教改革 イスパニアとフランス

シマルカルデン同盟

第一節

ドイツは、一二九〇年以來聯邦たり、一三五六年帝

ドイツ

七エ
レク
トール

カロロ四世、アウレアブル法を布きて列侯沿襲の權を定む。マインツ・ケルン・トリエルの三大僧正・ボイミア王・フルツ伯・サクソニア侯・ブランデンブルグ鎮守將軍、皇帝を立つる大權を專にす、之を七エレクトールといふ。オーストリア・パワリア、大侯たりと雖も、選舉に預らず、伯子男の家直參旗下の士其下にあり、數千を以て數ふ、僉所領を知行し、君公を以て自居り、競ひて都市を押領す、是を以て、尾大にして元首の權振はず、法皇之を奇貨とし、ドイツ人の無智を財源となす、國民之を慍る。一五一六年法皇レオ十世、サンビエトロイン・パチカノ寺建立の資に苦み、罪障消滅の御札を賣る、サクソニアのウイテンベルヒ大學教授ルーテル、忍ぶ能はず、明年十月三十一日罪障消滅の御札賣捌を難ずる箇條書をウイテンベルヒの寺門に

罪障消滅
の御札
ルーテル

カロ
ロ五
世

掲ぐ、一月の後、全ヨーロッパに聞ゆ、法皇乃ルーテルを破門す、屈せず、一五二〇年十二月十日、衆を集めて破門書及法皇格を焚き、明日講義の後學生に諭して曰く、法皇格を焚くは兒戲なり、當に法皇制を焚くべし、法皇制はキリスト教義に反れる、外道の國に居らんより、無人の郷に住むを可とすと、ドイツの人心大に動き、ウルリヒ・フォン・フッテン其説を奉じて兵を擧げんとす、ルーテル制して止ましむ。一五一九年帝マキシミアン死し、孫カロロ立つ、之を帝カロロ五世とす、大略あり、明年ルーテルをウオルムスに召し、其意を糺す、復屈せず、帝時に法皇に迎合する策を取る、乃ルーテル及其派に法律の保護を解く、サクソニア侯フレデリキ、其大學教授を難に陥らしむるに忍びず、竊に之を奪ひて、ワルトブルグ城内に置く、

ドイツ文
新約全書
成る

プロテス
タント
オースト
リアの結
婚政略

是に於て、ルーテル、士人ジオルジと稱し、經典をドイツ文に譯す、一五二二年新約全書成り、ドイツ文學の基礎となる。一五二九年帝列侯をスパイエルに會し、ウルムス勅令を厲行せしむ、ルーテル派の列侯諸市抗議す、故に是より法皇を奉ぜざる派を、プロテスタントといふ。

第二節 イスパニアのアラゴン 王フェルデナンド、カスチリア女王イサベラと相婚し、一男四女を生む、男早死し、長女ジアナ、オーストリアの世子フィリポを壻となし、カロロ・フェルデナンド二男を擧ぐ。一五一六年アラゴン王死し、カロロ、アラゴン・カスチリアの王位を承く、之をイスパニア王カロロ一世となす。後三年、祖父マキシミリアノ死し、カロロ一世イスパニアより入りて帝と爲る、マキシミリアノ、ブルゴニー女侯を娶る、實にカロロの

西洋歴史
下

祖母なり、死し、ミラノ侯の女スフォルツァ氏を以て室を繼ぐ。是を以て、カロロ、イスパニア・オーストリア・ネーデルラント・兩シチリア・アメリカの領權を傳ふ、其帝位を踐むに當り、時人之を稱してオーストリア家の世界一統と呼び、或は其結婚政略の成果といふ。初フランス王カロロ六世の弟、オルレアン公ルイス、ミラノ侯の女ビスコンチ氏を娶る、二子を生む、長子カロロ家を繼ぎ、次子ジアン・アングレーム家を起す、カロロの子ルイス十二世入りて王統を承く、子なし、女をジアンの子フランシスに配して宗家を繼がしむ、故にルイス十二世はミラノ侯の外曾孫にして、フランスは其外玄孫たり。一四四七年ビズンチ家絶え、女壻フランシススフォルツァ、ミラノを承く、又兩シチリアは、舊とフランスの支流アンジョー家世世領する所なり、

十三世紀以降アラゴン 強大にして遂に之を取る、アンジュー家、乃領權をルイス十二世に獻ず、是を以て、ルイス十二世、フランス 養父子、數、イタリアに出て、ミラノ・ナポリを爭ふ、ミラノは素と帝領、又カロロ五世繼祖母の國、兩シチリアは、アラゴンの祖宗百戰して獲る所なり、固より之をフランスに割くべからず、帝、フランスと相戰ふ二十四年、終にミラノ・兩シチリアを保つ。

第三節 是時に當り、帝は法皇と相頼り、フランスはルーテル派、トルコと相結ぶ、一五三〇年帝、列侯をアウグスブルグに會す。ルーテル派乃マランヒトンをして、信仰箇條を草せしめ、之を大會の議に付す、成らず、明年ルーテル派の列侯都市、シマルカルデンに同盟して自衛る、帝は東、トルコを防ぎ、西、フラン

スを伐ち、南、チニス・アルジェリアの海賊を懲らし、兵馬に勞して、復ルーテル派を顧るに遑らず、一五四四年クレビーにフランスと和し、明年トリエントに結集して、宗論を決せんとす、ルーテル派參集せず、是に於て、兵力を以てシマルカルデン同盟を散ぜんとす、サクソニア侯フレデリキ、ヘッセン伯フリボ、同盟を率ゆ、武略固より帝に若かず、一五四七年、ミールベルヒに敗れ、サクソニア侯虜にせられ、ヘッセン伯降る、ハンザ同盟遂に衰ふ、明年列侯をアウグスブルグに會し、信仰箇條を定めて、兩教を融和せんとす、復成らず、一五五二年、サクソニアの新侯モリス、叛きて北ドイツの列侯を糾合し、フランスと盟約して帝を掩撃す、帝纔に身を以て遁る、太弟フルデナンド、サクソニア侯と議し、列侯をハサウに會し、アウグスブルグ信仰箇條

アウグス
ブルグス
宗
教和議

新教舊教

を廢し、シマルカルデン同盟を敕し、信仰の自由をルーテル派に許す、フランス終にメッ・ツール・ベルダンの三寺領を取る、一五五五年アウグスブルグ宗教和議成り、ルーテル派公權を得、宗教改革功を奏す、ルーテル、教を立ててより茲に三十五年學術の研鑽始めて法皇の掣肘を免る、是に於て、ルーテル派を新教と云ひ、法皇派を舊教といふ、帝樂まず、明年位を遜り、イスパニア・ネーデルラント・兩シチリア・アメリカを子フィリポに授け、オーストリアを弟ボヘミア・ホンガリア王フェルデナンドに傳ふ、後二年、太弟帝となり、カロロ五世死す、壽五十九。

第二十九章 ポルトガル・イスパニアの植民策

宗教改革の反動

第一節 アメリカ發見以來、西ヨーロッパ諸國競ひて之が探検

コチ

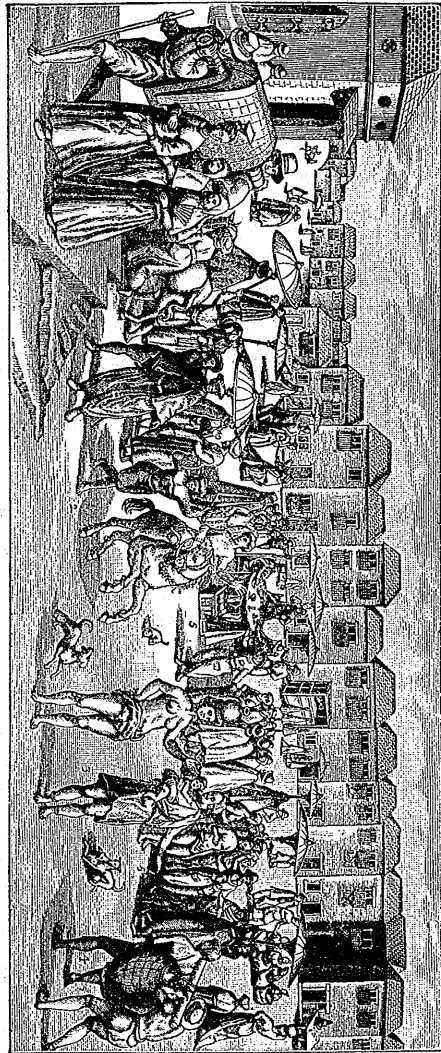
マラバル

に従ふ、イスパニア・ポルトガル一國先づ植民す、イスパニアはコルテス・メキシコを取り、ピサロ・ペルーを奪ひ、アルマグロ・チレに到り、ポルトガルはカブラル・ブラジルに漂著して之を占領す、皆其效を收む、獨諸インドの拓植は、ポルトガルの壟斷する所たり。由來ポルトガルは、エジプト・ベネチリアに倣ひ、マラバル胡椒を專賣して、大に國を富まさんとす、マラバルはガッ山麓沿海一帯の地、港灣多く胡椒を産す、サラセン商風くカリコ・クラーム等の諸港に出入し、專胡椒を取引す、マラバルのサムリ、カリコに都し、自由貿易を以て國是となす、ポルトガル、胡椒を一手に受賣せんとす、サムリ聽かず、一五〇五年アルメイダ總督となり、インド洋の制海權を握り、コチに城きて、一手受賣の

アルプケ
ルケ
ゴア

實を擧ぐ。一五〇九年アルプケルケ繼ぐ、清廉にして大才あり、インド經營を以て自任す、明年ゴアを取りて總督府を置き、コチを貿易港に充て、ホルムズに據りてペルシア灣を扼し、マラカを取りてシナ海を壓し、テルナテ島に保ちてモルッカ諸島を抑へ、北ミンダナオ島を探検せしむ、一五一三年アデンを取りて、紅海の鎖鑰を掌らんと欲して果さず、後二年死す、ゴアに葬る、ポルトガル王其墓を以てポルトガル領インドの鎮護と爲す、國人其業を稱して大總督といふ。

第二節 一四三三年ポルトガル王ジアン死し、四傳して一四九五年四世の孫マヌエロ立つ、暗愚なり。フェルデナンドイサベラの女壻となり、イスパニア王位に登らんと欲す、乃ユダヤ人を追放して、イスパニアに娶る、ポルトガル人は原とルシタニ・



イスパニアの戦い

インド經
略策

アランの雜種、農業に従ふ、ブルグンドの將士來りて國を建て、其後歷世勢家となりて文武の權を握り、ユダヤ人歸化して專商業を掌る、而してマヌエロ之を逐ふ、國內復商賈なし、王マラバル胡椒を專賣し、座して諸國の商賈來りて買ふを待つ、後セイロン肉桂、モルッカ丁子を加ふ、頗るエジプトのマムルクスルタンに似たり、王貪婪にして厭くを知らず、讒言を好みて功を建てしむる能はず、官吏を視る仲買人若くは盜賊の如し、諸インド經營の内論を下して曰く、先づ宣敎せよ、效なければ兵力に頼れ」と、而して公に標榜して和親通商布敎といふ、故にインド官吏は宣敎師・仲買人・持凶器盜の三者を兼ね、到る處土人の憤怨を招き、爭鬪絶ゆることなく、諸インド經略を創めてより數十年にして、勢家・豪族概衰へ、國家基礎を

喪ふ。一五二一年死し、三傳してセバスチアノ立つ、一五七八年失踪して統絶ゆ、マヌエロの外長孫、イスパニア王、フィリポ二世、ボルトガルを并す、ボルトガル終に衰ふ。

第三節 イスパニア、初新大陸に二行政區を置く、パナマ地峽、

ヌエバ
スパニ
ア

ペルー

ミシシッピ河、太平洋の間の地をヌエバエスパニアと稱す、アステク國の舊都メキシコ首府たり、キートン・マウレ川、マデイラ・パラグアイ兩河上流、太平洋の間の地をペルーと稱し、リマを建てて首府とす、後新グラナダを加ふ。ヌエバエスパニアのメキシコ、ペルーの上ペルーは銀鑛に富み、西インド諸島は、土肥えてサタウキビの栽培に適す、是に於て、勢家富豪競ひて鑛山を占め、美田を貪り、土民を驅役して暴利を極む、土民の疾苦甚し、殊に西インドの島民、稼穡の業に慣れず、乃アフリカ奴隸を買入

西洋歴史

奴隸買入

モルッカ
諸島

レガスピ

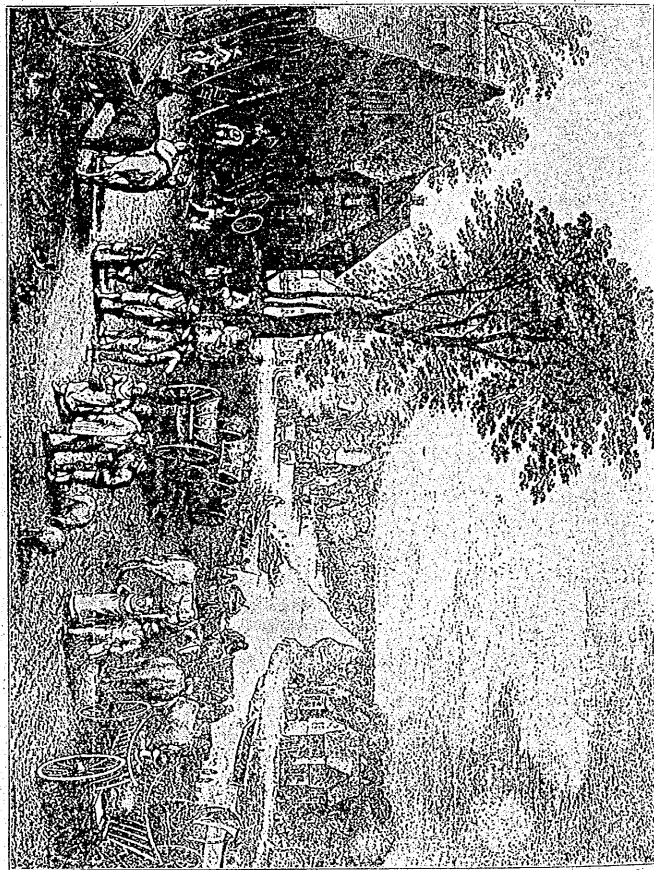
フィリピン

れて、サタウ島を作らしむ、奴隸の買入茲に起る。イスパニア又モルッカ諸島の領權ありと爲し、一五一九年、マガリアエンスを遣はして之を取らしむ、一五二一年秋、マガリアエンス、ビサヤ諸島に到り、土人に殺さる、部下モルッカ諸島に達し、テルナテの南にあるチドル島に據り、ボルトガル人と對峙す、一五二八年に至り、遂に之を棄つ、一五六四年、フィリポ二世、レガスピをしてヌエバエスパニアより艦隊を率ゐてルソンを取らしむ、レガスピ攻伐する六年、一五七〇年に至り始めて移民し、ルソン、ビサヤ・ミンダナオ・パラワンの諸島に名けて、フィリピンといふ、今訛りてフィリピンとなす。後二年、マニラを建て本邦シナと通商せんとす、獨アマカオのボルトガル人、イエス派と結託して堅く商權を握り、敢て競争せしめず、僅に貨物をヌエバエス

パニに送りて植民地を保つ。

第四節 アウグスブルグ宗教和議成り、新教益、北及西ヨーロッパ諸國に弘通す、是に於て、反動イタリア・イスパニアに起る。是より先き、舊教徒曾て新教退轉の志を息めず、殊に累世の法皇新教を惡む最甚し、會、イスパニアの豪族にイグナチオデロヨフなるものあり、曾て戰陣に傷き、臥蓐の間經典を讀む、大に感ずる所あり、愈えて後、エルサレムの靈蹟を巡拜し、一五四〇年出家して同志、フランシスコ・アスピルコタ・ヤコブ・ライネス等六人と議し、イエス社を設けて新教と對峙す、其意舊教を宣揚して往時の紹隆に復するにあり、社の組織を軍制に取りて其團結を固くし、法皇の命に之れ従ふを第一戒と爲す。一五五六年イグナチオ死し、ヤコブ總司となり、社の規律を

ロヨラ



(紀世六十) 泉の金田タツラオ

サビエル

ファイリボ
二世

整ふ、フランシスコはサビエルと稱し、インド州司となり、諸イン
ドに布教し、ポルトガル官吏の暴横を法誅し、一五四九年鹿
兒島に入り、始めてキリスト教を傳ふ、後人其法を布くに專
念し、毀譽を顧みざるを稱し、之を諸インドのアポストロスと
云ふ、邦人此宗派をコンパンヤと呼ぶ、ポルトガル語社の義な
り、ヨーロッパ人は之をイエス派と稱す、宗紀裁判所を利用し
て、南ヨーロッパの人心を制壓する二百年、シナに天主教を
め、南アメリカにブラグアイ國を建つ、布教、商業教育を兼掌し、
到る處隱に國政を左右す、新教諸國之を畏るる敵國の如し。

第三十章 オランダの獨立

第一節 イスパニア王ファイリボ二世、姦雄にして剛愎なり、ネー

ネーデル
ラント

デルラント・兩シチリア・ミラノ・アメリカを領し、後ポルトガル諸インドを并す、領土散在して連絡なく、各地國情を異にして結合なし、王乃制度・宗教を統一して、國情を砥平せんと欲し、舊教を以て國教となし、宗紀裁判所を各國に置き、各地國民の公權を蹂躪して畫一の專政を施く、諸國多く憎伏す、獨ネーデルラント屈せず、ネーデルラントは今のオランダ・ベルギーの地、カロリング朝の時フリース其沿海地に據りてフリシア國を建つ、後小侯群立して離合常なし、十四五世紀中 フランドル工業を以てベルギー西部に興り、殷富比なし、毛織物を特産す、ブリッジ其燒點たり、ガン・アンベルス之に次ぐ、オランダは地卑濕にして天產物なく、都市皆仲買・運送を業とす、國人新教を奉じ、國防に當り、文武の官職に專任し、議會・賦課を協贊

西澤經史
下市

乞食黨

オラン
イ
侯

す、王謂なく悉く之を革む、一五六六年ナッサウ・ブレデローデの二伯、豪族四百騎を率ゐてブラッセルに入り、宗紀裁判所を閉し、舊教の厲行を止めんを請ふ、樞密顧問バルレーモン罵りて之を乞食に比す、是に於て、ブレデローデ伯等黨を結びて自乞食と號し、黨員皆托鉢僧の扮裝を爲して、頸に所謂乞食錢を懸く、ホルラント・ゼーラント・ユトレヒト・西フリースラント・ブルゴーエの總督オランイ侯 ウィルレム、フランドル・アルトアの總督エグモント伯・モラル、ネーデルラント艦隊司令官ホールン伯、フイリ等之を寛假す、下民遂に激して亂を作し、舊教の寺院堂宇を毀つ四百、ネーデルラント南部の舊教徒之を怒り、乞食黨を離る、攝政ハルマ、女侯マルガレタ、乃園牆の利を收めて國人を鎮撫す。

アルバ侯

第二節

然してイスバニア王、攝政の寛大を悦ばず、ネーデルラントを威壓せんと欲す、明年アルバ侯を鎮撫將軍に拜す、將軍素と凶暴を以て聞ゆ、商工十萬國を去る、オランイ侯亦總督を辭し、族を擧げてドイツに奔る。將軍ブラッセルに入り、騷亂會議を設け、エグモント伯等豪族二十人を刎ね、大に新教徒を誅鋤す、乞食黨潰ゆ。一五六八年攝政、將軍と相容れず、辭して去る、將軍乃武斷を以てネーデルラントに臨み、恣に財産税百分の一、不動産賣却税百分の五、動産賣却税百分の十を課す、ブラッセルの商賈、パン商、魚商、皆店を閉ぢて税を納めず。一五七二年海乞食、ブリール港を取り、ホルラント・ゼーラント・ユトレヒトの諸市之と合し、オランイ侯を推して總督となし、以て將軍を伐つ、是に於て、乞食黨復海陸に起る、將軍當る

オランイ侯總督となる

ユトレヒト同盟

ネーデルラント合衆國

能はず、明年王、將軍を召還す。一五七六年オランイ侯、ガンに約して南北の諸州を合す。一五七八年バルマ侯アレキサンデル・フルネーゼ、攝政に任ず、國南のワロン族、新教を惡むを利用して、明年初、南三州の舊教同盟を起す、一月二十三日オランイ侯、ホルラント・ゼーラント・ユトレヒト・ヘルデルラント・フロニンヘンの五州をユトレヒトに會し、ユトレヒト同盟を結ぶ、フリースラント・オーフアイセル尋きて加盟す、是に於て、北七州合衆して舊教同盟と對峙す、之をオランダの濫觴となす。後二年、獨立を宣し、國號を建ててネーデルラント合衆國といふ、オランイ侯ウイレム、七州に總督たり、國語此國をオランダといふはホルラントの轉訛なり。

第三節

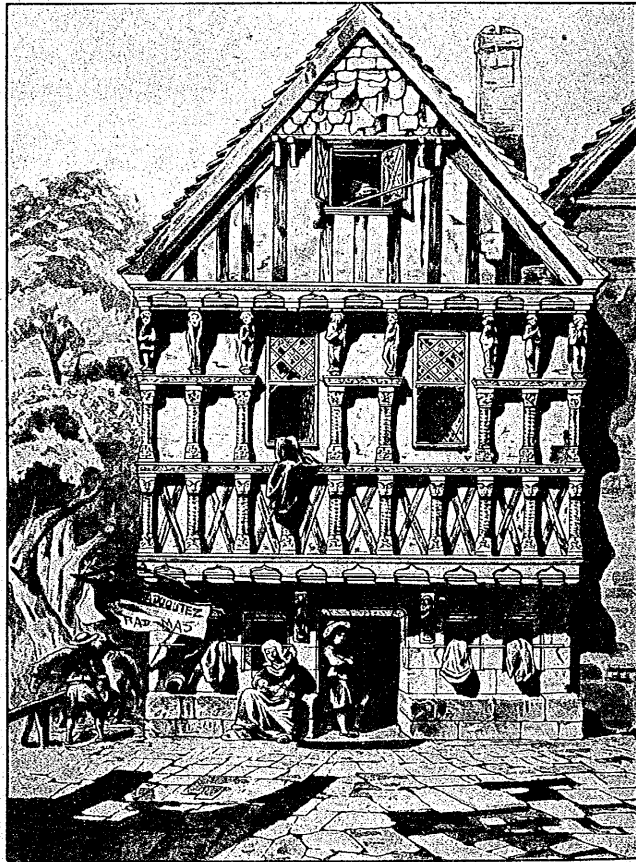
イスバニア王、夙にオランイ侯の深沈にして大略あ

總督斃る

るを畏る、ユトレヒト同盟成りて後、益之を惡む、乃黃金貳萬枚の賞を懸けて侯を殺さしむ、盜屢侯を犯す、皆遂げずして四肢處を異にす、一五八四年終に兇手に斃る、年五十二。諸州其子モリスを立つ、年甫めて十七、亦器略あり、是より先き、イスバニア、ポルトガルを并す、金櫃復充つ。攝政バルマ侯乃連に南方諸州を取る、明年アンベルス亦陷る、オランダ危し。オランダは由來リスボンに出入し、ポルトガルの專賣品を受賣して財源を作る、ポルトガル、イスバニアに没するに至り、オランダ商の取引を禁じ、其商船を收む、オランダ頼に財源を喪ふ。是時に當りて、イングランド、新敎國の盟主たり、オランダ之に依る、イスバニア王必イングランドを挫かんと欲し、一五八八年大舉してイングランドを侵す、イスバニア海軍潰ゆ。是に於て、イ

東インド
會社

ングランド艦隊大西洋を制し、メキシコ・ペルーより來るガレオン船を襲ひて、其積荷の銀塊を奪ひ、一五九四年オランダ商諸インドに到り、直に取引せんと欲す、後三年、オランダ東インド會社起り、リンスホーテンの説を納れて、ジャバ島に通商し、漸くオランダ領マライシアの基礎を開く、イスバニアの財源遂に涸れ、王僧侶をして軍資を勸化せしむるに至る、一五九八年死す、壽七十一、王位にある四十二年、舊敎國の盟主を以て自任じ、獨全領土に舊敎を布かんと欲するのみならず、亦濫に隣邦の國事に干預して、舊敎を扶植せんとす、是を以て、終生武を驥して勳績の稱すべきものなく、イスバニア・イタリヤ爲に糜爛し、カロロ五世の業地に墜つ。子フィリポ三世立つ、柔弱なり、宰輔レルマ侯權を專にす、オランダ艦隊海を制し、一六〇



フリスランドの世の家屋

オランダ
の文物

ヘンリハ
世

七年ジブラルタルにイスパニア海軍を撃ち大に之を破る、イスパニア・ポルトガルの商業絶ゆるに垂なんとす。後二年、フランス、間に居り、オランダと休戦を約す、オランダ大に興り、學術・技藝燦然として、ライデン大學、學藝の淵藪となる、機械師・ヤン・セ・リップ・ベルシェー、法制家オルデンバル、ネフルト・グロチウス、哲學家スピノサ、物理家ホイヘンス、畫家リッペン・レンブラント・ロイス・ダール等最顯る。

第三十一章 イングランドのチャードル朝

フランスの宗教戦役

第一節 一五〇九年イングランド王ヘンリ七世死し、子ヘンリ八世立つ、王、ランカスター・ヨーク兩統を承く、王室動かず、王

開き不良



エリザベス

アングリ
ア教會

エリザベ
タ

初書を著してルーテルの説を破す、法皇之を嘉し、信仰保護者の號を贈る、後其后を廢せんと欲す、后は帝カロロ五世の叔母なり、法皇帝を憚り、荏苒決せず、王乃后を廢し、侍女アンナボレインを納れ、一五三四年法皇と絶ち、親らアングリア教會の教主と稱す。一五四七年死し、子エドワルド六世立つ、國敎の制備はる、早死し、長姉マリア繼ぐ、厚く舊敎を信じ、イスパニア王フィリポ二世と婚して、舊敎を復す、又イスパニアに黨して、カレーの地を失ふ、一五五八年愧死す、子なし。妹エリザベタ立つ、アンナボレインの出なり、エリザベタ英邁なり、累を厭ひて婚せず、父弟の制に據りて國敎を復す。是より先き、伯母マルガレタ、スコットランド王ジェームス四世に嫁す、ジェームス五世を生む、ジェームス五世、女王マリアを生む、故にエリザベタ子なけれ

イ
ン
ベ
ン
シ
ブ
ル
マ
ダ
艦
隊

ば、スコットランド女王亦イン格蘭ドに王たるべし。女王少くしてフランス王フランシス二世の後たり、王位繼承權をフランシス二世に譲る、王早死して寡居す、年甫めて十九、美艷にして淺慮なり、舊教を奉ず、由來舊教徒、エリザベタを論じて庶出となす、乃女王を擁立せんとす、一五六七年スコットランドの新教列侯、女王の釋子ジェームス六世を挾みて女王を廢す、女王、エリザベタに投ず、乃之を禁錮する十九年、遂に之を殺す、是に於てエリザベタ内外舊教徒の怨府となる。一五八八年イスパニア王、イン格蘭ドのオランダを援けたるを名とし、所謂インベンシブレアルマダ艦隊を遣はして、之を包圍せんとす、エリザベタ死力を出だして之を禦ぐ、イスパニア海軍、イギリス海峡の風濤と、シエトランド諸島の巖崖とに擡け、海

西洋史
卷之四

イ
ギ
リ
ス
一
統

シ
ェ
ク
ス
ビ
ア

將ハワード・ドレーク等善く戦ひ其殘艦を殲滅す、イスパニア總督シドニア、殆僅に身を以て免る、フリゴ二世の雄圖、海底に沈みて復痕を印せず、新教國大に起る。一六〇三年エリザベタ死す、壽七十、嗣なし、ジェームス六世、スコットランドより入て其後を承け、始めてイギリスを一統す、之をイギリススチア一ト朝の太祖ジェームス一世となす。エリザベタ位にある四十四年、善く宰輔バレー男等に任ず、是を以て、國運大に進み、海軍環海を制す、商工業亦隨ひて起る、是時イギリス文學蔚然として興り、戯曲家シェクスピア出づ、詩調絶妙にして意匠神に入る、空前絶後の大家と稱せらる、詩人スペンサー亦一代の鉅匠たり。

第二節 イン格蘭ドの宗教改革と時を同うして、スウィス西

長老教會

ユグノー

ギーズ侯

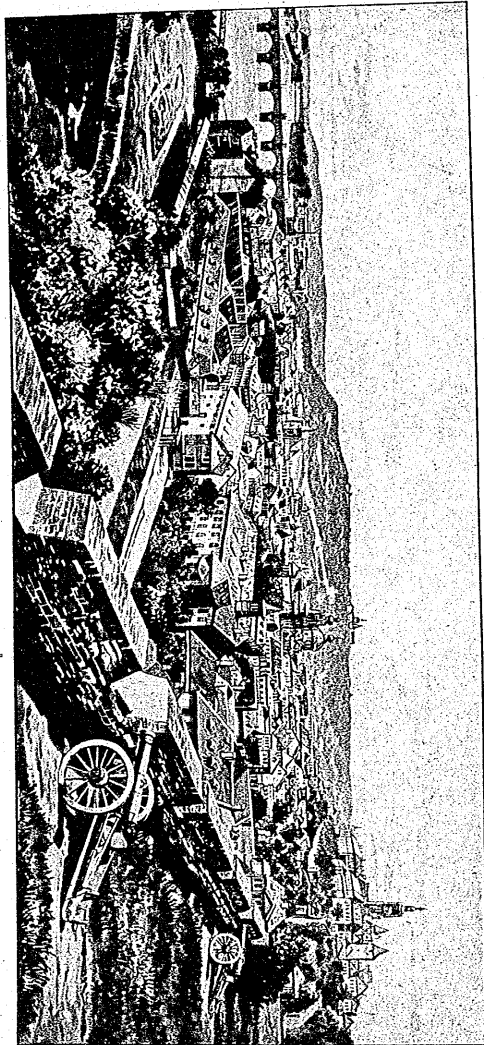
部にカルビン派新教起る。是より先き、チャーリヒのツウイングリ、ジネーブのフレル等、皆新教を唱ふ、未大に行はれず、一五四一年カルビン、ジネーブに起り、國教を立つ、所謂長老教會是なり。遂にフランス・オランダ・スコットランド・アメリカに流傳す、其教徒フランスにあるものをユグノーといふ、スウイス國民の稱アイドグノスの轉訛なり。一五五九年フランス王ヘンリ二世死し、長子フランス二世立つ、スコットランド女王マリアと婚す、女王の外戚ギーズ侯、權を弄びてイエス派殿に滿つ、早死す、弟カロロ九世嗣ぐ、幼なり、母后制を稱す。一五六二年ギーズ侯フランス、バシー村を過ぎて恣に新教徒を殺す、新教徒蜂起し、國內大に亂る、之を宗教戦役といふ、役發る八回、舊教徒は法皇・イスパニア王に援けられ、新教徒はイングランド・ドイツ・

ブルボン家

スウイスに扶けられ、兩黨互に勝敗あり、王室の支流ブルボン家、ナバラに王たり、新教を奉ず、世子ヘンリは王の再従弟なり、新教徒を率ゆ、ヨリニー謀主たり。一五七〇年王騷亂に倦み、季妹マルガレタをヘンリに配し、新教徒と和せんとす、議成り、一五七二年八月婚儀をバリーに舉ぐ、新教の列侯多く參集す、而してギーズ侯ヘンリ、私に王妹の婚嫁を悦ばず、王、母后と相結び、二十四日バルトロメ祭日の午夜、遽に起りて悉く新教列侯のバリーにあるものを屠り、地方の太守に令して新教徒を殺戮せしむ、ヨリニー以下屠らるるもの三萬、新教徒或は堅城に保ち、或は他國に遁る、王竊に愧ぢて樂まず、後二年死す、子なし。弟ヘンリ三世立つ、一五七六年ボーリィに約して、公權を新教徒に允す、ギーズ侯乃イスパニア王と盟

ブルボン朝

約し、新教徒を圖る、ギーズ家はメロウインガ朝宗室の裔と稱す、竊に篡奪の志あり、一五八八年バリーに據りて天下の實權を握る、王フロアに走り、ギーズ侯を召し、謀りて之を誅す、侯の弟マイエヌ侯カロロ、バリーに奔り、市人を煽ぎて叛かしむ、フランス鼎沸す、法皇・イスハニア王・イエス派皆侯に黨し、諸州多く離る、明年、王、ナバラ王ヘンリと同盟して、バリーを圍む、城將に陷らんとす、イエス派盜を放ちて王を殺す、子なし、統絶ゆ、遺詔してナバラ王をして宗家を繼がしむ、之をブルボン朝の太祖ヘンリ四世とす、聰敏にして英武なり、一五九〇年イブリーにマイエヌ侯を破り、復バリーを圍む、イスハニア王、ネーデルランド攝政バルマ侯をしてバリーを救はしむ、王乃圍を解く、一五九三年戦ひてフランスを保つこと難きを



城 ン ー ラ フ

ナント勅令

悟り、謀臣の策を納れて舊教を奉じ、法皇と和す、後三年、マイ
エンヌ侯降り、三十四年の亂始めて弭む、尋で一五九八年ナ
ント勅令を布き、新教徒に信仰の自由を得しむ、フランス大
に治まる。

第三十二章 三十年戦役

第一節

ローマ帝フェルヂナンド一世死し、子マキシミリアノ二
世立つ、死し、長子ロドルフ二世立つ、暴虐なり。一六〇八年新
教の列侯都市、新教同盟を結ぶ、ファルツ伯之を率ゆ、明年舊教
の列侯、僧官、舊教同盟を起して之に當る、バウリア侯盟主た
り、イスバニア・オーストリア亦加盟す。一六一二年帝死し、弟マ
チアス立つ、一六一七年従弟フェルヂナンド、ボヘミア及ハンガリア

新教同盟
舊教同盟

フ
エル
デ
ナ
ン
ド
二
世

に王となり、新教徒を威壓せんとす、明年新教徒情を陳ぶ、帝の報厲し、衆いふ、帝の意に非ず、執政等の所爲のみと、ブラーグ城の樓に参集し、執政を喚びて其意を問ふ、答へず、衆怒りて執政二人及書記官を窓外に棄て、臨時政務委員三十人を舉ぐ、ボヘミア響應す、帝亂を厭ひ新教徒と和せんとす、獨フルデナンド、帝を抑へて兵を召し、舊教同盟に説きてボヘミアを伐つ、三十年戦役此に起る。

第二節 一六一九年帝死す、子なし、フルデナンド、ボヘミアより入りて帝となる、之をフルデナンド二世となす、頑冥にして剛愎なり、イエス派朝を壓す、ボヘミア乃モラウア・シレシアと相合して王を廢し、ファルツ伯フレデリキを立つ。明年フレデリキ奔竄し、尋きてボヘミア平ぐ、一六二四年ファルツ亦定まる、

西洋歴史

ワ
レン
ス
タ
イ
ン

還付法

是に於て、兵士を放ち新教徒を劫して改宗せしむ、南ドイツ悉く舊教に復す、北ドイツの新教殆危し、デンマルク・スウェーデン・オランダ・イギリス・フランス等、オーストリア遂にドイツを統一せんを恐る、明年デンマルク王キリスチアン四世、イギリス・オランダと盟約し、北ドイツの兵を率ゐて南下す、舊教同盟禦ぐ能はず、帝の將ワレンスタイン自薦めて將軍となり、デンマルク王を破りて、ユトランドを取り、悉く北ドイツを降だす、而して海軍なく、デンマルクを屈する能はず、一六二九年リッベックに約して、悉く侵地をデンマルクに返し、ドイツの國事に干預せざらしむ、是に於て、帝還付法を布き、新教國をして舊教の寺領寺院を還さしめ、將軍ワレンスタインをして三軍を起し、オランダ・ポーランド・イタリアに出でしむ、又フランスを征してロ

ートリンゲンを復せんとす、是時フランス、マントバ侯をイタリ
アに扶植す、帝、フランス軍を逐ひて、マントバを取る、フランス畏
る、帝閫外の事を將軍に委ぬ、將軍必しも皆君命に依らず、軍
資、軍實を在在處處に誅求し、侵漁暴横を窮めて將士の欲を
縦にせしめ、列侯を待つ奴僕の如し、帝の弟レオポルド、舊教同
盟の盟主バウリア侯以下憤らざるものなし、帝已を得ず將軍
を免し、フランスと和し、オランダを伐つを止め、僅にポーランド
を救ひてスウェーデンを却け、以てドイツ武士の拓殖地プロシ
アを復せんとす。

グスタフ
アドルフ

第三節 一六三〇年六月スウェーデン王グスタフアドルフ、大
舉してボメラニアに入る、帝の軍、人民を屠り家屋を焚き糧食
を滅ぼして退く、スウェーデン王號令嚴明なり、秋毫をも犯さ

ず、遺民王を迎ふる父母の如し、向ふ所風靡す、北ドイツの列
侯皆王の心事を疑ひ、中立を守る。明年五月、マデブルグ陥り、
市民三萬屠らる、新教徒殆望を失ふ、是に於てブランデンブル
グ・ヘッセン・カッセル・サクスワイマル・サクソニア等、スウェーデンと相
結びて帝を伐つ、帝の軍敗績す。一六三二年五月、バウリア侯
サルツブルグに走り、ミンヘン降る、ウィルテンベルヒ亦定まる、ド
イツ概スウェーデンに歸す、王乃ボメラニア侯となりてバルト海
を制し、新教同盟を帥ゐんとす。是より先き、王サクソニア侯を
してボヘミアを取り、ウィーンに進ましむ、帝大に畏れ、又ツレン
スタインを將軍に拜す、サクソニア侯、ボヘミアに入り觀望して
敢て進まず、是に至り退く、將軍バウリアの軍と合し、北進し
てサクソニアを侵す、侯禦がず、王、侯の將軍に降らんを恐れ、急

ハイル
ブ
ロン
同盟

に將軍を躡む十一月リッツェンに戰ふ、將軍敗績してボヘミアに退く、王之に死す、壽三十八、新教徒哀惜して措かず、新教同盟、盟主を喪ひ、復其業を紹ぐものなし。明年スウェーデンの攝政オクセンシルナ、フランスと盟約してハイルブロン同盟を起す、ブランデンブルグ・サクソニア預らず、ワレンスタインと和せんと欲す、フランスの宰輔リッシャー、亦ボヘミアの王位を餌として之を誘ふ、將軍叛くに忍びず、奏して信仰の自由を允し、國を亡へる列侯を舊土に復し、バルト海沿岸の要地を割きてスウェーデンと和せんとす、聽かず。

第四節 帝漸く將軍を忌む、將軍新教國と和し、列侯とならんと欲す、乃ハイルブロン同盟總裁オクセンシルナに通じて其援を借らんとす、總裁叛を勸む轉じてブランデンブルグ・サクソ

フ
ラン
コ
ニア
侯
ベ
ル
ナ
ルド

ブ
ラー
グ
和
議

フ
ラン
ス

ニアに説きて、スウェーデンと絶たしめんと欲し、復北進す、會スウェーデン王の宿將フランコニア侯ベルナルド、王の遺策に依り、ドナウ河に沿ひてオーストリアに逼る、ウイン震撼す、帝將軍を召還し、侯を拒がしむ、將軍曰く、『天方に寒し、戰ふべからず』と、敢て命を奉ぜず、諸將に令して固く出師を禁ず、帝憚ばず、一六三四年二月、將軍の敵國に通じ、王位を窺ふを論じ、其職を褫ぐ、ワレンスタイン乃叛き、フランコニア侯を召く、居る數日、其下に殺さる、パウリア・ウルテンベルヒ踵ぎて定る、明年サクソニアとブラーグに和し、悉く其要むる所を納る、ブランデンブルグ等北ドイツの列侯多く之に従ふ、ウルテンベルヒ・バーデン・ヘッセン・カッセル等、猶スウェーデンに頼る、一六三七年帝死し、長子フェルデナンド三世立つ、フランス、フランコニア侯をしてラ

エルザス
ローレン
ズ
グエン
デ
ン

ウエスト
フア
リア
和議

イン河上流の地を取らしむ、侯、エルザス・南バーデン・フランシッ
ンテの大部を平げて自立す、一六三九年死す、子なし、侯はサ
クスワイマル侯、ウルレムの季弟なり、材武を以て鳴る、リッシャ
ー直に侯の國を并す、後、チャレンヌ、總督となり、エルザス・ロー
リングンの地を定む、スウェーデン又累歳オーストリアを伐つ。一
六四〇年、ブランデンブルグ、帝に畔き、後五年、サクソニア・スウェ
ーデンと和す、シレシア・ポヘミア・モラヴィア、屢、兵馬に蹂躪せられ、
ウーリン、スウェーデン軍の前衛を望むに至る、バワリア亦スウェ
ーデン・フランスの同盟軍に焚掠せられ、具に慘苦を嘗む、一六四
八年十月、スウェーデン軍、ブラグ郭外に集合し、大舉して之を
陥れんとす、二十四日、ウエストフアリア和議成り、三十年の亂始
めて熄む。

フランス
語外交の
公語とな
る和議の
結果

第五節 帝フルデナンド二世、亂に倦む已に久し、一六四一年
帝の使節、フランス・スウェーデンの使節等とハンブルグに會し、明
年和をウエストフアリアの ミンステル・オスナブリック 兩地に議せ
んとす、一六四五年に至り、諸國遂に是議を納る、議事荏苒三
年半に彌る、ドイツはスウェーデンとオスナブリックに議し、法皇
ベネチアは間に居りて、フランス等列國、ドイツ列侯を、ミンステ
ルに會す、ヨーロッパ列國の使臣、此に萃る、實に列國會議の嚆
矢なり、使臣の階級を定めて、席次を決し、フランス語を以て
外交の公語となす、フランスは、マース河上流とライン河との
間の地を保ち、スウェーデンは、前ボメラニア・リッゲン島・ウーリン島
・ステチン・ウイスマル・プレーメン等北ドイツ沿海の要地を收め、バ
ワリアは、ファルツを割きて、エレクトールと爲り、ブランデンブルグ

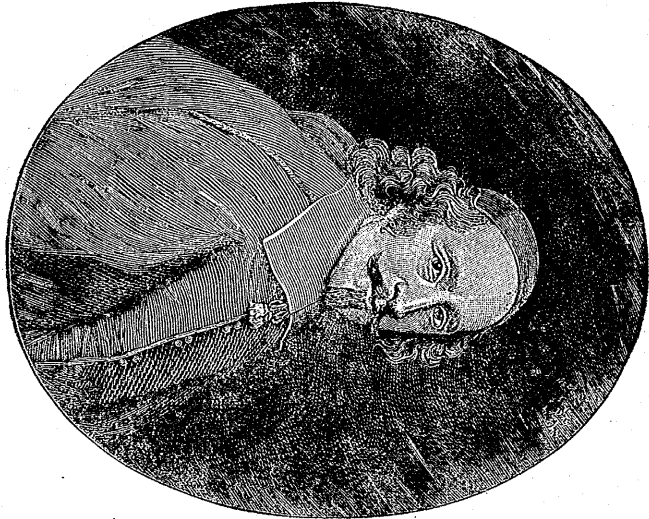
は後ボメラニア・マグデブルグ・ミンデン等を取り、ヘッセンカッセルはヘルスフェルド・シャウンブルグを并す、ファルツ伯、ウエルテンベルヒ侯又國に還る、大寺多く寺領を收公せらる、スウィス・オランダ是に至り獨立國に列す。新聖ローマ帝國地を四方に失ひ、國民兵塵饑饉・ベストに斃れて僅に十分の一を存し、田園廢れて豪族窮し、資財殫きて文物滅び、列侯舉自立して帝徒、虚器を擁し、ドイツ衰へてフランス興る、皆帝フェルデナンド二世の罪なり。

第三十三章

フランス國家主義の確立

ルイス十四世の侵略

イスパニア繼承の役



リ
シ
リ
ー

マ
ザ
レ
ン

第一節 一六一〇年ヘンリ四世弒に遭ふ、壽五十七子ルイス十三世立つ、幼なり、母后制を稱し、綱紀大に弛む、宗室豪族皆不平なり。一六二四年リシリー入りて宰輔となり、政を執る十八年、外先朝の策に依りてイスパニア・オーストリアの強大を抑へ、内新教徒の實權を削り、宗室豪族の陸梁を矯め、專王權を張る、國威大に揚る。一六四二年リシリー病篤し、王、第に臨む、奏してマザレンを挙げ、賢良の臣三人を薦めて死す、年五十八、リシリー遠慮あり、機務を裁し、征戰を督し、學士會院を置き、敕令を布きて零度子午線を定む、文績、武勳頗る舉る。マザレン代りて宰輔に任ず、明年王死し、子ルイス十四世立つ、幼なり、マザレン輔佐する十九年、リシリーの政策を躡み、益、君主制、國威發揚を國是となす、是を以て、行政諸司、高等法院職



ルイ十四世及后

フロンド
一揆

ピレネー
條約

ルイ十四世

權を奪はれ、宗室豪族顯要より逐はれ、國庫愈窮して租稅愈苛し、高等法院終に人民を率ゐて王室に抗す、宗室豪族の朋黨亦イスパニアと結託して之に應ず、百官竊に悦ぶ、之をフロンド一揆といふ、マザレン謀りて朋黨を解き、一揆を鎮む、君主專制の國是遂に定まる。一六五九年イスパニアとピレネー條約を締びて、ネーデルラント南方の地を收め、イスパニア王フィリポ四世の長女を迎へて后となす、明年病む、奏して復宰輔を任ぜず、王をして親ら庶政を執らしむ、又コルベールの財政に精しき、ルテリエー・リオンヌの機務に敏きを推して之を薦む、一六六一年死す、年五十九、王宮中喪を行ふ王者の如し。是に於て、親ら政を執り、コルベールに大藏、ルテリエーに軍務、リオンヌに外務を掌らしめ、國家の人格を以て自擬す、フランスの國



ルイ・バール



ルイ・バール

コルベール

ナイメーヘン
和議

家主義茲に確立す、實にリッパ・マザレン二相の力なり。

第二節 王、ヨーロッパ列國に盟主たらんと欲す、而してフランスの疆域、王の志に副はず、乃外征する殆五十年、コルベール

内に財政を整へて軍實を充つ。一六六五年イスパニア王フィリポ四世死し、子カロロ二世立つ、フランス王乃長女の婿としてイスパニア領土に君臨する權ありとなし、一六六七年ネーデルラントを侵し、明年其南方の要地を取り、ポーバンをして連城を築かしむ。一六七二年王、オーストリア・ドイツ諸國の權臣に賂遺し、イギリス・スウェーデンと連衡してオランダを伐つ、オランダ、イスパニア・ブランデンブルグと合縱して之に當る、會冬暖く天候險く、フランス陸軍・イギリス艦隊俱にホルラントに逼る能はず、兵結びて解けざる六年、一六七九年ナイメーヘンに和

ラ
イス
ワ
イ
ク
和
議

第三篇 第三十三章 フランス國家主義の確立 ルイス十四世の侵略
イスパニア繼承の役

五六

す、イスパニア終にフランシスコンテ及ネーデルラント南方險要の地をフランスに割く、ネーデルラント南境守を失ふ、全ロートリゲン・エルザスの帝領諸市悉くフランスに没す。一六八六年オランダ總督オランイエ侯ウィルレム、オランダ・ブランドンブルグ・スウェーデン・イスパニア・オーストリア・ドイツ諸國を糾合し、アウグスブルグ同盟を結びてフランスの侵略に備へ、後二年イギリスに入りて王となり、イギリス加盟す、會、フルツ伯カロロ死す、子なし、統絶ゆ、カロロの妹王の弟オルレアン公フリボに嫁す、王乃姉の繼承權を名としてフルツを取らんとす、一六八八年九月卒にフルツを取り、バーデン・ウルトンベルヒを侵す、而してフルツの保ち難きを察し、村市を焚き戸口を殫さしむ、四方に轉戦する八年、一六九七年ライスワイクに和して、ウィルレム

イス
パ
ニ
ア
の
姻
戚

三世のイギリスに王たるを認め、新に南ドイツに布きたる舊教を保護して、ロートリゲンを還し、オランダに國防通商の便宜を與ふ。

第三節 イスパニア王フリボ四世、一姉一妹あり、姉フランスに嫁してルイス十四世を生み、妹オーストリアに嫁して帝レオポルドを生む、フリボ四世、一男二女を生む、子カロロ二世嗣ぎ、長女マリアテレサ、繼承權を棄ててルイス十四世に嫁し、子ルイスを生む、次女マルガレタテレサ、帝レオポルドに嫁して、女マリアントニアを生む、マリアントニア、繼承權を棄てて、パワリア侯マキシミアノに嫁し、子ヨセフフルデナンドを生む、カロロ二世羸弱にして子女なし、王死せば男統絶え、女統入りて宗家を承くべし、イギリス王ウィルレム三世、ハプスブルグ朝若く

第三篇 第三十三章 フランス國家主義の確立 ルイス十四世の侵略
イスパニア繼承の役

五七

はブルボン朝の強大となり、ヨーロッパの均衡爲に素れんを憂ひ、一六九八年オランダと議してイスパニア繼承の事を解決せんと欲す、乃バワリアのヨセフ・フルデナンドにイスパニア・ベルギー・アメリカ、オーストリアにミラノ、フランスに兩シチリアを與へんとす、イスパニア國民領土を分つを欲せず、カロロ二世、乃全國をヨセフ・フルデナンドに傳ふ、フランス・オーストリア憚ばず明年ヨセフ・フルデナンド死す、イギリス王復フランスと約し、イスパニア・ベルギー・アメリカを帝レオポルドの次子カロロに、兩シチリア・ロートリンゲンをフランスに與へ、ロートリンゲン侯をミラノに轉ぜんとす、フランス王諾す、帝聽かず、イスパニア駐紮フランス公使アルクル、交際術に長ず、盛に顯要後宮に賂遺す、后顯官等皆フランスの王孫を迎立するを勸む、王決する能は

イギリス
北ドイツ
の工業起
る

イスパ
ニア
ブル
ボン
朝

エウジ
ニオ

ず、之を法皇に謀る、嚮にルイス十四世婦言を容れ、ナント敕令を廢して全國の新教徒を誅鋤す、工人五十萬フランスを去りて、イギリス・北ドイツに移り、二國の工業を起す、法皇固より王の英斷を嘉す、乃亦フランス王孫迎立の説を賛す、一七〇〇年カロロ二世、終に全國をルイス十四世の次孫アンジュー公フイリポに傳へて死す、之をイスパニアブルボン朝の太祖フイリポ世となす、イスパニア繼承の役茲に起る。

第四節 一七〇一年春、オーストリア戰を宣す、サボヤの宗室

エウジニオ將軍たり、是時ルイス十四世意既にヨーロッパを吞む、乃ライスワイク和議を破りて、ベルギー南境のオランダ守備兵を逐ひ、イギリス廢王ジェームス二世死するに至り、其子ジェームスを認めてイギリス王となす、又南アメリカの諸港をイギリ

マールボ
ロ侯

ス・オランダの商船に閉さんとす、イギリス・オランダ大に怒り、オ
ーストリアと盟約してフランスを伐つ、マールボロ侯ジョアン・チ
ーナル將軍たり、デンマルク・ブランデンブルグ・サボヤ・ポルトガル等
亦加盟す、一七〇四年バウリア定まる。明年帝レオポルド死し、
長子ヨセフ立つ、一七〇六年ベルギー平ぎ、次子カロロ、イスパニ
ア王カロロ三世と稱す、明年フランス、イタリアを棄つ、ルイス十
四世屢敗れ、金櫃空し、乃次孫の爲にシチリアを保ち、自餘の
諸國を棄てて、全エルザスをドイツに還さんと欲す、列國聽か
ず。一七一一年帝ヨセフ死す、子なし、弟カロロ立ち、帝カロロ六
世と稱す、親らイスパニア全領土を并有せんと欲す、イギリス
等憚らず、明年フランスと議して、列國をユトレヒトに會し、遂
に和す、フリポ五世は、イスパニア及植民地を保ちて、フランス

ユトレヒ
ト和議

の繼承權を棄て、イギリスは、ジブラルタル・ポルトマオンを取り、
北アメリカのノワスコチア・ニューファウンドランド及附屬諸島・ハ
ドソン灣を領し、異數の商權を收め、フランスウイグ家の繼承權
を認めしめ、サボヤはシチリアに據り王と號し、ブランデンブル
グはプロシアに王たるを認めしめ、オーフェルヘルデルラントを
獲、オランダは、ライスウィイク和議の舊に復し、バウリア侯國に還
る、獨帝カロロ六世預るを欲せず、一七一四年に至り、屈して
ラストアットに和し、ベルギー・ミラノ・ナポリ・サルデニアを并す、唯、オラ
ンダ、力を竭して新領土を獲ず、爾來復帝王の事に預らず。

第三十四章 イギリスの革命

教主と國
王

第一節 チャードル朝宗教を改革し、法王に代りて教主とな

王者受命
の説

り、命をイエスに受けて教育を掌り親族法を執る、僧侶其機關たり、固より人爲法の制裁に従はず、而してイギリス王は祖宗の遺範に則り、議會の協賛に依りて國法を定め、地方をして自治せしめて國政を統ぶ、官吏其機關たり、固より憲法を守りて朝に臨む、王二資格を合して、僧侶官吏各其職を守る、僧侶國王の權、教主の權に及ばざるを屑とせず、一六〇六年結集して、王者專制は神の命人類の性に基く唯一の國體にして、議會の要むる權の如きは神を蔑にする篡奪なりと決す、王者受命の説玆に起り、スチャート朝之に依る、是に於て王室議會漸く相軋り、解散相踵ぐ、一六二一年議會權利安堵法を議決す。後四年王死し、子カロロ一世立つ、固陋にして王者の器にあらず、イスバニア・フランス王の如く親ら政を執る

ビ
ン
派

能はざるを恥ぢ、一六二九年以來策を立てて議會の權を削り、大僧正ロードをして舊敎の宗儀を復せしむ、王遂に議會の租稅協賛權を蹂躪して、恣に艦稅を課す、議員ハムデン之を法廷に爭ふ、王判事を威嚇して訟を却けしむ。

第二節 一六三七年王新宗儀をスコットランドに行はんとす、スコットランド叛く、イングランド亦動く、一六四〇年已を得ず議會を召集す、議員概ビ・リタン派に屬す、大に王の專制を議す、是に於て、法廷の汚濁を清めて艦稅を蠲き、宰輔ストラッフォード伯を誅して樞密院の裁判權行政處分權を剝ぎ、大僧正ロードを捕へて新宗儀を止め、十二僧正を獄に繋ぐ、王皆之に従ふ、議會又本議會の承諾を経ずして之を停會若くは解散するを得ずと議決す、王乃スコットランドに入り、叛民を慰撫し、

之を率ゐて議會を壓せんと欲す、議會王の軍を除隊し、委員を隨行せしめて主を監す、王叛民を懷柔するに甚力む、會、アイルランド叛く、アイルランド人素より舊教を奉ず、スコットランド人、王之を使喚すとなして服せず、王ロンドンに還り、后の言を納れ、國事犯を以て議員五名を論じ、兵を將て之を議場に捕へんとす、五人既に遁る、是に於て議會、兵を召して自衛る、ロンドン之に應ず、豪族武官多く王事に赴く、議會に黨するもの皆ビリタン派に屬し、髪を飾らざるを嘲りて圓顱黨と呼ぶ、議會黨は勤王黨の長髮鬘を著くるを嗤ひて、武士黨と稱し、イギリス、一黨に分れて相戦ふ、勤王黨ボヘミア王フレデリキの子ルベルト、議會黨クロムウェル最顯る、クロムウェル數勤王黨を破る、王、スコットランド軍に投ず、軍、王を議會に送る、一六四九

圓顱黨

武士黨

クロムウェル

年一月三十日、議會、王を論じて國民の公敵となし、斬に處す。

第三節 イギリス既に王なし、クロムウェル、議會を率ゐて共和

クロムウェル
ランベルト

の政を布く、スコットランド・アイルランド相踵ぎて平ぐ、一六五三年クーデターを行ひて議會を解散し、獨萬機を裁す。ランベルト、憲法案を草す、議會はイングリランド・スコットランド・アイルランド三國の代議士四百人より成り、法律の制定租税の賦課顯官の補任を協賛す、ロードプロテクトール一員を置き行政を統裁せしむ、其任期は終身にして、海陸軍を帥み、和戰の事を裁す、樞密院之を補佐す、樞密院、案を議定し、クロムウェルを擧げてロードプロテクトールとなす、クロムウェル剛果なり、政を執る十年、オランダの專横を制し、イスパニアの跋扈を壓し、フランス・サボヤをしてイギリスの鼻息を覘はしむ、イギリス、ヨーロッパ第一

の海軍國となる、一六五八年死す、年五十九、樞密院其長子リチャードをして職を襲がしむ、リチャード其器にあらず、諸將ランベルト等權を弄ぶ、一六六〇年スコットランド總督モンク、先王の長子カロロ二世を迎立す、全國響應す。

スチャ
アート朝
たる

オラン
イェ
朝

第四節 カロロ二世淫蕩にして國事を顧みず、イギリスの國威地に墜つ、一六八五年死し、弟ジェームス二世立つ、國教を廢して舊教を復せんとす、國民忍ぶ能はず、遂にスチャアート朝を放つ、向に王の姉マリア、オランダ總督オランイェ侯ウイレルム二世に嫁し、子ウイレルムを生む、王又長女マリアをウイレルムに配す、是を以てウイレルム王の最近親たり、議會黨竊に侯に通ず、侯乃アウグスブルグ同盟を結びて、隱にイギリスを窺ふ、王察せず、一六八八年十一月十五日、侯、イギリスに至る、諸市相踵ぎて

出版の自
由イン
グランド
銀行
國債

侯を迎ふ、王フランスに奔る、明年四月侯及夫人位に即く、之をウイレルム三世、女王マリアとなす、イギリス國教終に固し、王器識あり、親ら師を帥め、ヨーロッパの外交を攬る、フランス終に爲に志を遂ぐる能はず、一六九二年ラアグ埼にフランスに捷つ、イギリス是より海柄を握る、王又銳意治を圖る、是年出版の自由を許し、一六九四年イングランド銀行を創めて金融を疏通す、國債又茲に起る、一七〇二年王馬より墜ちて死す、壽五十二、女王先に死す、子なし、女王の妹アンナ立つ。

第三十五章 南洋及東洋に於けるポルトガル・

イスパニア・オランダ・イギリス

第一節 イスパニア、ポルトガルを保つ六十年、遂に其東洋・南洋

アマカオ
の租借

サルバ
ドル城

ポルトガ
ル語

の植民地に號令する能はず、兩國民各、其植民地に割據して勢力範圍を爭ふ。ポルトガル人は一五六七年南洋商賈の都會たるアマカオを租借し、臺灣を探検してフォルモサと名け、平戸に通商す。後五年イスパニア又マニラに據り、一六二六年基隆に城きてサルバドルと稱し、亦我邊陲に出入す、而して其勢力終にポルトガルに及ばず。ポルトガル人フランクの稱を專有し、其國語廣く東洋に行はる。イスパニア王フイリポ二世、ポルトガルを并せ、一六九四年其諸港をオランダの商賈に閉ざす、リスボン頓に衰ふ。

第二節 由來ポルトガル・イスパニア深くインド航路を秘して、諸國商社のインド諸港に直取引するを拒ぐ、オランダ人リンス・ホーテン、曾てゴアに淹留し、按針等の授けたる水路誌類を

寰瀛水路
誌
ハウトマ
ン

オランダ
東インド
會社

バタビ
ア

傳ふ。一五九五年寰瀛水路誌を公にす、實に水路誌公行の嚆矢たり。又ユルネリオ・ハウトマン、嚮にリスボンの獄中にあり、按針等よりインド航路の事を聽く、オランダ商乃遠國會社を結びて、商船をインドに發す、ハウトマン船長たり、明年ハウトマン始めてマライ諸島を探検す、是よりオランダ頻に東洋諸地を開拓す。一五九九年アンボynaに通商し、一六〇二年セイロンと盟約す。是年三月二十日、オランダ東インド會社起る、資本七千五百萬圓に過ぐ、是に於てオランダの東洋拓殖大に進み、十數年にしてポルトガル・イスパニアの勢力範圍を蠶食し、一六〇九年平戸に來りて互市を請ふ、マライ半島のバタニ、シム、のアユチア、平戸航路の泊港たり。後一六一九年都城をカラバ・ヂャカトラの址に建ててバタビアと稱し、ポルトガルに代りてアンボ

イナ・丁子・バンダ・荳蔻・ボルネオ・金剛石・マラカ胡椒・インド綿花・セイロン肉桂を取引して五割の配當金を占む、オランダ領マラエシア此に起る。

第三節 オランダ東インド會社は、東マカリエンズ海峽より、西グードホープ埼に至る洋海の貿易權を競望し、總督府をバタビアに置き、探檢拓殖を是れ力む。一六二二年オランダ、アマカオを侵す、挫餓す、乃轉じて澎湖島を取り、其住民を掠賣す、後二年、清、オランダに諭して臺灣に通商せしむ、乃今の平安にゼーランディア城を築きて臺灣府を制し、一六四二年基隆のサルバドル城を降だして遂に全島に據る三十七年、一六六一年終に鄭成功に滅ぼさる。是より先き、一六四〇年マラカを取り、一六四二年タスマニア・ニュージーランドに到り、一六五一年グ

臺灣
ゼーラン
ディア城

ードホープ埼に據り、一六五八年セイロンを收め、一六六〇年セレベスを領す、而してオランダは専商業を重んじ、敢て大領土を望まず、是を以て物産の額を限りて其價格を保ち、會社の重役は世襲の富豪となり、百弊鬱積して一七九八年會社散じ、オランダ衰ふ。

イギリス
の商業

第四節 イギリスはアングロサクソン朝以往、夙に商業を重んず、ハンザ同盟の盛時に方り、イギリス始めて運送業を起し、十六世紀の半以降頗航海業を奨む、ウィロービー・スチブンス・カベンディシ等著名の航海者は、是に於て出づ、而も資本猶乏しく、オランダと競争する能はず、商賈僅に資をオランダ商に合してインドに通商す、オランダ商頗暴利を貪る。一五九九年ロンドンの商賈相議して亦インドに直取引せんとす、明年十二月三

イギリス
東インド
會社
ランカ
スター

インドの
經營

アダ
ムス

十一日、イギリス東インド會社起り、一六〇一年始めて船を發す、ランカスター船長たり、明年ランカスター、マライ諸島に取引し、ジバ西端のバンタムに商社を置く、而して東インド會社の資本七十萬圓に滿たず、是を以てポルトガル・オランダとマライ諸島に競争する能はず、専力を大陸に用ひ、一六一二年北インドのストラトに據り、一六三四年ベンガルに到り、一六三九年マドラスに城き、一六六八年ボンベールを得、一六九八年カルカッタの基礎成る、イギリス領インドの礎石此に定まる。

第五節 十七世紀の初、オランダ商社往往イギリス人を按針に用ふ、一六〇〇年イギリス人ウィルレム・アダムス、オランダ船隊に大按針となり、遂に本邦に到る、三浦按針是なり。イギリス商其本邦にあるを知り、セリスを遣はして平戸に通商せしむ。

ヤン
ヨー
ステン

アン
ボイ
ナ殺戮

航海法

一六一三年セリス到る、前將軍徳川家康之を許す。是より前き四年オランダ商ヤン・ヨー・ステンに頼り、既に前將軍より通商の允許を得、イギリス商と激争して、其バンタム商社との連絡を斷つ、イギリス商遂に平戸に保つ能はず、一六二三年其商社を閉ざす。是年オランダ商、アン・ボイ・ナ居住の邦人及イギリス商を疑ひ、卒に之を捕へて拷訊す、邦人・イギリス商各九名之に死す、之をアン・ボイ・ナ殺戮といふ。イギリス商乃モルッカ諸島を去り、オランダ商と南洋に戦ふ、而して終に利なし、クロムウェル政を執るに至り、一六五一年十月九日航海法を布きて、諸國商船が他國產の貨物をイギリスに輸入するを禁ず、爾來イギリスの商業大に興る。

第三十六章 東及北ヨーロッパ諸國の盛衰

ホンガリア

第一節 ルイス十四世、フランスを治むるに當り、東ヨーロッパの形勢漸く一變す、フランスはドイツを削り、オーストリアを弱むるを以て累代の國是となす、王乃ライン河流域を侵略してフランスの疆域を拓き、ホンガリアを煽ぎ、トルコを唆して、オーストリアを苦ましめ、以てオーストリアをして奔命に疲れしめんとす、是時帝レオポルド、イエス派の意に従ひ、ホンガリアの特權を犯す、ホンガリア亂る。一六六三年トルコ隙に乗じてホンガリアを取る、明年帝の將モンテクリ、トルコ軍を破る、トルコ乃二十年の休戦を約す、是に於て帝ホンガリアの憲法を廢し、新敎を壓せんとす、テークリ伯新敎徒を率ゐて叛き、入援

カルロビツ和議

をトルコに請ふ、フランス亦其侵寇を促す。一六八三年春スルタンムハメッド四世、宰輔カラムスタフを遣はしてウィーンを圍ましむ、ウィーン危し、ポーランド・ドイツ・オーストリアの援軍會至り圍解く、是よりオーストリア、ホンガリアに轉戦する十四年、連に捷つ、ベネチア又オーストリアと同盟して海上にトルコを窘む。一六八六年ホンガリア國都ブダ陷る、明年ホンガリア憲法を革めて王位を世襲となし、貴族のユスレシスタンヂを廢す、ユスレシスタンヂは武力を以て憲法違背の舉を抗爭する權を謂ふ、是に於てホンガリア終にオーストリアの隸州となる。一六九七年スルタンムスタフ親ら將としてゼンタに敗績し、後二年カルロビツに和す、トルコ、ホンガリア國南のテメンシバールを保ちてホンガリア・トランシルワニアをオーストリアに割き、ダルマ

チアの數港及モレアをベネチアに譲り、ボドリア・ウクライナをポーランドに返す、トルコ漸く衰ふ。

第二節

スカンデナヴィアは由來三國に分る、デンマルク・スウェーデン・ノルウェー是なり。一三九七年デンマルク・ノルウェー兩國の女王マルガレタ、カルマルに盟約して三國を合す、女王はデンマルク王ワルデマル三世の長女、才略あり、一四一二年死す、壽六十。妹孫エリク、ボメラニアより入りて立つ、一四三九年廢せられ、妹子キリストホロ、バワリアより入りて紹ぐ、一四四八年死す、子なし、スウェーデン離る、オルデンブルグ侯キリスチアン、遺后を娶り、一四五七年復三國を合す、之をオルデンブルグ朝の太祖とす。ハンザ同盟、スカンデナヴィアの強大を恐れ、スウェーデンを離間す、スウェーデンの攝政ステン・スツレ賢なり、貴族の專横を抑へ、

スカンデ
ナヴィア

カルマル
合同

オルデン
ブルグ朝

ステン
ス

ストック
ホルム

グスタフ
エリクソン

都市農民に政權を頒ち、印刷所を設け、一四七七年ウプサラ大學を置く、一五〇三年死す。豪族スワンテ・スツレ職を襲ぐ、一五一三年キリスチアンの孫キリスチアン二世立つ、暴虐なり、スワンテ・スツレの子ステン・スツレ攝政たり、王ハンザ同盟を窘め、攝政職を廢し、カルマンの盟約に背負せんとす、スウェーデン、一五二〇年ステン・スツレ戰死し、スウェーデン議會、王を奉ず。

第三節 初代の攝政ステン・スツレの妹ブリギタ、ジョアン・リッパに嫁し、子エリクを生む、エリク、子グスタフ・エリクソンを生む、グスタフ・エリクソン、倜儻にして大志あり、國人望を屬す、一五二〇年十一月キリスチアン二世ストックホルムに踐祚す、乃嬖倖の言を納れ、卒に城門を閉ざして諸臣の攝政に黨せるものを誅鋤す、殺戮三日に彌り、俊傑の士皆殺さる、之をストックホルム殺戮

ワサ朝

ルム殺戮といふ。グスタフ・エリクソン亦爲に父及族數人を喪ふ、王賞を懸けてグスタフ・エリクソンを索む、グスタフ・エリクソン、ノルウェー境の山間に走り、兵を擧げて明年夏ストックホルムを圍む、城兵堅く守ること二年、リベック艦隊糧道を斷つに至り遂に降る。グスタフ・エリクソン位に即く、之をリッ朝の太祖グスタフ一世とす、乃ルuter教を施きて國教となし、リベックの商權を殺ぎて實業を奨む、國民王の治に安んじ、其後をして永く王位を襲がしむ、一五六〇年死す、壽七十。三子尋きて立ち、一六一一年孫グスタフ・アドルフ嗣ぐ。是時スウェーデン、バルト海東のフィンランド・エストランドを領す、王に至り、リウニヤを并す、乃海南のポメラニアを收めてバルト海の領權を握らんとす。

ポーランド

第四節

一三二一〇年ポーランド王ブラヂスラフ、大ポーランド・小

ヤグロ朝

ポーランドを兼并してクラカウに立つ、一三三三年死し、子カシミル立つ、ガリチア亦ロシアを收め、クラカウに大學・控訴院を置き、法律を正して治を圖る、一三七〇年死す、子なし、統絶ゆ、姉子ルイス、ホンガリアより入りて統を承く、又子なし、長女マリヤ、ホンガリアに立ち、次女ヘドウィガ、ポーランドを紹ぐ、一三六八年ヘドウィガの配リトワニア侯ヤグロ、國人に迎へられ、其領土をポーランドに合して立つ、之をヤグロ朝の太祖ブラヂスラフ二世とす。是時ドイツ武士、オーデル河よりフィンランド灣に至るバルト海沿岸一帯の地を拓殖して之に據る、ポーランド亦蠶食せらる、ブラヂスラフ二世乃ドイツ武士を攻め、一四一〇年之を破る。一四四七年次子カシミル三世立ち、連にドイツ

トールン
和議

武士を伐つ、一四六六年ドイツ武士遂にトールンに和し、西プロシアをポーランドに割き、東プロシアを保ちて外藩と稱す。ポーランド大に興る、而して貴族漸く專横なり、由來ポーランドは農を以て國を立つ、是を以て貴族田園を占めて農民を苦役し、政權を擅にす、貴族の代議士獨議會を組織し、租税の賦課、法律の制定、和戰の裁決を協賛し、王徒成を議會に仰ぐ、ヤグロ朝以降議會又王を選擧す、是に於て王の候補者、專議員に倭事し、盛に賂遺して唯立つを之れ爭ふ、貴族輒恣に異數の特權を要む、王終に虛器を擁し、國體化して貴族の共和制となり、國家柱石を闕き、爭鬭絶ゆる時なく、隣國隙に乗じて釁を開き、ポーランド遂に衰ふるに至る、ヤグロ朝六世十傳して一六四八年ジアン二世立ち、一六六八年位を讓る、統絶ゆ。

國情

ボリスゴ
ゾノフ

第五節

ロシアは、ルーリク朝の末帝フエオドルイバノビチ、一五九八年一月死し、統絶ゆ、豪族ボリスゴゾノフを推しツァールとなす、ボリスゴゾノフ實業を奨め、内治を革む、先帝の弟ドミトリと稱するもの累りに出で、一六〇五年ボリスゴゾノフ破れて死し、ポーランド兵、國都モスクバに據り、スウェーデン、ノブゴロドを取り、ロシア大に亂る。ポーランド王シギスモンド三世、ロシアを并せ、其子ラヂスラフ四世をしてツァールと號せしむ。一六一三年フエオドルイバノビチの姪ミカエルロマノフ國人に推されて立つ、之をロマノフ朝の太祖ミカエル三世とす、聰明なり、一六一七年カレリア・インゲルマンランドを割きてスウェーデンと和し、一六三四年スモレンスク・セウリア等數地を割きてポーランドと和す、ロシア始めて安し、乃貴族・僧官・都市の代議士を

ロマノフ
朝

法典

モスクバに召集して政綱を諮詢す、議會、ツァール專制の國體を翼賛す、是に於て行政を整へ、ヨーロッパ諸國と通商條約を締む、諸國人の歸化を奨め、シベリアの鑛産を探りて鑛山地方に市邑を置く、ロシア大に治まる、一六四五年死す、壽四十九。子アレキセイ立つ、一六四九年法典を布き、一六六七年ポーランドに没したる諸地を復す、アレキセイ又新式の陸軍を起し、ロシア領の大部を收む、版圖益々大なり、一六七六年死す、壽四十六。三子フオドル・イバン・ペテロ尋きて立つ。

第三十七章 北ヨーロッパの戦役

ペテロ

第一節 ツァールペテロ一六八二年立つ、長じて俊邁なり、一六八九年親ら政を執る、年甫めて十七、是に於て銳意國家の

發展を圖る八年、先づ海軍を起してバルト海に出て黒海に臨まんと欲す、乃オランダ・ドイツより船工・木工を傭ひて船舶を造らしめ、屢、アルハンゲルスクに遊びてオランダ・イギリスの海舶を視親く工事に従ひ、操舶の技を學ぶ。一六九七年三月オランダに遊び、先づザインダムの造船場に入り、木工ペテロ・ミハイロフと稱して造船の技を學び、尋でアムステルダムに移りて學者・技師・美術家と交り、數學・博物學・解剖學・外科學の業を受く、王侯等方にライスウィクに會して和を議す、ツァール又此に遊び其威儀を觀る、イギリス王ウィルム三世イギリスに巡歴せんを勸む、ツァール悦びて之に應じ、明年一月ロンドンに入り、各種の職工と交り、殊に船工と往來す、去るに臨み、王、ヨット船一隻を以て之を餞る、アムステルダム亦ツァールの親く預りて

文化起る

造れる船を獻ず、乃イギリスより船員・接針・外科醫・砲術家・職工等、オランダより將校・醫師・美術家・職工等を聘して歸途に上り、ウーデンに淹留してオーストリアの陸軍を視其將校を招きてモスクバに還る、實に是年九月四日なり、ロシアの文化茲に起る。而して守舊の徒ツァールの進取策を悦ばず、ツァールの姉ソフィアを戴きて亂を作す、ツァール叛徒を酷刑に處し、手ら數人を斬る、國人懾懼す、是に於て意を決して國家社會の改革を行ふ。陸軍・海軍・財政・教政・風俗・社交悉く一新し、ロシア、ヨーロッパの一國と成る、皆ツァールの力なり。

カロロ十二世

第二節 スウェーデン王グスタフ・アドルフ子なし、四傳して、一六九七年姉カタリナの曾孫カロロ十二世立つ、年甫めて十六、北ヨーロッパ諸國スウェーデンの威壓を畏るる既に久し、是に於

て皆起ちてスウェーデンを圖る、リウニアの武士團、政權を失ひ深くスウェーデンを怨む。一六九九年團員バトクル、ポーランド・ロシアに説きて合同せしむ、デンマルク乃加盟し、ポーランドはリウニアを復し、ロシアはインゲルマンランドを取り、デンマルクはシレスウィヒ・ホルスタインを并せんと欲す、由來スウェーデンは、インゲルマンランド・エストランド・リウニアを穀倉となし、レバル・リガ・ストラルズンド・ヴィスマル・プレーメンを寶庫となす、三國の戦備を耳にし、議會和を講ぜんと欲す、王曰く、『不義の師は予之を出さず、不義の敵は之を挫かざれば止まず』と、乃出師を協賛す、オランダ・イギリス亦艦隊を遣はして之を援く。一七〇〇年春デシマルク、ホルスタインに寇す、王の姉婿フレデリキ四世、シレスウィヒ・ホルスタインに俟たり、秋、王シエルランドに上陸し、直

にユベンハーゲンを衝く、王神勇にして仁恕なり、デンマルク畏れて和す。是時ロシア軍、エストランドを侵し、ポーランド軍、リガを圍む、冬、王轉じてエストランドに入り、ロシア軍をナルバに滅ぼし、明年南下してポーランドを伐つ、一七〇三年ポーランド平ぐ、乃王アウグスト二世を廢して之を其本國サクソニアに逐ひ、スタニスラレスチンスキを擧げてポーランドに王とす。一七〇六年サクソニアを取りて兵を休養する一年、リッセンの野に曩祖を弔ふ。

ベテル
ブルグ

第三節 ツァールベテロ、スウェーデン王の南伐に乗じてインゲルマンランドを取り、一七〇三年ネバ河口の澤を埋めてベテルブルグを起し、明年レッザリ島にクローンスタット城を築きて新國都を掩護す。一七〇八年スウェーデン王、ロシアを侵し、直に國

マゼッパ

ブルタバ
の戦

都モスクバを指す、ユック隊長マゼッパ、竊に異志を懷き南ロシアに自立せんと欲す、乃使して策を獻ず、曰く王宜くウクライナに入るべし、ウクライナコサク三萬軍に従ひ軍糧を供すべしと、王之を納る、諸將及宰輔ビヘル伯皆諫む、聽かず、驟に南進せしむ、ツァール乃糧道を斷つ、冬會酷寒し、士卒日に凍死す、マゼッパ又僅に數千騎を將て合す、王強いてブルタバ城を圍む、降す能はず、明年六月ツァール大軍を統べてスウェーデン王をブルタバに撃つ、スウェーデン軍覆没し、王トルコに走り、スルタンアーメッド三世に寄る。一七一年春ツァール、トルコを伐つ、スルタン大軍を擧げてツァールをファルチンに圍む、事急なり、ツァール、トルコ將軍に賂遣し、侵地を返して纔に免る。

第四節 スウェーデン王竊に脱れて國に歸るを恥ぢ、トルコに

淹留する五年、一七一〇年三國復合し、ロシアはリウガニア・エストランド・カレリアを取り、デンマルクは一七一三年シッレスウィヒホルスタインを定む、明年王國に還る。プロシア・ハンノフル、三國と連合し、プロシアは前ボメラニア、ハンノフルはブレーメンを獲んと欲す、一七一五年北ドイツの領土皆没す、王乃ノルウェーを并せんと欲す、一七一八年冬二軍を發してノルウェーを侵す、而して枝軍はトロニエムに凍死し、本軍は王をフレデリクスハルに喪ひて還る、王子なし、妹ウルリカレオノラ立つ、是時スウェーデン困弊を窮め、議會和せんと欲する急なり、一七一九年百五十萬圓を以てブレーメンをハンノフルに、明年四百五十萬圓を以て前ボメラニアの東部をプロシアに譲り、デンマルクは九十萬圓を得て侵地をスウェーデンに返し、シッレスウィヒを并

ニッスタット和議

す、而してスウェーデン議會、バルト海東岸の地を割くに忍びず、ツァール怒りてスウェーデンに寇する三度焚掠を縱にす、國人遂に難に耐へず、一七二一年ニッスタットに和し、三百萬圓を得てカレリア以南の領土をロシアに譲る、ロシア是に於てバルト海隸州の地を收め、スウェーデンに代りて北方の強國となり、スウェーデン終にグスタフ・アドルフの業を墜し、國威復揚らず、ロシアの君臣相慶し、元老院敎務職相議して、國民に代り、ツァールに尊號全ロシア皇帝を上り、國父と稱し、大帝と呼ぶ、ポーランド漸くロシアの勢力範圍に歸す。一七二五年大帝死す、壽五十三。孫ペテロ幼なり、后カタリナ帝と稱す、尋て死し、ペテロ二世立つ、早死して子なし、大帝の姪アンナ繼ぐ、死し、大帝の長女エリザベタ立つ、死し、妹子ペテロゴットルフを養ひて統を承け

ゴットル
ブ朝

第三編 第三十八章 ポーランド・プロシア オーストリア
継承の役 七年戦役

九〇

しむ、之をゴットルブ朝の始祖、ベテロ三世とす、一七六二年弑に
遭ひ、后カタリナ二世帝と稱す、ロシア益々強大なり。

第三十八章 ポーランド・プロシア オースト

リア継承の役 七年戦役

カタリナ
二世

第一節 スウェーデン衰へて後、サクソニア侯、ロシアに頼りてポ
ーランドの王位を保つ、二代、一七六四年、ロシア女帝カタリナ二
世、スタニスラフ・ポニアトウスキをポーランドに納れて國政を操る。
是より先き、ポーランド貴族、冊立契約に依りて、横に王權を殺ぎ、
重罪現行犯若くは證據備はるにあらざれば逮捕を免れ、議
員はリーベルム・ウエトを行ふ、リーベルム・ウエトは一員反對して
院議を破棄する權を謂ふ、是を以て議會政を擅にす、是時イ

トルコ
戦役

ポーランド
第一分

エス派、ポーランドに跋扈し、他宗派を凌轢す、他宗派乃、ロシア
に訴ふ、是に於て、ポーランド二派に分れ、フランスは愛國黨を
援け、ロシアは不平黨を懷け、ポーランド大に亂る、一七六八年、
愛國黨敗れてトルコに脱る、ロシア軍蹶みてトルコに入る、ト
ルコ怒りて戰を宣す、明年女帝、プロシアと同盟して南侵す、一
七七〇年、メルダウ・リキア定まり、海將エルフィン・ストン、チヌ
メ灣にトルコ艦隊を焚滅す、明年クリム降る、オーストリア大に
懼る、一七七二年、ロシア・オーストリア・プロシア竊に議し、ポーラン
ドを分割して、ロシアはドビナ・ドニエプル・ドルヂ、三河間の地、オ
ーストリアはガリチア、プロシアは西プロシアを獲んとす、乃、ポーラ
ンド議會を買収威嚇して、明年之を割かしむ、之をポーランド
第一分割といふ、ロシア尋でトルコと和し、侵地を返して、クリ

ドイツ武
士團

ム半島カフカズ山北麓地の主權を棄てしむ、ロシア始めて黒海に濱む。

プロシ
ア王國

第二節 プロシアはポロシアの轉訛、ロシア隣の義なり、スラブ種此に居り、一二二八年バルク、ドイツ武士を率ゐて此に徙る、爾來土人を攻伐して拓殖する五十五年、トールン・クルム・エルビング・マリエンブルグ・ケーニヒスベルヒ等の都市を建つ、後東西二部に分れてポーランドに没し、武士團長ケーニヒスベルヒに都して外藩と稱す。一五一年ブランデンブルグの支流アルベルト・ホーヘンツォルレルン、武士團長となり、一五二五年始めて侯と稱す、二世にして統絶え、宗家、女壻を以て入りて侯たり。一六八八年大エレクトール・フレデリキ・ウィルヘルム死し、子フレデリキ嗣ぐ、封冊を受けて侯たるを恥ぢ、一七〇一年帝レオポル

フレデリ
キ二世

マリアテ
レサ

ドに請ひ、自立して王フレデリキ一世と號す、一七二三年死し、子フレデリキ・ウィルヘルム一世立つ、儉素自奉じ、浮華の文物を黜け、制度を整へ、商工業を起し、好みて壯丁を集めて軍隊を編む、一七四〇年死し、子フレデリキ二世立つ、大才あり、學を好み、武略に長け、國務に盡瘁して首席官吏と號す、プロシア興る。

第三節 一七四〇年帝カロー六世死す、統絶ゆ、帝豫め典範を布き、長女マリア・テレサを立つ、列國其孤弱に乗じ、オーストリアを分割せんとす、是に於てプロシア先づシレシアを取る、フランス乃イスパニア・パワリア・サクソニアと連合してオーストリアを削り、パワリアにボヘミア・上オーストリア・チロール・フライスガウを與へて帝と號せしめ、サクソニアに上シレシア・モラヴィア、プロシアに下シレシア、イスパニアにイタリアを譲り、自ベルギーを

并せんと欲す、イギリス憚らず、オーストリアの保全を唱ふ。一七四二年オーストリア軍、バワリアを挫きフランス軍を却く、マリァテレサ再プロシアに破られ、遂にプレスラウに和して上下シレシアをプロシアに割く、明年オーストリア・イギリス・サルデニア・サクソニア連合してプロシアを圖る。是より先き、バワリア侯カロロアルベルト、帝となりカロロ七世と號す、一七四四年プロシア、フランス・バワリアと同盟し、帝を救ふと稱して復師を出だす。明年帝死し、子マキシミリアノ・ヨーゼフ嗣ぎ、オーストリアと和す、マリァテレサの配ロートリンゲン侯フランシス、乃帝となる。是に於てマリァテレサ、サクソニアに説きて盟約せしめ、プロシアを粉齏せんと欲す、プロシア王四戰して四捷し、サクソニアを定む、オーストリア・サクソニア屈してドレスデンに和す、オーストリア乃再

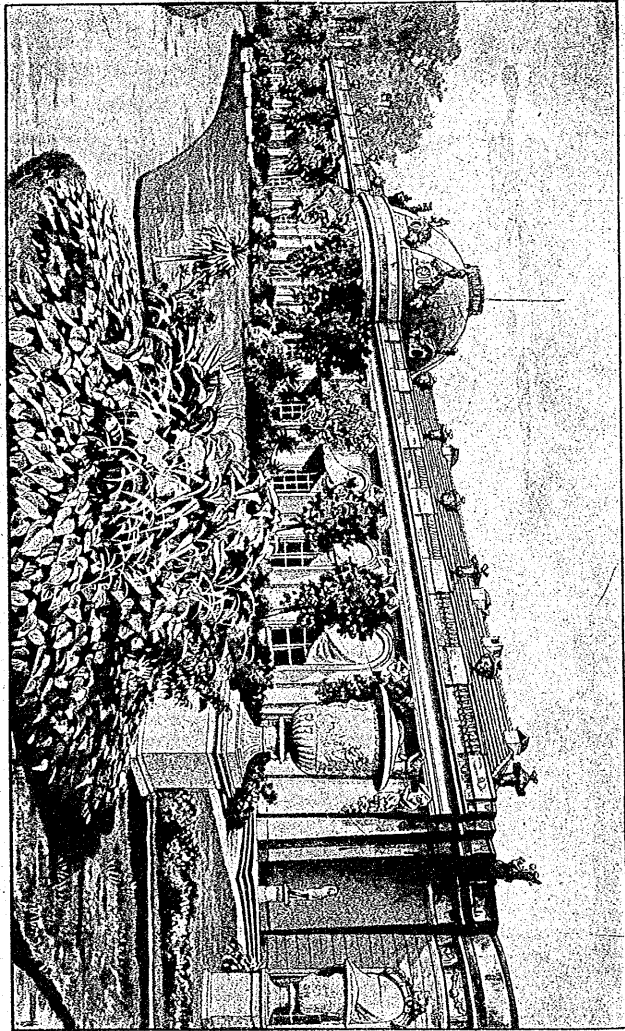
アーヘン
和議

シレシアをプロシアに割き、プロシア王、帝フランシスを承認す、列國猶戰ふ三年、フランスはベルギーを定め、イギリスは海上に捷つ。一七四八年列國アーヘンに和し、プロシアはシレシア、イスパニアはバルマ、サルデニアはチチノ川右岸の地を取り、自餘の諸國は新領土を獲ず、交侵地を返す。

第四節 マリァテレサ、シレシアを失ひ、恨骨髓に徹る、乃竊に

七年戦役

ロシア・フランスと同盟してプロシアを分割せんとす、プロシア王之を察し、一七五六年驟にサクソニアに入る、是に於てオーストリア・プロシア兩國の奮戰再起り、ロシアは東より、フランスは西より、オーストリアは南より、スウェーデンは北より、四面プロシアに寇す、プロシア王死を決して衆敵に當る七年、オーストリア終に志を遂ぐる能はず、一七五九年王、グネルズド



フベ
ルツ
グ
和議

ルフにロシア・オーストリアの連合軍を撃ちて敗績す、イギリス謀りて和を議せんとす、マリア・テレサ、ロシア主の金櫃戦員共に空しき期將に至らんとすと爲し、應へず。一七六二年一月ロシア女帝エリザベタ死し、姪ペテロ三世立つ、ペテロ三世夙にロシア王を畏敬す、是に於て先朝の政策を革めて同盟を絶ち、侵地を返してロシアと和す、スウェーデン亦之に倣ふ。明年王南ドイツの諸市を壓して軍資を課す、南ドイツ、オーストリアに畔く、フランス軍又北ドイツを去る、是より先きオーストリア窮して和せんと欲す、殊にサクソニア累歳敵軍に没し、軍實軍資を誅求せられ、困蹙する既に久し、是に於て一七六二年十二月サクソニア和をロシアに請ひ、オーストリアの意を致す、王請を納れ、明年フベールツスブルグに和す、オーストリア三

北
ア
メ
リ
カ

たびシレシアを割き、サクソニア侯、國に還る、是役王死戦する十七度、常に寡兵を以て大軍に當り、曾て武名を墜さず、後人英風を慕ひて大王といふ。王ボツダムの園林に離宮を營み、區してサンスーシといふ、無憂の義なり、公餘の閑日月を、此に送り著述して自樂む、一七八六年死す、壽七十四、王文績高く、武勳世を蓋ふ、プロシア、王に依りてヨーロッパの強國となる。

第三十九章 イギリス・フランスの植民策

第一節 オーストリア、プロシアとシレシアを爭ひ相戦ふに當り、フランス、イギリスと植民地を爭ふ、イギリス早く北アメリカに移民す。一五三六年、ニューファウンドランドに據り、一六六四年、オランダ植民地を并せ、大西洋・アレガニー山の間沿海一帯の

カナダ

フランス
東インド
會社

地を拓殖して、林業・漁業・タバコ耕作に従ふ、フランス亦北方の
カナダ、南方のルイジアナに據りて獵業・漁業・農業を營む、イギ
リス夙にカナダに垂涎し、ユトレヒト條約に所謂アカディアはノ
リスコチアの異名に非ず、セントローレンス河の南セントジョン河
の東に方る地方の名なりと稱ふ。フランス乃オハイオ河の流
域を探検して要塞を置き、カナダ・ルイジアナを連絡してイギ
リスに當る、イギリス之を爭ふ。是時フランス方にオーストリアと
盟約して北ドイツに侵寇す、是を以てイギリスとカナダに角逐す
る能はず、一七五九年イギリス將ウォルフ、ケベックを陥れ、カナダ
遂にイギリスに没す、アメリカ合衆國・カナダ領の基礎茲に成る。
第二節 フランス亦イギリスに踵きてインドに通商し、一六〇
四年東インド會社を起す、而も業務振はず、屢興廢す、一六七

デブプレ
ース

クライブ

ベンガル

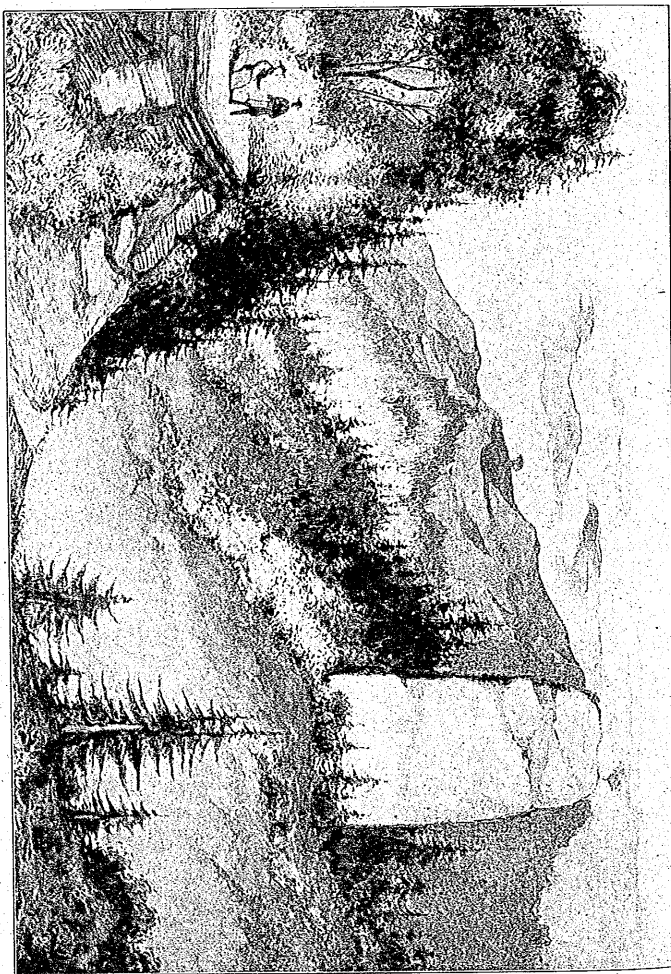
四年に至り、纔にボンデシエリーに據る。一七三五年デブプレ總督
たり、モンゴル朝の衰頹に乘じ、フランスの勢力範圍を拓かん
とす。一七四一年デブプレース職を襲ぎ、勢威頗揚がる、一七四
六年フランスのラブルドンネー、マドラスを陥る、後和成りて之
を返す、デブプレース常に諸國主の鬩牆を操り、巧に漁父の利
を收めて、カルナチク・デカン地方を取らんとす、イギリス會社乃
クライブをしてカルナチクを收めしむ、フランス、デカンを保ち
て對峙す、一七五六年デブプレース國に歸り、兵解く。
第三節 是年ベンガル國主スラジャーダウラー立つ、新國主夙
にイギリス會社を惡む、フランス之を煽ぐ、乃カルカッタを掩撃
して之を陥る、明年クライブ、ブラッシーにスラジャーダウラーを破
る、是に於てイギリス會社スラジャーダウラーを廢して、ミルジャ

ファルを立て、カルカタ附近百四十一万里を租借す。後二年モ
ンゴル帝租借地をクライブに賜ふ、之をイギリスインド領の濫
觴とす、フランス復カルナチク・サルカス地方を圖る。一七六〇
年イギリス將クト、フランス軍をリンデワスに滅ぼし、明年ボ
ンデシリを降す、フランス終にインドを棄つ。

第四節 一七五八年クライブ、ベンガル知事に任じ、租借策を
取りて専領土の拓殖を圖り、製鹽檳榔阿片を專賣して暴利
を歛む。是に於て社員は將士會計吏となり盛に私利を營む。
既にしてクライブ去り、社運將に傾かんとす、一七七二年ヘー
スチングス知事となり、收税司法を掌りて領民の疾苦を救ふ。
明年イギリス、インド管理法を布き、總督一員取締役五人を置
く、一七七四年知事、總督に任ず、ヘースチングス職にある十年、

ヘースチ
ングス

インド管
理法



監察會議

財政を整へ行政を革む、功績觀るに足るものあり、而して株主、配當金を貪り、頻に送金を促す、乃諸國の外交に干預し、それに兵を動かし、威を振ひて貢金を誅求す、其暴斂して饜くなき、實に古ローマの總督と異ならず、イギリス國民之を愧づ。一七八四年イギリス監察會議を設けて、東インド會社を監察す、是に於て内閣始めてインドの國務に預る。

第四十章 ロシアの外交及拓殖

ポーランドの滅亡

ロシアの地勢

第一節 ロシアはウラル山を樞軸として東西に延び、地勢平坦にして天險なく、北方の苔原、南方の草野と相連る、其狀蝶の兩翼を張るが如し、内に土地餘ありて人烟の増殖限を知

ボテムキン	ヤッシ和議	ポーランド
-------	-------	-------

らざるも、外に關門堅くして四海に雄飛するに便ならず、是を以て歷世溢出する門戸を求むるに切なり、ペテロ大帝カタリナ二世其最なるものなり。カタリナ二世、ボテムキンを寵用す、ボテムキン大志あり、大に疆域を拓かんと欲す、女帝其志の量り難きを指し幽冥侯といふ、一七八三年ボテムキン、クリムハンを亡ぼす、グルジャの二地又降る、女帝乃オーストリアと同盟し、一七八八年復トルコを伐つ、兵を交ふる五年、ボテムキン營中に死し、士卒四十萬を喪ひ、遂にモルダヴィア・ワラキアを取る能はず、一七九二年ヤッシに和し、ドニエストル河に至る地を獲、クリム・クバンの領權を認めしむ、乃黒海の要港オデッサを置く。

第二節 女帝又ポーランドをしてウヰリニア・ポドリヤを割かしめ、其殘地を羈縻せんと欲す、ポーランド、ロシアの威壓に苦む

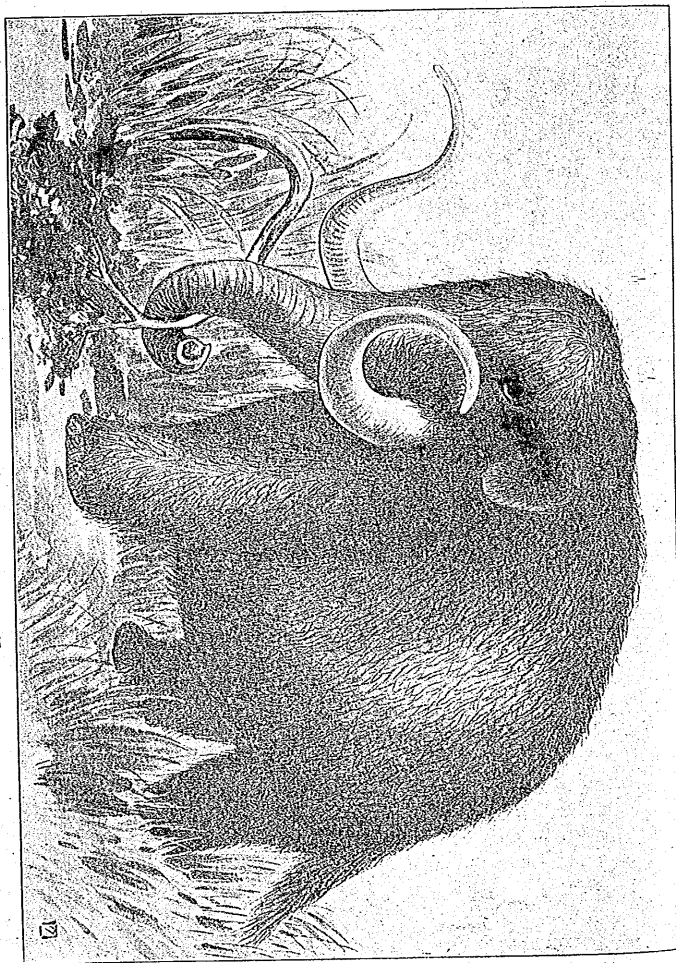
シベリア	第二分割	タルゴビツ盟約	第二分割
------	------	---------	------

既に久し、ロシア軍の南伐に當り、一七九〇年プロシアと攻守同盟を締び、明年憲法を革めて國力を固む、貴族黨悦ばず、ロシアの入援を請ひ、一七九二年タルゴビツに盟約して舊憲法を復せんとす、ロシア軍進みてポーランドに入る、プロシア救はず、明年ロシア、プロシアと約して第二分割を行ふ、ロシアはリトワニアの大部及ウヰリニア・ポドリヤを收め、プロシアは大ポーランドを取り、ロシア、ポーランドを羈縻す。一七九四年愛國黨獨立を圖る、ロシア・プロシア夾撃して之を破り、明年第三分割を行ふ、プロシアはウヰスツラ河左岸の地及國都ワルシワ、オーストリアはウヰスツラ河上流の地及舊都クラカウ、ロシアは自餘の地を并す、ポーランド亡ぶ。

第三節 シベリアは土地廣漠にして鑛山多く草野に富み、苔

ネルチン
スキ條約
キフタ
條約

原又古象牙・貴裘を出し、諸河皆無盡のサケ類を産す。イルマク、シビルを定めて後六年トボルスクを置き、ユサク等クロギツネ・シベリア・テン・エゾイタチを追ひて探検拓殖を之れ事とす。爾來百有餘年トムスク・イニセイスク・クラスノヤルスク・ヤクーツク・イルクツク・ネルチンスク・アルバジン・オホーツク等諸要處起り、アジアの北地悉くロシアの有に歸す。一六八五年清の康熙帝彭春を遣はしアルバジンを取らしむ。後四年ロシア、清とアルグン河上のネルチンスキに和し、アムル河流域を棄ててアルグン河・ゴルビツァ川を國境となす。ロシア是より清を窺はざる百六十年、專通商策を執る。一七二八年清とキフタに約してキフタ・アルグン間の境界を定め、キフタを以て互市場となす。是に於てロシア大に外バイカルを經營す。清乃マンチャーを拓殖し



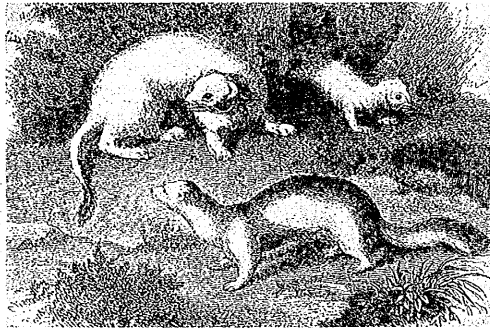
クロギツネ



シベリアテン



エシイタチ



て隠に之に當る、而してロシア國人アムル河の東シベリアより太平洋に通ずる自然の孔道たるを唱へて止まず、邊民亦清境を侵して密に獵業、牧畜業、貿易業を營む。

第四十一章 アメリカ合衆國の獨立

植民經濟

マサチュー
セツツ

第一節 イギリスは原料を北アメリカの植民地に取り、製品を此に賣捌きて貨殖を營む、マサチューセツツの材木、タラ、バージニアのタバコ最利あり。既にして植民地漸く富み、漸く自經濟を理めんと欲す、イギリス國人悦ばず、植民地に課税して自肥さんとす、一七六五年三月二十二日グレンビル内閣議會の協賛を経て北アメリカ印紙法を布く、植民地鼎沸し、マサチューセツツ檄を諸地に傳へて、コンGRESを集め、十月十九日イギリス

議會は植民地に課税する權を有せずと議決す、印紙法行はれず、後二年植民地に輸入する茶紙・ガラス・顔料に課税す、北アメリカ植民地抗議してイギリス製品を購はず、一七七三年イギリス、東インド會社の輸出茶を免税し、北アメリカに於て毎斤四ペンスの輸入税を課す、アサチーセツ動く。

フィラデル
フィラ
コン
グ
レ
ア
デ
ス
ウ
シ
ン
ト
ン
十三州

第二節 一七七四年六月イギリス艦隊ボストンを封鎖す、九月四日諸植民地の代議士フィラデルフィアに集る、獨カナダ・ノバスコチア預らず、乃イギリスと絶ち、カナダを招き、防備を嚴にし、イギリスの朝廷及議會に上書して北アメリカ植民地の權利を唱ふ、イギリス省みず、明年二月五日叛逆を以て北アメリカ植民地を論ず、五月十日コンGRES常備軍を起し、ウシントン
を擧げて將軍となす。一七七六年十月四日遂にマサチーセ

フ
ラン
ク
リ
ン

ツ・ニー・ハンブシャー・アイランド・コネチカット・ニュー・ヨーク・ニュー・ジャーシー・ペンシルバニア・デラウェア・メリーランド・バージニア・北カロライナ・南カロライナ・ジョージア盟約して獨立を宣言し、國號を建ててアメリカ合衆國といふ、乃フランクリンをバリーに遣はしてフランスに説かしむ。明年イギリス將バーゴイン、サラトガに圍まれ、兵一萬を以て合衆國將ゲーツに降る、是に於てフランス望を合衆國に屬し、先づ通商條約を締び、尋て一七七八年二月同盟してイギリスを伐ち、以て其制海權を挫かんと欲す、ラファイエット侯・コッシーショ等又合衆國軍に投ず、明年フランス將ロシャンボー、兵六千を率ゐ、金櫃を齎してウシントンと合す、イスパニア又戰をイギリスに宣し、フランス艦隊と與にジブラルタルを圍む。

武裝中立

ベルサイユ和議

第三節 是役イギリス艦隊中立國の船舶を搜索して頗之を窘む、一七八〇年諸海軍國、ロシアの議を納れて武裝中立を初め、『自由船舶自由貨物』を以て榜標となす、ロシア・デンマルク・スウェーデン先づ盟約し、後プロシア・オーストリア・ポルトガル漸く加はる、イギリスの作戰爲に阻まる、而してイギリス屈せず世界の諸地に轉戦す、是年末オランダの密にフランス・イスパニアに艦材を供するを怒りて戰を宣す、一七八一年イギリス將コーンウォリス、ウガシントン・ラファイエット・ロシアンボーにヨークタウンに圍まれ遂に降る、イギリス軍復振はず、僅にニューヨークに據る、一七八二年ピット・フォクス・パーク等ロッキンガム侯を戴きて局に當り、合衆國と和せんと欲す、ロシア・オーストリア乃間に居り、和をベルサイユに議す、明年九月三日和成る、交戰諸國概

建國の元勳

哲學の盛行

フランス文學

互に侵地を返す、フランスはボンデシエリー・セネガル等を復し、イスパニアはミノルカ・フロリダの舊土を收め、オランダはネガバタムをイギリスに割く、一七八七年合衆國憲法を定め共和制を取り、ウガシントンを擧げて大統領となす、フランクリン・アダムス・ジ・マッファソン等建國の元勳たり。

第四十二章 十八世紀に於けるヨーロッパ

の情勢及文物

第一節 十八世紀の情勢及文物は、十七世紀を承けて益々發展し、經驗派・感覺派・唯物派の哲學盛に行はれ、自由同仁の説社會を風靡し、舊思想・舊制度皆其根柢を失ふ、フランスの社會・震盪を被ふる殊に甚し。フランスは賢相コルベール、文學學

アンシク
ロベチス
ト派

イエス派

術を勧めてより、文學異彩を放ち諸科學大に興り、古文書學・古書學・金石學此に起る、文士モリエール・コルネイユ・ラシーヌ韻文を以て尤著る。十八世紀半頃に至り、散文家ボルテール・モンテスキュー・ルソー出づ、ボルテールは諧謔を縱にして舊思想を罵り、モンテスキューは史論を走せて舊制度を破し、ルソーは理想を呵して舊社會を論ず、三家執る所の主義小異なきにあらずと雖、而も其君主專制僧徒擅權を憤ること皆同じ、是を以て三家の名聲一世を聳動し、上王者より下庶人に至るまで、天下の讀書人皆其文を讀み其說を聽き、翕然之に従ふ、又オルバク社アンシクロベチスト派の論客あり、專感覺・唯物二派の說を鼓吹して其普及を圖る。

第二節 イエス派もと君主專制・羣民安愚の說を立てて布

バラグアイ

イエス派
の廢絶

教し、隱然諸國の政柄を握る、是を以て文運の勃興する、先づ議者に痛撃せらる、一七五〇年イスパニア、バラグアイの七教區をボルトガルに讓る、派僧エスイタ叛く、一七五六年イスパニア・ポルトガルの連合軍討ちて之を破り、エスイタをバラグアイより放つ、後三年ポルトガル相ボンバル侯、國內のエスイタを逐ひ其寺領を收む、一七六四年フランス亦之に倣ふ、一七六七年イスパニア相アランダ伯、バラグアイの叛を論じ驟に兵をしてイエス派の諸寺を圍ましめ、悉くエスイタを放つ、明年ナポリ・サルマ又之を行ふ、法皇クレメンス十三世抗爭す、フランスはアビニオン、ナポリはベネベントを占領して法皇に迫る、一七六九年法皇死し、クレメンス十四世立つ、一七七三年七月二國の強請を納れてイエス派の廢絶を宣す、是時イエス派、州を有する二

諸國の改
革

十四、エスイタ二萬二千五百八十九を數ふ、皆豫め資財を處理し、密に依然として團體を保ち、ロシア・シナに蟄む。

第三節 十八世紀の下半は堆積せる情弊其壓に耐へずして自潰えんとする時代なり、哲學焰を吐きてイエス派形を隱し、イギリスの制度大陸に知られて庶政の釐革處處に起る、而も廓清の壓、猛烈にして國民之に適する彈性を闕き、釐革其功を奏せず、賢相處在に斥けらる、ポルトガルのボンバル侯、イスパニアのアランダ伯、ナボリのタマツチ、デンマルクのストルエンゼー、フランスのチャルゴー・マレセルブ・ネッケル等比比皆然り、殊にストルエンゼーは四肢處を異にし梟首せらるるに至る、又頃年諸國間、明君を出だす、プロシアにフレデリキ大王あり、オーストリアにマリア・デレサ・ヨセフ二世あり、スウェーデンにグスタ

ドイツ文
學

フ三世あり、ロシアにカタリナ二世あり、皆教育を重んじ、實業を奨め、刑政を寛うす、就中ヨセフ二世・カタリナ二世性度恢廓なり、アンシクロペヂスト派を悦び、俄に理想を行ふ、オーストリア・ロシアの情勢一朝にして變ず。

イギリス
文學

第四節 十八世紀はドイツ文學極盛の時期なり、ゲーテは莊重の調を以て人世の極秘を描き、シルレルは史實を咀嚼して自由同仁の精氣を吐き、レッシングは精鍊の布置を以て劇詩の新體を出だす、三家皆韻文散文を能くし、空前の鉅匠たり。イギリス散文又老熟し、アデソン・スウィフト・フィールディング等輩出し、平易にして自在なる文體を成す。諸科學又諸國に興り、哲學にヒューム・カント・フィヒテ・ベンサムあり、教育學にルソー・ペスタロチあり、經濟學にアダム・スミスあり、史學にヒップネル・ムラトリ。

諸科學の
大家

學藝の器具

ギボン・ヘルデル・ビツテルあり、數學にライブニツ・ニュートンを紹きてオイレル・ラグランジ・ラプラスあり、星學にハリー・ブラドリー・ハーシェルあり、物理學にベルヌリ・ブラク・ドリク・ボルタ・ガルバニあり、化學にラボアジエ・ドールトンあり、植物學にジャシー・リンネあり、動物學にビッフォン・キッピエーあり、生理學にブルメンバハ・ビシャーあり、地質・礦物學にハットン・ウルネル・リールあり、醫學にハント・ジンナーあり、或は新機軸を出だし、或は觀察を積み、各科學をして益其光輝を放たしめ、以て宗教のドグマを破したり。

第五節 學術・工藝の器具又漸く十八世紀に備はる、一七四二年セルシウス氣溫計を作り、一七四五年ライデン蓄電器成り、一七五二年フランクリン避雷針を按し、一七六二年ハリソン、

クロノメートルを造り、一七六四年ワット蒸氣機關を成し、一七六八年アークライト紡績機械を創め、一七八三年モンゴルフィエー氣球に乗り、一七九八年ジンナーの種痘法行はれ、一七九九年ボルタ電柱を作る、是に於て學藝日々に進みて富國強兵の實日日に擧り、宗教の威信日々に地に墜つ、十九世紀物質文化の基礎茲に成り、千四百年の老社會終に衰死す。

第四篇

第四十三章 フランス革命

ルイス十六世

第一節 フランスのルイス十五世政を嬖妾に委ね、徒に攻伐を事とす、是を以て財用窮乏し、疆域頻に蹙る。孫ルイス十六世其後を承け、廓清に意あるも、果斷の資なし、宰輔の強請を納れて、アメリカ合衆國獨立の役に預り、國債五億圓を起し、戦後歳入の足らざる五千萬圓乃至五千六百萬圓に及び、毎歳債を起して歳出に充つ、一七八八年王巨債を起さんと欲し、國憲を改定す、處在鼎沸す、乃國憲を復し、明年五月一日議會を召集するを約し、再ネッケルを擧げて大藏大臣となす、是歳國債約十七億圓に達し、國家將に破産せんとす、一七八九年

シエース

ジャコブ
ブシクラ

五月五日王親ら開院式をベルサイユに擧ぐ、議員千二百人、半數は平民を代表し、僧侶貴族各、四分の一を數ふ、六月十七日平民の代議士、シエースの議に従ひ、自國民會と號す、二十七日王議會に命じ、憲法を草せしむ、バリー漸く騷擾す、十月ブルターニの代議士等、ジャコブ・ブシクラを起し、過激の共和説を唱ふ、ラファイエット乃ファイヨン・クラブを創めて温和説を取る、十一月寺領を收公す、價格十二億圓と稱せらる、十二月紙幣を行ふ、一七九〇年二月フランスに八十三縣を置く、明年九月一日憲法案を上る、王之を裁可し、立憲王制を施き、『天祐及憲法に賴りフランス人の王』と號す。

第二節 是に於て民主主義の憲法行はれ、舊制度悉く壞れ、フランスの社會其面目を新にす、憲法制定議會乃散じ、立法議

ヤマ派
ジロンド
ン黨

會之に代る、議員共和説を取るもの衆し、二派に分る、過激派は即シアユベン黨にして其議席の高きよりヤマ派と呼べる、温和派はジロンド縣の代議士之が領袖たるよりジロンドン黨と稱す、前年宗室貴族・僧官等多く國外に走る、王の弟アルトア伯乃帝レオポルド二世に説きてフランスの事に容喙せしめ、脱走者をドイツ西境に聚む、是に於て一七九一年七月六日帝檄を列國に傳へて革命を鎮め、フランス王を救はんとし、尋でプロシア王・サクソニア侯とビルニツに連合して宣言の實を擧げんとす、王固より革命を憚らず、國民又王の意を知り頗王を疑ふ、明年八月王權を停めて王を執へ、ロベスピエール・マラー等ジヤコベン黨を率ゐて政を專にし、大に王黨を誅鋤す、連合軍又敗れて退く。

ロベスピ
エール

共和國
共和曆

共和制保
護の宣言

革命裁判
所

第三節 一七九二年九月二十一日國民總會、立法議會に代る、議員皆共和説を取る、是日王制を廢して共和制を施き、明日秋分を以て正を建て、アレクサンドリア式の新曆を行ひ、月名は之を季候に取り、日名は之を動植物器具に取り、キリスト紀元を廢して共和國紀元を用ふ、十二月十五日君主及貴族を棄てんと欲する各國民に同盟保護を與ふるを宣す、ヤマ派先きに王を執ふ、而してジロンドン黨の隱に王を庇護するを察し、之を弑して共和國の患を絶たんとす、王の反覆の證據已に擧がる、明年一月十六日國民總會五名の多數を以て王の罪斬に當すと決し、二十一日刑を行ふ、イギリス乃フランス公使を逐ふ。

第四節 一七九三年三月十日國民總會、革命裁判所を置き、

恐嚇時代

保幸委員

サハ黨

共和國を悦ばざるものの處刑を掌らしむ、フキエーテンビール、検事總長たり、所謂恐嚇時代茲に始まる、四月六日保幸委員、保安委員を置く、保幸委員は九名より成り、軍事・外交を掌り、保安委員は十二名より成り、内治の安寧を保つ、是に於てヤマ派、暴民を唆して國民總會に逼り、ジロンドン黨議員を除かしむ、ジロンドン黨中立のサハ黨共に滅ぶ、八月二十八日憲法を停め、保幸委員政務を獨裁す、國民總會成を仰ぐのみ、十一月七日キリスト教を禁じ、道理を崇敬せしむ、保幸委員又革命裁判所に命じ裁判を速にせしむ、検事總長フキエーテンビール乃審問を省き被告人を連載して判事に報じ、判事輒死刑を宣告す、刑せらるるもの約百萬に上る、ヤマ派既に政を擅にす、而して黨勢漸く分裂す、マラー先きに斃れ、明年シオー

バラ

メット・エベール・クロイツ・ダントン・ウエステルマン・カミル・デムレン等尋きて斬られ、ロベスピエール獨政を執る、五月七日復最高有實在精靈不滅の信念を起す、七月ロベスピエール、ヤマ派の己を嫉むものを誅鋤せんとす、バラ・タリアン等先を制し、二十七日卒にロベスピエールを捕へ、明日之を斬る、其黨與百五人尋きて斬られ、検事總長フキエーテンビール囚へられ、後又斬らる、恐嚇時代茲に終る。

第五節 是に於て國民總會政權を復す、十一月温和派議員、所謂鍍金青年隊を編みてバラのジャコベン黨及其黨與の暴民を討ち、十一日其集會所を取る、明日ジャコベンクラブを解散す、十二月ジロンドン黨議員の生存者を求めて其議席を還す、温和派漸く勢を得たり、一七九五年三月一日新度量衡法

メートル

を行ふ、今のメートル法是なり、五月暴民、ジコベン黨の殘員と通じてセントアン・マルソー二區に起り、議事堂を取り、溫和派議員を逐ひて横に權を弄ぶ、國民總會乃兵を召して議事堂を復し、セントアン・マルソー區を圍みて兵器を沒收し、渠魁を捕へて舊ヤマ派の議員六名と共に斬に處す、ジコベン黨終に滅ぶ、三十一日革命裁判所を廢す、八月二十三日クラブを禁ず、革命の威焰漸く衰ふ。

第一合

第六節 フランスのジコベン黨既に王を廢して庶人ルイスカベールとなし、尋きて其罪を治めて斬に處す、列國の人心大に動く、王侯自安んぜず、イギリス先づ起ちてロシアと相結び、漸次ヨーロッパ諸國を合同してフランスを伐つ、中立を守るもの僅にスウェーデン・デンマルク・スウイスの三國のみ、一七九三年

カルノー

バタウィ
ア共和國

八月フランス年齢十八乃至二十五の壯丁を全國より徴し、大軍を編成して四面に逼る敵國に當る、保幸委員カルノー、軍務を掌り作戰を參畫し、軍規を嚴肅にす、兵氣爲に振ひ敵軍漸く却く、明年フランス將ビシグリー、オランダを伐ち、一七九五年一月アムステルダムを取る、五月國民總會、オランダにバタウィア共和國を建つ、プロシア亦敗れ、鋒を轉じて方にポーランドを圖る、四月使節をバーゼルに遣り、ライン河左岸の地を割きて和す、十月フランス又ベルギーを并す。

ナポレオン
バルト

第七節 是時パリーの都人士漸く王制を懷ふ、セン・ジェルマン區の住民殊に君主專制を欲し、國民總會を傾けんとす、國民總會乃兵を召し、バラールを司令長官に任ず、バラール、ナポレオン・ボナパルトを薦めて副將となす、十月五日王制黨議事堂チャイ

總裁職

オースト
リア征伐

軍
イタリア

レリー宮に迫る、ボナバルト驟に銃撃して之を走らす、國民總會乃ボナバルトを少將に任じ國內都督に補す、二十八日新憲法を制定し、總裁職五員及古老五百の兩院を設け、カルノー・バラール等を擧げて總裁となす、憲法の主義漸く稍保守に傾く、十一月四日新憲法を行ふ、カルノー又軍務を總裁す、一七九六年初カルノー三軍を起し三道よりオーストリアを伐つ、『イタリア』軍はロンバルディアより、『ライン』軍はバワリアより、『マース』軍はフランクニアより、齊しく進みてオーストリアに入り、國都ウィーンに集合し、以て城下の盟を成さしめんとす、而してライン、『マース』の二軍遂に功を奏せず、獨『イタリア』軍奇功を建つ。

第八節 『イタリア』軍はボナバルト之に總督たり、年甫めて二

カンポ
フォルミ
オ和議
チサル
ピナ共
和國
リグ
リア
共和
國
ヘル
ウェ
チ
ア共
和
國

十七、原とコルシカ島の舊家なり、島、フランス領となれるに依り戸籍をジエノバよりフランスに轉ず、初ジョベン黨に入る、バラールの知遇を得て遂に此補任あり、短小にして精悍に、兵を用ふる神の如し、イタリア・オーストリアに轉戦する十五箇月、大戰する十五度、盡く捷つ、オーストリア請ひて一七九七年十月カンポフォルミオに和す、是に於てフランス、イタリアの北半を定めてッボヤ・ニース・テンダを取り、ポー河盆地にチサルピナ共和國を建て、ジエノバをリグリア共和國と改め、ベネチアを滅ぼして其領土を收む、一七九八年一月スウィス騷擾す、フランス乃勸めて憲法を改革して隸州を廢し、國號をヘルウェチア共和國と改め、ジッネーブ州を割かしむ、二月法皇廷駐紮のフランス公使ヨセフボナバルト、ローマ都人を唆して亂を作さしむ、フラン

ローマ共和國

バルテノ
ベ共和國

ス之を伐ち、法皇を執へてローマ共和國を置く、五月バタウィア共和國を改造す、一七九九年一月フランス又ナポリを平げ、國號をバルテノベ共和國と改む、諸共和國僉フランスに則りて憲法を制定し、王侯を逐ひ、積弊を掃ひて自主平等の政を施く、諸帝王大に懼る。

第四十四章 ナポレオン一世の業 列國局面の變化

面の變化

エジプト
經營

第二合同

第一節 ボナバルト尋でエジプト・シリアを取りてインド經營の根據地となさんとす、一七九八年マルタ島エジプトを定め明年シリアを侵して功を奏せず、會、ロシア・オーストリア・イギリス・トルコ・シチリア合同してフランスを伐つ、イタリア陷る、イギリス

クーデター

又インドに於けるフランスの與國マイソルを伐ち、國都セリンガバタム城を攻めて之を取る、國主チップーサヒブ之に死す、而してバリーの黨爭愈甚し、既にして情報エジプトに達す、十月ボナバルト、バリーに歸る、古老院乃全權を委ねて議會を警固せしむ、是に於て密に總裁シェースと議して新憲法を草し、クーデターを謀る、十一月六日憲法案成る、ロジエロ・デュー・パラーの二總裁古老院議員等クーデターに賛し、九日議會をセンクルー宮に移し、シェース等三總裁職を辭す、明日ボナバルト議會に洩み、先づ古老院に入りて憲法の變改を干む、院議之を許す、尋で五百院に入る、議員等怒りて之を誅せんとす、ボナバルトの弟ルシアノ、五百院議長たり、出でて兵を見、武力を以て議員を逐ふの已を得ざるを辯ず、ボナバルト乃令して議員を犯

第一コン
スル

さしむ、議員奔竄す、憲法委員原案を可とし、恣にナポレオン・ボナパルトを第一コンスルに任じ、任期を十年となす、十二月二十五日新憲法を行ふ、第一コンスルは王權を有し、第二第三コンスルを擧げて諮詢に應へしめ、政務の責に任ぜず、又三院を鼎設して立法の事を分掌せしむ、而して國民に議員選舉權なし、國民黨爭に倦む已に久しく、安を欲する切にして、亦之を顧るものなし、フランス遂に共和制の實を失ふ。

第二節 一八〇〇年第一コンスル、民意に従ひ兵を弭めんと欲し、和を請ふ、イギリス・オーストリア許さず、乃國辱を雪ぐと唱へ、モローをして南ドイツよりオーストリアを衝かしめ、自卒にイタリアに出づ、六月オーストリア軍マレンゴに敗れて、チサルピナ共和國を棄て、十二月ホーヘンリンデンに敗績し、モロー、ウィー

ヨハネ武
士團亡ぶ

リッ
ネビル
和議

アミ
アン
和議

ンに逼る、ロシア又離る、先にフランス、マルタ島を取りてヨハネ武士團を亡ぼす、團長其職をロシア帝に獻ず、マルタ島尋でイギリスに陥る、ロシア之を得んと欲す、イギリス許さず、イギリス又中立國の諸港を封鎖し、其船舶を搜索してフランスの商業を窘めんとす、北方の中立國皆之に苦む、ロシア乃スウェーデン・プロシア・デンマルクと約して武裝中立を起し、プロシアはハンノフルの要地、デンマルクはハンブルグ・リッベックを占領す、是に於て一八〇一年二月オーストリア先づフランスとリッネビルに和し、悉く侵地を返し、トスカナ・バルマを棄てて、ベネチアを得たり、イギリス孤立し亦和せんと欲す、ビット内閣、フランス共和國と戦ふ既に八年、債を起す二十六億圓に及ぶ、而して遂に捷たず、ビット辭し、アデングトン之に代り、明年三月アミアンに

和す、イギリス、セイロン・トリニダドの二島を収めて自餘の侵地を返し、トルコはエジプト、ヨハネ武士團はマルタ島を復し、イオニア列島は共和國となり、ロシア之を保護す。

第三節 是に於てフランス國民、ボナバルトを推して終身第一コンスルとなす、一八〇四年ビシグリー・カッダル等第一コンスルを狙はんと謀る、事洩れ誅せらる、第一コンスル乃帝制の時宜に適ふを論し、五月遂に皇帝の位に即き、ナポレオン一世と號し、帝位をボナバルト家に世襲せしむ、イギリス・ロシア・スウェーデン・トルコ承認せず、是より先きフランス頗ヘルウ・チア・パタウ・ア二共和國の事に干預す、イギリス憚らず、マルタ島に據りて戰を宣す、是に於てフランスはハンノフルを取り、イギリスはセイヌ・ウーゼル・エルベの三河、ロテクセル島・イタリア・イスパニ

ナポレオン一世

第三合同

プレスブルグ和議

ライオン同盟

アの海岸を封鎖す、是年五月ピット復内閣に入り、明年ロシア・オーストリア・スウェーデンを合同して、又フランスを伐たんとす、ナポレオン乃驟にドイツに進み、南ドイツ諸國の軍を并せ、直にウィーンを指す、ウィーン降る、十二月ロシア・オーストリアの聯合軍、アウステルリッツに敗績し、合同潰え、オーストリア、プレスブルグに和してフランス帝を認め、ベネチアを讓る、又地をバワリア・ウエルテンベルヒ・バイデンに割き、バワリア・ウエルテンベルヒ一侯の爵を進めて王となす、一八〇六年初遂に全イタリアをフランスに并す、是に於てナポレオン大に宗室・姻戚功臣を封ず、ボナバルト・ボーアル・ネー二氏俄に尊貴を極む。

第四節 ナポレオン又ドイツを羈縻してフランス歴世の志を遂げんと欲し、外務大臣タレーランをしてライオン同盟の盟約

神聖ロー
マ帝國亡
ぶ

第四合同

チルジッ
ト和議

を草せしめ是年七月之を行ふ、パワリア王以下十六國主、フランス帝を戴きて保護主となし、ローマ帝國を去る、尋てサクソニア等六國亦加盟し、ドイツの諸國皆ナポレオンの意を伺ふ、乃バーデン侯を太公、サクソニア侯を王に進め、同盟國主の爵を進むる差あり、又同盟諸國主の帝領都市小領主等を并吞するを允す、八月帝フランス二世、ローマ帝の尊號を辭し、ローマ帝國の名實俱に滅ぶ、是より先きプロシア、ロシアと合同し、北ドイツ諸國を糾合してライン同盟に當らんとす、十月プロシア、フランスに迫る、イスパニア又戰を宣す、ナポレオン、乃師を出だし、プロシア軍をイエナに破る、プロシア平ぎ、二箇月にして北ドイツ・プロシア領ポーランド定まる、明年六月ロシア軍、フリードランドに敗れ、七月ロシア・プロシア、フランスとチルジットに和

西洋歴史 下

ウエスト
ファリア
王國

ワルシア
公國

イスパ
ニア・ポ
ルトガ
ル

し、プロシアはエルベ河以西の領土を割き、ポーランドの割地を吐く、ロシアはライン同盟フランスの分封國を承認し、舊プロシア領ポーランドの東部七百二十四方里の地を獲てイオニア共和國を棄て、密にフランスと共にトルコを分割し、イギリス領インドを侵略するを圖る、ナポレオン乃エルベ河西にウエストファリア王國を建てて季弟ジュロームを封じ、舊プロシア領ポーランドをワルシア公國と改めてサクソニア王に與ふ、プロシア僅に三分の一を存す。

第五節 ナポレオン尋て南、イスパニア・ポルトガルを取らんと欲し、イスパニア相ゴドイを結きて同盟せしめ、イスパニアの諸城を收めてポルトガルに據る、一八〇八年五月イスパニア王カロロ四世、王位をナポレオンに禪る、ナポレオン乃兄ヨゼフをイ

ウィーン
和議

フランス
公
國
スウェー
デン

イギリス

スバニア王となす、明年五月法皇領を并せ、十月オーストリアを挫きウィーンに和して其四境の地七千二百三十五方里をフランス及其與國に割かしむ、カリンチア以南サウ河右岸の地悉くフランスに没し、舊小ポラシドの地ワルシア公國に入る、オーストリアの四境亦險要の保つべきなく、海港の商業に資すべきなし、一八一〇年三月フランクフルト公國を建て、七月オランダを并す、スウェーデン又ナポレオンの姻戚元帥ベルナドットを養ひて太子となす、フランスの威焰其極に達し、列國の王侯競競としてナポレオンの闕下に伏す、獨イギリス・ロシア、地の利を恃みて屈せず。

第六節 フランス屢イギリスを征せんと圖る、而して常にイギリス海峡の風濤に阻れて志を遂げず、一八〇五年十月フ

西洋歴史 下

トラファ
ルガルの
海戦

ロシア

ランス・イスパニアの聯合艦隊、トラファルガルの海軍大將ネルソンの爲に殲滅せられてより、イギリスの制海權愈固く、フランスは大陸諸國に令してイギリス貨物の輸入を禁じ、以て之に當るに過ぎず、ロシア既にワルシア公國の稍大なるを憤る、又フランスと盟約してイギリス貨物の輸入を禁じ、財用爲に窮す、一八一〇年十二月三十一日、ロシア帝令して禁を解き、アメリカ國旗を掲ぐる船舶の入津を許し、多數のフランス貨物を却く、イギリス商船乃アメリカ國旗に隠れてロシアと取引す、フランス之を争ふ、應へず、一八一二年春ナポレオン親らロシアを征せんとす、年會稔らず、内務を整ふるに三箇月を消し、五月に至りバリーを發す、六月末ロシアに入り病に臥す二十一日、八月スモレンスクを取る、而してロシア軍決

モスクバ
に入る

イベリア
半島の役

戦せず、徐に退きて敵軍を遠く國內に誘ふ、處在の住民亦家屋を棄て家畜を驅り野を清めて遠く遁れ、四顧蕭條人煙を見ず、糧食日に乏しく、士卒餓死するもの踵を接す、九月十四日モスクバに入り和を議せんを干む、答へず、而して冬將に至らんとす、乃師を旋す、ロシア軍追蹙す、天方に日に雪り、軍夜夜雪中に露營す、凍死するもの數ふべからず、四十四日にしてロシア境に至る、四十萬の大軍餘す所纔に二萬、餓死凍死するもの十萬、糧食を索めて捕虜となるもの十九萬と稱せらる、イギリス又イスパニア國民と同盟してイベリア半島に轉戦す、ナポレオンの大星漸く光を蔽はる。

第四十五章 ヨーロッパ獨立の役 イギリス

植民地の擴張

第一節

ナポレオン既に敗北す、ロシア帝アレキサンデル乃前

スタイン

シャルン
ホルスト

プロシア相スタインの策を納れ、ドイツを統帥してフランス帝國を亡ぼさんと欲す、一八一三年二月スタイン、ロシア帝の命に依りてプロシア州知事となり、擅に州會を召集し、シャルンホルストが計畫せる後備軍國民軍の制を施く、尋て定制となす、兵役義務の説始めて行はる、是に於てプロシア先づ起ちてロシアと同盟し、スウェーデン・オーストリア・パワリア相尋きて加盟す、十月同盟軍ナポレオンをライプチヒに攻め、烈戦する三日にして之を走らす、ライン同盟尋て潰え、ウェストファリア・フランクフルト等亡び、ドイツ平ぐ、フランス軍又漸くイベリア半島に利あらず、是年二月イスパニア守備軍三萬を北ドイツに徙す、國

ウェリントン

シオームン同盟

都マドリード守を失ひ、王ヨセフ、エプロ河北に據る、六月イギリス將ウェリントン大にビットリアに戦ふ、フランス軍敗績し、王ヨセフ國を棄てて走る、十二月イスパニア定まる、オランダ又離る。
第二節 一八一四年一月同盟軍スウイスよりフランスに入り、直にハリーを指す、二月イギリス軍亦フランスを侵す、三月一日オーストリア・ロシア・プロシア・イギリス、シオームンに同盟し、イギリスは軍資年額五千萬圓を供し、自餘の三國は各兵十五萬を出だし、二十年を期してナポレオンを餓かんとす、三十一日ハリー降る、ロシア帝プロシア王、乃ハリーに入る、是夜ロシア帝、外務大臣タレーランと謀りてルイス十六世の弟ルイスを推す、四月二日元老院、ナポレオン一世を廢す、五日ナポレオン、位を太子ナポレオン フランシスに讓る、六日立法院、新憲法を議決し、

西洋歴史 下

ルイス十八世

第一バリ和議

クック

ボタニー

ルボン朝を復してルイス十八世を立つ、列國乃ナポレオンと議して之にエルバ島及宮廷費歲額八十萬圓を與へ、后マリアルイサ及太子をバルマ公となし、母及宗室に歲入百萬圓を給す、五月四日ナポレオン、エルバ島に入り、三十日列國、フランスとハリーに和してルイス十八世を認め、一七九二年一月一日の疆域を與ふ。

第三節 初十八世紀中航海術大にイギリスに進む、航海家クック是時に出で、一七六八年より一七七九年に至る十二年の間に世界を三周し、一六四二年タスマンが発見せる新ホルラント・ファン・デーメンズラント・新ゼーラント以下南太平洋の諸群島を探検し、遂にハワイ島に死す、ビット内閣乃新ホルラントの拓殖を圖り、一七八七年始めて流人をボタニー灣に置き、

タスマニア

イギリス帝國

ハイチ

シドニーを建つ、一八一〇年に至り良民亦移る、新ホルラントの稱廢れてオーストラリアの名用ひられ、ニールサウスウエールス、ボタニー灣より起る、一八〇三年又流人をファンデーメンズラントに移す、後改めてタスマニアといふ、是時變亂ヨーロッパ大陸に起る、ビッド之に乗じ列國をして互に相攻伐せしめ獨制海權を專にしてフランス及其與國の諸植民地を并せ、以てイギリス帝國を興す、一八〇六年一月ビッド死し、フォクス・カニング等相尋ぎ局に當りて其遺策を行ふ、是より先き一七九四年二月フランス、其植民地の奴隸を放つ、西インド諸島のフランス地主等悦ばず、イギリス艦隊を招きて復黑人を羈役せんとす、諸島大に擾れ、黑人守備隊を援けてイギリス兵を禦ぐ、而してハイチ島の黑人將ツーセンルーベルチャール、亂に乗じて遂に自

西洋歴史 下

セイロン

グッドホープ

ヘルゴラ

マルタ

イオニア列島合衆國

列國の情勢

立し、共和國を建つ、イギリス終にトバゴ・サンルシア等數島を收めてカリブ海を制す、イギリス又グッドホープ埼以東に散在するオランダの植民地を攻伐して盡く之を略す、獨長崎のオランダ商館其國旗を掲ぐるあるのみ、而してセイロン島及グッドホープ埼植民地永くイギリスに没す、イギリス又デンマルクの諸植民地を占領す、一八一四年一月キールに和し、ヘルゴラント島を保ちてデンマルクを監す、五月列國、マルタ島の領權をイギリスに與へ、明年十一月イオニア列島を合衆國となし、其保護をイギリスに託す、地中海の制海權爲にイギリスに落つ。

第四十六章 ウィーン會議

第一節

ナポレオンの猛威、風伯雨師を叱咤してヨーロッパの

政海を撼す十四年、舊國家の弊舶掀簸に耐えたるもの尠し、而して今や雲散り濤夷ぎ、諸國争ひて遺材を拾集し、以て舊國家を復せんとするに營營たり、獨ロシア・イギリス泰然此間に處し、大に海舶を増長す、之をウィーン列國會議の情勢となす、一八一四年十一月オーストリア・ロシア・プロシア・イギリス・スウェーデン・イスパニア・ポルトガル・フランス八國の使節ウィーンに會し、戦後の國境を協定せんとす、ロシア・プロシア、首功に伐り、ロシアはワルシアワ公國、プロシアはサクソニア王國を并吞せんと欲す、オーストリア相メッテルニヒ乃フランス使節タレーランと謀り、ポーランド王國を再興する議を發して二國と折衝す、明年初ナポレオン、ロシア・プロシア・オーストリア、議を異にして相軋るを聞き、ルイス十八世歳金を貽らず依りてエルバ島に閉居する

メッテルニヒ

義務なしと稱へ、三月一日フランスに歸る、國民歡呼して之を迎へ、ルイス十八世、ガンに出奔し、二十日ナポレオン、パリに入りて復朝に臨む。

第二節 ナポレオン歸國の報ウィーンに達す、是に於て列國は倏めざる治安妨害者を以てナポレオンを論じ、之に法律の保護を解き、六月遂に鬭牆の争を息めて俄に諸國の境界を定む、オーストリアはベルギーをロンバルディア・ベネチアに換え、ロシアはワルシアワ公國を獲、プロシアはサクソニア王國の北半を削り、ライン河兩岸の地を吞みて其ワルシアワに失へる所を補ひ、オランダはベルギーを并して王國となり、ドイツは四十國を連合して聯邦を成す、自餘の諸國又各其舊王家に歸す、而してスウェーデンは先きにフィンランドをロシアに失ひて、後ノルウェー

オーストリア
ロシア
プロシア
オランダ
ドイツ
スウェーデン

デンマルク

をデンマルクより取り、デンマルクはスウェーデンより得たるリッーゲン島・前ボメラニアの地をプロシアに譲り、終にラウエンブルグを保つ。

ワーテルローの戦

第三節 是時イギリス・プロシア・オランダ等兵をベルギーに出だす、イギリス將ウーリントン・プロシア將ブリッヘル等之を率ゆ、十一日夜ナポレオン、バリーを發して北進す、ウーリントン、ワーテルロー村のセンジャン岡に營す、十八日ナポレオン、センジャン岡を攻む、ウーリントン危し、ブリッヘル來援するに至り、二將、字ラベルアリアンスに合して大に戦ふ、ナポレオン敗績し、蒼黄バリーに歸る、ラファイエット等議會を率ゐて讓位を勸む、二十二日又位を太子に譲り、帝ナポレオン二世と號せしむ、議會乃カルノー等五名を擧げて政務委員となし、和を列國に請はしむ、政務

ナポレオン二世

第二バリ
ー和議

委員、ナポレオンをしてアメリカに脱れしめんとす、ナポレオン、イギリス戦艦沿海を警戒し遂に免れ難きを察し、七月十三日イギリスに降り、セントヘレナ島に遷さる、十一月二十日和復バリーに成る、フランス一七九〇年の國境に復して更に地を失ひ、償金二億八千萬圓を五年賦に依りて納るるを約し、ナポレオンが諸國に獲たる繪畫彫刻の逸品を悉く其舊所有國に返す、大亂始めて撥まる。

第四十七章 ヨーロッパ亂後の國情 アメリカ

カ諸國及ギリシアの獨立

第一節 全ヨーロッパの人心既に亂に倦み、堵に安ぜんと欲する切なり、法皇又衆生の憂苦を省み、一八一四年八月イエ

イエス派
を復す

神聖同盟

ス派を復し、エスイタ僧の布教を許す、敬神の風熾に興る、明年九月ロシア帝アレキサンデル一世、プロシア王フレデリキウ、ルム三世、オーストリア帝フランシス一世と議して、キリスト教の經典に則り博愛・仁慈を以て政治の大綱となす、所謂神聖同盟是なり、諸王公、ロシアの勢威を畏れ翕然之に加盟す、従はざるもの獨イギリスあるのみ、是時諸王公皆其舊國に歸り、專舊制度を復するに汲汲たり、而して國民は已にフランスの新制に慣れ固陋の舊習を厭ふ、是に於て騷亂處在に起り、神聖同盟遂に變じて干涉抑壓の利器となる。

諸國の國情

第二節 亂後最治まらざるをイスパニア及イタリア諸國となす、イスパニア王フェルデナンド七世・サルデニア王ビクトリオエマヌエロ一世法皇ビオ七世・ナポリシチリア王フェルデナンド一

スミヤキ黨

世等皆人に非ず、群小華胄を恃みて要路を塞ぎ、悉くフランスの新制を攘ひて十五世紀の陋習を行ふ、是を以て官紀地を掃ひ群盜横行し、スミヤキ黨、イタリアに起りて憲法制定・イタリア一統を唱ふ、一八二〇年イスパニア國民遂に起ちて革命を成し、一八一二年の憲法を復す、是に於てポルトガル・ナポリ・サルデニアの國民相踵ぎて起ち、皆イスパニア憲法を布く、オーストリア相メッテルニヒ乃列國を會合する三度、神聖同盟の本旨を曲げて諸國を蕩平し、又舊制を施かしむ。

ベネスエラ

第三節 初ナポレオン一世のイスパニア・ポルトガルを滅ぼすや、其新大陸の諸植民地相踵ぎて皆自立を圖る、一八一〇年イスパニア植民地カラカス・プエノスアイレス先づ起ち、カラカスは明年ベネスエラ共和國を建て、プエノスアイレスは後十年に

リバダビア出で國運大に進む、今のアルヘンチナ合衆共和
國是なり、而てしバラグアイ・ポリビア・ウルグアイの三共和國、
エノスアイレスより分立す、一八二八年ブエノスアイレス將サ
ンマルチン、チレのイスパニア守備軍を走らし、チレ共和國起る、
明年ベネスエラ將ポリバル、新グラナダを并せてコロンビア共和
國を建て、尋でキトーを收む、一八二四年ペルーに出で部將ス
クレをしてイスパニア守備軍を撃破せしむ、上下ペルー定ま
る、上ペルー乃國號を建ててポリビアといふ、一八三〇年キト
ー、エクアドル共和國を起し、コロンビア分裂して三國となる。

第四節 ヌエバ エスパニア、又カラカス・ブエノスアイレスに踵ぎ
て起ち、一八一三年モロロス、獨立を發表す、後二年死し、部將グ
エルレロ遺衆を率ゆ、一八二一年イスパニア將イッルビデ叛き

リバダ
アルヘン
チナ
バラグア
イ
ウルグア
イ
サンマ
ルチン
チレ
ポリバル
コロンビ
ア
ペルー
ポリビア
エクアド
ル
モロロス

メキシコ
中アメリカ
ブラジル
デ
カニング

てグエルレロと合し、イスパニア太守出奔す、一八二三年メキシ
コ合衆共和國を建つ、明年中アメリカ離れて中アメリカ合衆
國を起し、一八三八年に至り分裂してグアテマラ・ホンデラス・
サルバドル・ニカラグア・コスタリカの五共和國となる、一八二二
年ポルトガル植民地ブラジル、本國と隙あり、アンドラデ兄弟等
策を決して帝國を建て、ポルトガル王の長子ペテロを擁立す、
一八八九年に至り國體を革めて共和制を施き、ブラジル合衆
國を置く。

第五節 オーストリア相メッテルニヒ、頗新共和國の踵を接して
新大陸に起るを忌み、イギリスに説きて其傾覆を圖らしめんと
欲す、イギリス相カニング、メッテルニヒが神聖同盟を濫吹して
諸國の内治に容喙するを憤り、反りて陰に新諸共和國を庇

アメリカ
合衆國

モンロー

交友會

護してイギリスの勢力範圍を擴張す、比年アメリカ合衆國漸く隆なり、一八〇〇年ルイジアナをフランスより、一八一七年フロリダをイスパニアより購ひ、拓殖大に進む、一八一七年モンロー大統領となり、聲援を新諸共和國に與へ神聖同盟の野心を沮む、一八二二年十二月所謂モンロー主義を宣言す、アメリカの事はアメリカ人之に任ずるの意なり、ヨーロッパ諸國爲に新大陸の事に預る名義を失ひ、新諸共和國の獨立始めて固し。

第六節

ギリシアの志士又トルコの窘蹙に乗じて竊に獨立を圖り、一八一四年交友會を立つ、會員忽ギリシア人居住の各地に遍し、一八二〇年ヤニナ總督アリ叛く、スルタン乃モレアの守備軍をしてアリを討たしむ、明年交友會虚を擣ちて兵を

メヘメッ
トアリ

ナバリノ
灣の戰

アドリア
ノブル和
議

バトラスに擧げ、モレア亂る、イギリス又ギリシア人を庇護す、スルタン、エジプト藩主メヘメットアリに命じ叛亂を戡定せしむ、一八二五年エジプト世子イブラヒム、概モレアを平げ、明年ミソロンギを屠る、尋でアテネ陷る、ギリシア危し、是より先きロシア、トルコを伐ちてギリシアを拯はんと欲し、オーストリアに沮まれて果さず、一八二五年八月アレキサンデル一世、遂にメッテルニヒと絶ち、獨ギリシアの事を處せんとす、是に於てイギリス、ロシアと合しギリシア藩を置かんとす、一八二七年フランス亦加はり、三國の連合艦隊、トルコ艦隊をナバリノ灣に滅ぼし、尋でフランス軍、エジプト兵をモレアより逐ふ、スルタン尙屈せず、ロシア乃トルコを伐ち、一八二九年九月アドリアノブルに和し、ギリシアの獨立を承認せしむ、神聖同盟遂に潰ゆ。

第四十八章 七月革命及其影響 イギリス

政黨の治 東方問題

第一節 フランス王ルイス十八世一八二四年に死し、弟カロ

ロ十世立つ、カロ頑冥なり、エスイタ僧國政に預り大に舊制を復す、緇衣政府の目あり。一八二九年ポリニク總理となり政令益々狂暴なり、是に於てラファイエット出でて遊説し、實業家・政治家等密にオルレアン公ルイス・フィリポを擁してオルレアン黨を起す。明年七月バリー騷擾す、王出奔し、ラファイエット・チエール等、共和黨・オルレアン黨を率ゐて公を擁立す、世に之を七月革命といふ。諸國の民心爲に大に動き、ベルギー・ポーランド・ドイッ・イタリヤ・スウイス處在皆擾る、ベルギー・ポーランドの亂殊に甚

緇衣政府

オルレアン黨

オルレアン朝
七月革命

し。

ベルギー

第二節 ベルギーはフランドルより興り、國風大にオランダと

異なり國力亦之に超ゆ、而してオランダ、隸州を以てベルギーを待つ、ベルギー不平なり。一八三〇年八月二十五日亂遂にブルッセルに起り、ベルギー盡く叛き、オランダ防ぐ能はず、十一月十八日ベルギー獨立を發表し、オランジュ朝を廢す。是に於てフランス、イギリスに説き一八三一年ベルギーを中立國となす、明年列國其獨立を認む。ポーランドは一八一五年以來ロシア帝之に王となり國運漸く進む、而も數百年の積弊社會に蟠りて未俄に悉く之を除くべからず、不遇不平の徒尙甚衆し、一八三〇年十一月二十九日暴徒亂をワルシャワに作す、全國響應し明年ロマーノフ朝を廢す、ロシア將バスキエビチ進みてポ

ポーランド

ワカヨ
ロッパ
社

イランドを討ち、ワルシヰヲ陥りポーランド軍潰え全國平ぐ、餘黨フランス・スウイスに潜み諸國亡命の徒と相結び、ワカヨロッパ社を起し、ヨーロッパ革命黨の中心を成す、ポーランド王國絶え、ロシア其地に十縣を置く。

イギリス
の政黨

第三節 イギリスの政黨は源を十七世紀の圓顚黨武士黨に發し、尋でウグ黨・トリ黨の目専行はる、二黨皆家に依りて分れ、人を以て黨を成さず、勢家世世黨議を執りて國政に參與す、是を以て政黨甚固し。アメリカ合衆國獨立の後内閣更迭の制漸く起り、後遂に女王の女官亦内閣と共に更迭するに至る。是時汽船汽車始めて行はれ、商業紡績業昌に興り、イギリスの社會大に革る、而して選舉の制未備はらず、會七月革命起り、グレイ伯入りて總理となり選舉の舊制を革新せん

選舉改正
法

とす、一八三二年六月に至り改正法成り、借地人、借家人亦選舉を得、所謂ロツンバラウ廢絶に歸す。

民權黨

第四節 選舉法已に備はり、實業者其意を得たり、勞働者亦其志を遂げんと欲す、比年勞働會合處在に起り同盟罷工して資本主に迫る、オコンネル等又民權黨を組織して普通選舉、無記名投票、一年議會財産資格廢止、歳費支給の五件を要め、一八三九年百二十八萬餘人の署名せる請願書を議會に呈し、一八四二年又三百三十萬餘人の署名せるものを呈す、議會之を却く、下民激昂す、總理ピール乃關稅法を改めて稅目約一千を五百九十に減じ、經濟家コブデンの議を容れて一八四六年穀物輸入稅を廢す、下民之に安んず、又奴隸廢止の事、クラークソン・ウィルバフォース等多年主張する所たり、而も俄に

ピール

奴隸廢止

奴隸を解放するときは農業經濟を亂す患あり、議容易に行はれず、一八三三年に至り遂に二億圓を支出して解放の資に充つ、奴隸七十五萬復良民となる、一八三七年王ウイレム四世死し、姪ビクトリア立つ、ハンノフル離る。

ビクトリア
ア
エジプト

第五節 エジプト藩主、先きにギリシア獨立の役に殊功を建て、クレテ・キプロスの二大島を領す、而も尙蟹かず、ダマスクに總督たらんを請ふ、スルタン允さず、乃世子イブラヒムをしてシリアを占領せしむ、スルタン禦ぐ能はず、一八三二年世子ユニアを取り、徑にコンスタンチノブルを指さんとす、明年ロシア、入援を名としてダルダネル海峽に據らんと欲す、西ヨーロッパ列國大に驚き、スルタンに説きて急に和し、シリア・アダナをエジプトに割かしむ、七月ロシア、トルコに逼りてウンキアルスケレシに

ウンキアル
スケレシ
條約

東方問題

アデン

ロンドン
同盟

海峽條約

攻守同盟を結び、ダルダネル海峽を他國の兵艦に鎖さしむ、所謂東方問題茲に起る。既にしてエジプト藩主、アラビアを経略し、紅海を領海となし、インド孔道の咽喉を扼して獨貿易の利を壟斷せんとす、イギリス大に怒り、一八三九年アデンを取る。スルタン又エジプトを討つ、トルコ軍敗績し、トルコ艦隊エジプトに降り、トルコ帝國亡ぶるに垂んとす、明年七月ロシア、イギリス・オーストリア・プロシア・トルコ、ロンドンに同盟してエジプトに迫る、藩主遂に降りエジプトを保つ、一八四一年七月列國議して所謂海峽條約を結び、ボスポロス・ダルダネル二海峽を列國の海軍に鎖す。

第四十九章 二月革命及其影響 西ヨーロッパ

ロツバと東ヨーロッパ

オルレアン朝の政

第一節

フランスのオルレアン朝、實業家・政治家に擁せられて宗家を承け、學藝・實業の奨励を以て榜標となす、是に於て學術大に揚がり、國利大に進む、而して貧富の懸隔漸く甚しく、請託・買収の弊朝野を壓し、官吏・議員・選舉人皆奸商と異らず、時弊に肥ゆる能はざる下民、乃私有財産を論じて賊物となし、共有説盛に行はる、社會説亦起る。一八四七年共和黨社會黨と相携へて議會を清めんと欲し、選舉法を革めんとす、成らず、明年二月亂遂にパリに起り、王出奔し共和國となる、世に之を二月革命といふ。ドイツ・オーストリア・ホンガリア・イ

二月革命

ナポレオン三世

ドイツ統一の企圖

タリア・トルエ處在皆動き、ヨーロッパ大に亂る、十二月ナポレオン一世の姪ルイス・ナポレオン大統領となり、後四年帝位を踐みてナポレオン三世と號す。

第二節 二月革命の報至り、二、三月の交ドイツ・オーストリア

紛擾す、南ドイツ國民先づ起ちてドイツ議會の召集を要め、三月ウィーン擾れてメッテルニヒ出奔し、ベルリン踵で動き、兵・民街路に鬭ふ。五月ドイツ議會、フランクフルトに集り、帝國憲法を制定せんとす、プロシア王フレデリク・ウィルヘルム四世又議會を召集して憲法を制定せしむ。是時オーストリア處在鼎沸して亦制すべからず、帝フ・ルチナンド一世、インスブルックに奔り、政令國都に行はれず、遂に位を其姪フランシス・ヨーゼフに譲る。十二月プロシア王議會を解散し、其憲法案を修正して欽定憲法を

フランス
ス
ヨセフ
プロシア
憲法

布く、國民相慶す。一八四九年三月オーストリア帝又憲法を欽定す。踵てドイツ帝國憲法成り、帝位をプロシア王に勸進す、王オーストリアの勢威を畏れて受けず、ドイツ議會爲に蟬脱し、尋で散ず、ドイツの統一成らず。

カ
ロ
ロ
ア
サ
ル
デ
ニ
ア
憲
法
ニ
オ
ス
ト
リ
ア
ビ
ク
ト
リ
オ
エ
マ
ヌ
エ
ロ
二
世

第三節 イタリアの民心離畔する既に久し。一八四八年三月諸國人齊しく濫起して立憲制を要む、サルデニア王カロロアルベルト、先づ憲法を布き、法皇亦之に倣ふ、王謂ふ、イタリア自立の機至れりと、兵を進めてロンバルディアを取る、モデナ・パルマ乃合す、尋でベネチア來り投ず、北イタリア盡くサルデニアに歸す、諸王公、サルデニアを嫉みて貳る、明年三月オーストリア軍進みてサルデニアを伐ち、ノバラに捷つ、サルデニア王乃位を太子ビクトリオ・エマヌエロ二世に譲りて、ポルトガルに憂死し、新王

オーストリアと和す、諸國皆舊態に復し、サルデニア獨、立憲制を行ふ。諸國人、心をサルデニアに歸す。

ホ
ン
ガ
リ
ア

コ
ス
ト
ロ
フ

第四節 ホンガリア夙にオーストリアの政令に服せず、叛亂を圖る一再に止まらず、一八四八年三月トランシルヴァニアを合し、獨立の實を收む。八月オーストリア將イェルラチチ肆にホンガリアを伐ち、尋で太守に任ず、コスート、議會を率ゐて之に抗す、十二月フェルデナンド一世位を讓る、ホンガリア議會承認せず、遂に兵を擧げ、明年四月オーストリア軍をゲーデルレーに破り、ハプスブルグ朝を廢し、コスートを知事となす、是に於てロシア將バスキエビチ入りてオーストリア軍を援け、ホンガリアの諸將連に敗れ、八月コスート、トルコに奔り、ゲールゲー等降り、亂平ぐ、マジール十萬之に死す。

ニコライ一世

バレスチナ
霊蹟管理
権

第五節 一八二五年ロシア帝アレキサンデル一世死す、壽四十八、帝はカタリナの長孫なり、子なし、弟ニコライ一世立つ、剛果なり、トルコ帝國を以て垂死の病客に比し、豫其遺産を分たんと欲し、密にイギリスと謀る、イギリス見る所を異にし、應へず。帝謂らく『マンチェスター派經濟論方にイギリスを風靡す、イギリス戦はざるべし、フランスはナポレオン三世新に立つ、兵を動かさざるべし、トルコを滅ぼす是時にあり』と、是時ナポレオン三世頻に僧侶の歡心を收む、比年舊教僧侶、ギリシア正教僧侶とバレスチナの靈蹟管理權を争ひて志を得ず。ナポレオン三世之を奇貨とし、一七四〇年の古條約を引きてトルコに逼る、スルタン遂に枉げて舊教僧侶の管理權を允す、ロシア帝大に怒り、スルトンの臣民にして正教を奉ずるものを保護せんとす、許さず、一八五三年七月ロシア、正教を保護するを名として戦をトルコに宣す。

第六節 一八五四年三月イギリス・フランス・トルコと同盟して戦をロシアに宣し、九月フランス將センアルノの策を納れてクリム半島の鎮守府セバストポリ城を取らんとす、明年一月サルヂニア又加盟す、ロシア軍連に敗る、ニコライ一世大に憤り、二月全國民をして武裝せしめ、克たざれば已まざらんとす、尋て死す、壽五十九、太子アレキサンデル二世立ち、和せんと欲す、議遂に成らず、聯合軍セバストポリ城を攻むる益、急なり、トレーベン連堡を築きて之を禦ぐ、城愈、堅し、九月、圍を受くる、三百二十二日にして遂に陷る、之をクリム戰役といふ、是役ロシア、百八隻より成る黒海艦隊を喪ひ、戦員十萬を亡ふ、而

セバスト
ポリ城

アレキサン
デル二世

クリム
戰役

パリ和議

して行軍に凍死斃死せるものは是數に入らず。

第七節 一八五六年二月イギリス・フランス・オーストリア・サルヂニア・トルコ・ロシア、和をパリに議す、三月和成る、ロシアはドナウ河流域の諸公國に對する保護權を撤し、ドナウ河の航行を自由にし、トルコ領内の正教信徒に對する保護權を棄て、黒海鎮守府を鎖し、黒海にトルコと同數の兵艦を泛ぶるを得、是役軍資を費すこと、イギリスは約七億六千四百萬圓、フランスは約六億八千四百萬圓に及び、戦員を喪ふこと、イギリスは二萬二千餘、フランスは六萬九千餘に達す、ロシア屈してフランス伸び、ナポレオン三世の威名ヨーロッパを壓す。

第五十章 アシアに於けるイギリス・

ロシア・フランス

シンガポール

第一節 イギリスは亂後マライ諸島をオランダに還し、シンガ

海峽植民地

ポール島をジョホール領主より購ひて、一八二四年其南口に港市を建て、明年スマトラのベンクーレンをマラカに換へ、以てインドよりシナに至る孔道を扼し、南海の貨物を此に聚散せんとす、シンガポール南口漸く航路となり、海峽植民地の基礎定まる、是より先き東インド會社、阿片をカントンに輸入す、喫するもの歳と與に衆く害毒漸く著し、清之を禁ずるに至り、伶仃島に密輸す、カントンの商勢爲に常に均衡を得ず、硬貨濫出す、一八三九年清協議を経ずして卒に禁令を厲行す、イギリス商爲に約一千餘萬圓を失ふ、所謂阿片戦役、茲に起り、一八四二年ナシキンに和して紅香鑑山を收む、即ホンコンなり、南シナの商權イギリスに歸す。

阿片戦役
ホンコン

略 インド經

第二節

亂後イギリス又大にインドを經略す總督ヘースチングス、ウエルズリーの後を承けて益、拓地を圖り、ネパールを削り、中インドを并せ、マラータを服す。一八二三年アーマー・スト、總督となり、一八二六年バルマを伐ちてアッサム・アラカン・テナセリムを取る。一八四三年總督エレンボロ、ヘースチングスの遺緒を紹きて、西北シンド・グワリオルを定め、一八四六年ハーデンジ・サトレデ河南の地を取る。一八四八年ムルタン領主兵を擧げバンジア・動く、ダルフージー、總督となり、進みて之を撃つ。明年バンジア・平ぎ、西北の地悉くイギリスに入る。一八五二年又バルマを伐ちてベグを收め、一八五六年ウッドを并す、インド大に定まる。後二年、イギリス・インドを直轄し、一八七七年帝國を置く、一八八五年バルマ遂に亡ぶ。

インド帝國
バルマ亡ぶ

西洋歴史 下

グルジャ

第三節

ロシア嚮にアジアの北地を奄有し漸く南下せんとす、一八〇一年グルジャ主ゲオルギウス・イラクリエビチ、其國をロシア帝に獻ず、ロシア始めてカフカズ山南に下る。是に於てペルシアと隙を生じ、一八一三年 그리스 タンに和して外カウカシアを收め、カスピ海を制す。後和好又破れ、一八二八年ツルクマ・ンチャイに和してペルシア領アルメニアを削る。ペルシア復振はず。ロシア又ウラル河・タルバグタイ山の間に荐居するキルギス部を征服して連塞を築き、セミレチンスク・シル河右岸の地を拓殖して漸くホーカンドに逼る。一八六四年チエルナエフ、チムケントを取り、明年タシケントを收む。ロシア乃隸州トルキスタンを置く、一八六六年ブハラ釁を開く。ロマーノフスキ、ブハラ軍を逆撃して大に之を破り、ホーデンドを降す、ボーガンド概定

アルメニア

外カウカシア

トルキスタンを置く
ブハラ

まゐる、デハラ頻に敗れて益戦ふ、一八六八年カウフマン進みてサマルカンドを取る、デハラ乃ザラフシン河中流の地を割きて和す。デハラ既に服し、西隣のヒバ孤立す、ヒバは古のワザリズムなり、アム河下流の沃土に國し、天險を恃みて夙にロシアを輕侮す、一八七三年カウフマン大舉してヒバを征す、ヒバ降る、乃其アム河右岸の地を削りて外藩となす、又アム河左岸アトレク河北の沙漠に遊牧するチャルクメン部、剽掠を業とす、一八七四年ロシア之を懲らし、隸州外カスピヤを置く、一八七五年ホーカンド擾る、明年スコベレフ伐ちて之を平ぐ、ホーカンド遂に亡ぶ。スコベレフ尋でアトレク河を遡りてチャルクメン部を征す、一八八一年部衆盡く服す、後三年メルフ又ロシアに投ず、是に於てロシア、中アジアの全域を領し、東葱嶺を隔ててシナと

外カスピヤ州を置く
ホーカンド

ヒバ

外カスピヤ軍事鐵道
バミル問題
アフガニスタン問題
ムラビヨフ

アイグン條約

相望み、南アフガニスタンを隔ててインドと對峙し、カスピ海東岸のウズン・アダ島を起點とし、メルフ・デハラ・サマルカンドを経てタシケント・ナンヂジャンに至る軍事鐵道を布きて大に中アジアの拓殖を圖る、イギリス寒心す。バミル問題此に起り、アフガニスタン問題愈重し。

第四節 ロシア又シナ帝國に南下す、一八四七年ムラビヨフ、東シベリア總督となり、國人の宿志を紹ぎてアムル河口・オホーツク海を探検せしめ、一八五一年アムル下流にアレクサンドロフスク・マリインスク・ニコライエフスクを建つ、尋でグリム戰役起り、シベリア東邊亦兵塵を被る、ムラビヨフ乃自アムル流域を踏査して連塞を置き、シレンク・マクシモビチ等、動植物を精査す。一八五八年シナ・アイグンに約してアムル河北の地を割く、

東シベリ
ア沿海州
を置く
ベキン和
議

イリ
朝鮮問題

アンナム

サイゴン

ムラビヨフ、ブラゴベシナ^ニ・ス・ク・ハバロフスクを建つ、明年ロシア、東シベリア沿海州を置きニコライエフスクに治す。會、シナ妄に事端を滋し、イギリス・フランス、連合してシナを伐ちベキンに入る、ロシア間に居り、和遂に成る、一八六〇年、ウスリ河右岸の全沿海地十四萬四千五百方里を譲りて之に報いしむ、一八七一年イリを并す、明年沿海州政廳をウラヂボストクに徙す、朝鮮問題尋で起る。

第五節 フランス、又シナ帝國に北上す、明末以來舊教僧アンナムに布教す、一八五八年國人一僧を殺す、ナポレオン三世乃リゴード・ジュヌイーをしてアンナムを征せしむ、ジュヌイー、ユエ港を封鎖し、明年二月、サイゴンを取りて鎮守府を置く、爾來交戰する四年、一八六二年、サイゴンに和し、サイゴン・ビンホア・ミト

西洋歴史 下

コシエン
サイゴン
條約
劉永福

アンナム
保護國と
なる
トンキン

一三州を收めて、コシエン・シーヌ植民地を起し、後五年、更に三州を加ふ、一八七四年、サイゴンに約してアンナムの獨立を認め、フランス其外交を掌る、シナ之を爭ふ、是時劉永福、アンナムのフサン地方に據り、荒蕪を開き流民を撫てて方數十里人口二十萬の國を保ち、ソンコイ河を上下するフランス商を掠む、一八八二年、リビエール、ハノイを奪ふ、劉永福乃フランスと戰ふ、アンナム王・シナ帝皆密に之を援く、明年王ツツク死し、アンナム、保護國となる。シナ猶トンキンの要鎮を成る、一八八五年に至り遂に天津に和してトンキンを棄つ、トンキン又植民地となる、而して國人聚歛に苦み流賊國北に出沒す、一八九三年フランスはシム、メコン河中流左岸一帯の地を領して之を治めず、流賊此に嘯集してトンキンを擾すと唱

西洋歴史 下

カンボジア

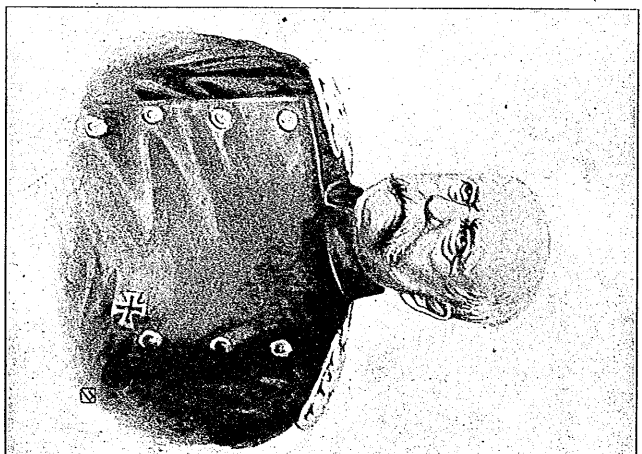
ラオス

へ、アンナム及一八六三年に保護國となれるカンボジアの權利を皇張してシムに迫り、ルアン・プラバン以東左岸の地を取らんとす、シム乃イギリスの議に従ひ、北緯十八度を境界として六千三百方里の地を割く、ラオス爲にフランスの勢力範圍に歸す、イギリス又フランスを憚る。

第五十一章 イタリア・アメリカ合衆國

メキシコ

第一節 サルデニア王ビクトリオ・エマヌエロ二世、乃父の志を紹介し、イタリアを統一せんと欲す。經濟家カブール、奇才あり、王擢用して之に任ず。カブール、農商を勸め鐵道を敷きて國本を養ひ、クリムの役に赴援してイギリス・フランスを與國と



カブール

カブール

プロンビ
エール密
約
イタリ
アの役
國民會

なし、戦後オーストリアの孤立せるに乘じ、盛にイタリヤ諸國の立憲黨に聲援を與へ、著實の施政方針を執りてヨーロッパ列國の信任を收め、ナポレオン三世がイタリヤの共和黨を忌むを利用して、兵をフランスに借り、以て先朝の志を遂げ統一の業を成さんとす。一八五八年七月フランス帝、カブールと密にプロンビエールに約し、明年春驟にオーストリアを伐たんとす。オーストリア相プロオル、必サルヂニアを挫かんと欲し、ロシア・イギリスの忠言を卻け、四月戦を宣す、イタリヤの役起る。

第二節 是より先きラファリナ等、國民會を設け、密に諸國の志士と相結びて死戦を期す、是に於て、トスガナ・モデナ・パルマ・ロマニアの國人皆起ちてサルヂニアに應ず、オーストリア、マ

ピラフラ
ンカ和議

ジェンタ・ソルフェリノに敗れ、七月ピラフランカに和してロンバルディアを割く。尋でファリニはモデナ・パルマ・ロマニアを兼并してエミリア州を置き、リカソリはトスカナを率ゐて州の基礎を固め、ガリバルヂは武裝國民社を起して兵を聚む。一八

エミリア
トスカナ
武裝國民
社

サボヤ・ニ
ースを割
く

六〇年三月エミリア・トスカナを合す、フランス乃サルデニアに迫りてサボヤ・ニースを譲らしむ、是時ナポリシチリア王フランシス二世、サルデニアの強大を忌み、諸廢王を糾合して之に當らんと圖る、イギリス憚らず、シチリア叛く、カブール乃密にガリバルヂに勸めてシチリアを征せしむ、シチリア定まる。次でナポリを伐つ、全國瓦解し、ガリバルヂ國務を總裁す、是に於てサルデニア、フランスがガリバルヂのナポリに共和國を置かんとを懼るるに乘じ、法皇妄に烏合の兵を養ひ國人安堵せ

シチリア

ナポリ

西洋歴史 下
一四四

法皇領

イタリア
王國
建國の元
勳

アメリ
カ合衆
國の
國情

ざるを名として法皇領を滅ぼし、ナポリに進みて廢王の軍を破る、ガリバルヂ乃ナポリシチリアを獻ず。一八六一年二月第一イタリア議會集り、三月サルデニア王、イタリア王の位に即く。六月カブール死す、國民哀悼す、カブール要路に當る十年、遂に業を成す、ファリニ・リカソリ・ラファリナ最文勳を建て、ガリバルヂ・ラマルモ・ラファンチ・メデチ最武功を顯す。

第三節 アメリカ合衆國は、ボトマク・オハイオ兩河を境界として經濟上・政治上に南北二部に分る。南部は專農業に従ひ、ワタ・タバコ・サタウキビを栽培し、奴隸を苦役して地主逸居し、人政論を好む、北部は工業・農業・商業・採鑛業・伐木業を事とし、各種の製品・穀物・亞麻・葡萄・サタウカヘデ・サタウダイコン・鐵・銅・金・銀・石炭・石油材木を産し、人貨殖に忙しく國務

を顧るに違らず、南人概リタを裁う、一八五七年チアールストン港輸出する所の棉花實に二億六千萬圓に上る、而して需要歳と與に愈多し、南人は黒人に非ればタを作る能はずと爲す、是を以て黒人の需要歳と與に熾は、バージニア、ケンタッキー盛に黒人を飼養し、一頭の價格數千圓に及ぶ、農利爲に減じて一分に達せず、地主窮困す、又建國以來南人常に要路を占め、將士を出だす、ニッーイングランドは合衆國發祥の地なりと雖、稍要路に預りしは獨マッサチューセツツあるのみ、而して今や南人窮困して子弟を教育し又家門を維持する能はず、奴隸禁止の宿議は南人懸命の問題となる。

第四節

一八四八年 ニッーメキシコ・カリフォルニア地方を獲

西洋歴史 下

レバブリ
カン黨
デモクラ
ト黨

分離の役

てより北部の勢力範圍頗に増し、ヨーロッパの移民連年北部に徙り、後一年カリフォルニア・ユター・ニッーメキシコを置く、南人大に憤り、強いてカンザスを其勢力範圍に加へんとす、北人之を争ひ、紛擾を極む、北人、南人の暴横を憤り、一八五六年六月大にレバブリカン黨を興す、デモクラト黨衰へ、勢をコングレスに失ふ、南部遂に北部に壓せらるべきを察し、分離せんと欲す、南カロライナ曾てカルフンの議を納れて分離を謀る、ジッファースンデービス其遺志を紹ぎ、南部を糾合して聯邦を建てんとす。一八六〇年十一月國民、レバブリカン黨員リンカーンを舉げて現任大統領ブカンの後を承けしむ、南人乃反を謀り、明年三月新大統領職に就くに至り、南カロライナ南部を率ゐて反す、兵結びて解けざる五年、南部の全海岸

を封鎖して棉花の輸出を絶ち、メキシコ灣頭の諸州を占領して南部の財源を涸らし、アトランタ城を取りて其造兵廠を奪ひ、一八六五年四月遂に賊將リーを擒にす、亂平ぐ。是役合衆國債を負ふ六十五億圓、シウワード外交に當り、諸將ヲラント・シーマン殊功を建つ、十二月奴隸を禁ず、國體益固し。

第五節 メキシコはモレロスの遺將グアダルベビクトリア初代大統領となりしより、政變頻に起りて内訌絶えず、一八四五年テクサス離れて合衆國に入り、尋で戰敗れて國北の領土を失ひ、財政大に紊る。一八六一年大統領ファレス、地の利を恃み、條約を破棄して外國債二億圓の利子仕拂を停む、フランス・イギリス・ネスバニア乃同盟してメキシコに迫る、合

メキシコ
ファレス

メキシコ
の役

衆國代りてメキシコの外債を辨ぜんと欲す、三國應へず、明年三國の聯合軍オリサバに入る、是に於てナポレオン三世、メキシコ帝國を建て、オーストリアのマキシミアノ親王を立てんと欲する意を傳ふ、イギリス・イスバニア怒りて同盟を解き、フランス獨兵を進む、メキシコの役起る。

第六節 フランス國民、メキシコ遠征を喜ばず、帝乃國民に告げていふ『合衆國獨メキシコ灣を制して南アメリカに臨むはフランスの利に非ず、大洋の彼岸にラテン種族の勢を恢復するを要す、而してメキシコに王制を施くは最此旨に適ふものなり』と、尋で又イギリス・ロシアと相結びて合衆國の事に干預せんと欲す、メキシコ・合衆國警戒す。一八六三年フランス軍、メキシコ國都に入り、國體を變じてメキシミアノを

擁立す、合衆國承認せず、後二年フランスに逼り兵を撤せしむ、フランス遂にソキシユを棄て漸次兵を撤す。一六六七年フランス兵盡く去り、フアレス全國を平げ、マキシミアノを擒にして之を殺す、ナポレオン三世の聲望衰ふ。

第五十二章 プロシアとオーストリア フランス

とドイツ

シヤレス
ウイヒ

第一節 七年の役中、デンマルク、オルデンブルグを以てホルスタインに換へ、王ホルスタイン侯としてシヤレスウイヒを兼領す。一八六三年王フレデリキ七世死し、嗣なし、キリスチアン九世列國に推され、末流より入りて宗家を承け、憲法を革めてシヤレスウイヒを本部に合す。蓋ホルスタイン國憲・一八五二

年ロンドン議定の俱に許さざる所なり、是に於てドイツ鼎沸し、明年初オーストリア・プロシア連合してデンマルクを伐つ、イギリス其孤弱を憫み、列國をロンドンに會して協商せんとす、議遂に成らず。デンマルク屢敗れ、十月ウイーンに和じ、シヤレスウイヒ・ホルスタイン・ラウエンブルグをオーストリア・プロシアに割く。

キール軍
ガスタイン
協商

第二節 是に於てオーストリア・プロシア、シヤレスウイヒ・ホルスタインを共有し、前者は國人の意に従ひて二國をデンマルクの支流アウグステンブルグ家に與へんとし、後者は永く之を領せんと欲す。一八六五年四月プロシア恣に軍港をキールに起す、オーストリア懼ばず、八月ガスタイン溫泉に協商す、キールを聯邦軍港となしてプロシア之を管し、オーストリア、二百

ハ
ビ
ス
マル
ク

一八六
六
年
の
役

ケ
ー
ニ
ヒ
グ
レ
ー
ツ
の
戦

七十五萬圓を以て、オウエンブルグの領權をプロシアに譲る、而して二國の論争漸く太甚し、明年三月プロシア相ビスマルク、密にイタリヤと同盟し、六月オーストリア、聯邦を率ゐて、シレースウィヒ・ホルスタインを處分せんとす、プロシア乃ホルスタインを占領す、是に於てオーストリア、聯邦を率ゐてプロシアを伐つ、之を一八六六年の役といふ。

第三節 オーストリア夙にプロシアを輕侮す、聯邦の列國又多く之に黨す、プロシア遙にイタリヤと呼應して三軍を起し、三道よりボヘミアに入る、向ふ所披靡す、七月オーストリア軍、ケーニヒグレーツに敗潰し、プロシア軍直にウィーンを指す、フランス亦曾てプロシアを輕視し、ライン・モゼル兩河間の地を割くを約せしめて赴援せんと欲す、ビスマルク從はず、乃其

プ
ラ
ー
グ
和
議

イ
タ
リ
ヤ
ベ
ネ
チ
ア
を
取
る

北
ド
イ
ッ
聯
邦

モ
ル
ト
ケ

フ
ラ
ン
ス
の
情
勢

必敗を期す、是に至り大に驚き、オーストリアの斡旋を請ふに乘じ、間に居て漁人の利を收めんとす、成らず、八月オーストリア・プロシア・イタリヤ、プラーグに和す、オーストリアは永くドイツ聯邦より離れ、シレースウィヒ・ホルスタインを棄て、ベネチアをイタリヤに割き、アイン河北の同盟列國の滅亡を諾し、プロシアが河北に建つべき北ドイツ聯邦を認む、バワリア・ウエルテシベルヒ・バーデン又プロシアと攻守同盟を締ぶ、一八六七年北ドイツ聯邦成る、プロシア王、聯邦元帥たり、ビスマルク聯邦宰相、モルトケ聯邦參謀總長に任ず、プロシアの武威大に揚がる。

第四節 フランス、帝先きにメキシコに干預して志を得ず、又本邦の江戸幕府を扶掖せんと欲して果さず、チエール等反

ブルクセン

對黨頗に勢を加へ、帝の外交を誤てるを指摘す、帝方に病む志其位を全うするに在り、是を以て釁を開くを欲せず、一八六六年の役に中立を守る報として、ルクセンブルグを并せ、以て反對黨の氣焰を銷さんとす。ドイツ相ビスマルク之を沮む、而して尙プロシアと同盟してルクセンブルグをオランダ王より購ひ、遂にベルギーを呑まんとす。プロシア従はず、果さず、帝の聲望益々墜つ、帝之に苦み、自由主義を採りて其位を保たんと欲し、一八七〇年初オリビエを擧げて總理となす、總理乃請ひて憲法を革め、上下兩院の制を施かんとす、三月元老院憲法改正案を可決す、五月元老院議定の可否を國民票決に付す、ストラスブルグ以外の都市に於て否半に過ぎ、陸海軍人五萬之を否とす、是に於てグラモン入りて外務に當り、

グラモン

オリビエ

西洋歴史 下

西洋歴史 下

サンゴタ
ルド鐵道

ロシアを伐ちて市人軍人の心を收攬するを勸む。

第五節

シゲマリ
ンゲン公

チエール
セダンの
戦
フ
アイ
ブ

イタリア
ローマを
取る

ドイツ
帝
國

六月スウイス・イタリア・ドイツ、ベルンに議してサンゴタルド峠に鐵道を敷く、フランス之を嫉む。七月イスパニア王位をプロシアの支流シゲマリンゲン公レオポルドに勸進す、グラモン之を奇貨とし、元老院議長ルーエーと相結び、后エウジニアを挾みて帝に逼り、陸軍大臣ルプーフと相携へて總理を壓し、遂に強いて戰をドイツに宣す。列國皆フランスを非とし、反對黨チエール・ガンベタ等又出師の名正しからざるを惜む、是役フランス連に敗れ、九月帝セダンに降り、フーブル・ガンベタ・フェリー等帝制を仆して共和國を起す。イタリア乃ローマを取る。イタリア一統完く成る。北ドイツ聯邦又マイン・河南の諸國と議してドイツ帝國を建て、憲法を定めて皇帝を置く、明年一

ベルサイユ和議

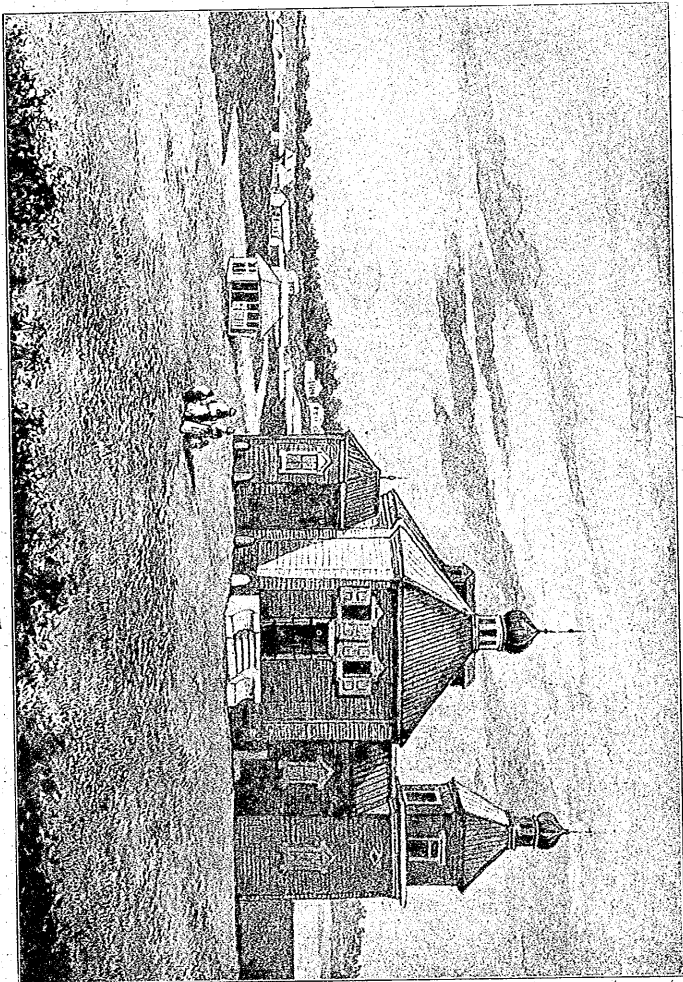
月プロシア王ウーラム一世、皇帝の位に即く、ドイツ一統遂に成る。二月ベルサイユに和す、フランス、エルザス、ロートリンゲンを割き、約二十二億二千七百萬圓を仕拂ふ。

第五十三章 ロシア バルカン半島諸國

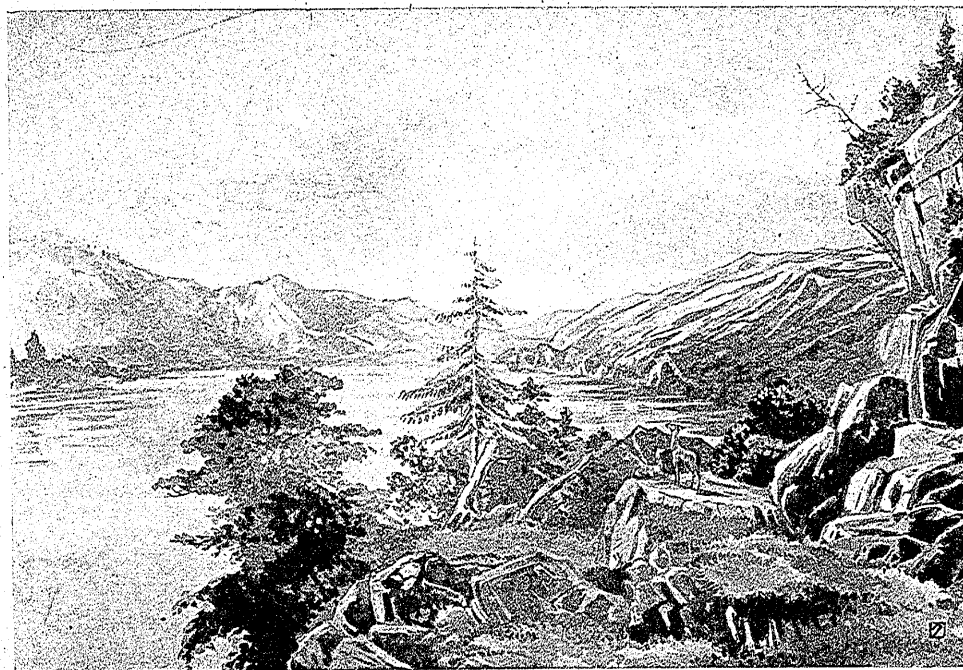
アフリカ諸國

西派
虛無黨
スラブ派

第一節 ロシア帝アレキサンデル二世、クリム战役の後を承けて銳意治を圖る、國人二派に分る、バルエフ・ゴルチャコフ等西ヨーロッパの文物を慕ふ、西派の目あり、ヘルツン等陋習を摘發し、社會説を鼓吹して之を張る、後虛無黨是より出づ。ミリン・アクサコフ等國粹説を執る、スラブ派と稱す、ロシアを宗としてトルコ・オーストリア・ホンガリアに雜居する諸スラブ部を



知 名 の 建 物



（西の嶺安興小）景の河ルムア

總スラヴ
黨

統一せんとする論漸く萌す。總スラヴ黨起る。一八六一年帝
ミリツヂン等の議を納れて土地附き農民を解放す。爾來鐵道
大に延び異語の禁漸く嚴しく、バルト沿海諸州ラッコンランド
稍其特制を失ふ。又一八七一年黒海の中立を解く。是に於て
ロシアの實力充ち勢威頗揚がる。

第二節

トルコ帝アブヅルアジズ驕奢度なし、國帑を蕩盡し
て國債歳と與に積む、而して財政愈々素れて聚斂愈々苛し。一
八七五年ヘルゼゴビナ州擾れ、明年ボスニア州セルビア藩アルガ
リア州皆起ちて自立せんとす。スルタン先づブルガリアを屠
りて之を鎮む、而してセルビア、ロシアの後援を恃み、ボスニア・ヘ
ルゼゴビナ二州に黨して遂に反す。モンテネグロ又戰を宣す、ミ
ドハット等乃國人を率ゐて廢立を行ふ二度、アブヅルハミッド

ヘルゼゴ
ボスニア
ブルガリ
ア
セルビア
モンテネ
グロ
ミドハッ
ト

トルコ憲

ロマニア
サンステ
ファノ條
約

ベルリン
會議

二世を立て、十二月憲法を布きて諸州の人心を收攬し、以て國難を靖んぜんとす、而して列國之に安んぜず、一八七七年四月ロシア、スルタンが地をモンテネグロに割かざるを怒り、キリスト教臣民を綏撫する能はずと唱へ、ロマニアと同盟してトルコを伐つ、トルコ敗れ、明年三月サンステファノに和す。

第三節 是に於てロシア大にトルコを削り、ドナウ河南・エーゲ海北・黒ドリナ川の東・黒海・ブル湖の西にブルガリア藩を置き、セルビア・モンテネグロに増地し、セルビア・ロマニアの主を王となし、トルコ領アルメニアの要地を收む、イギリス大に怒り、オーストリア・ホンガリアと連合し、サンステファノ條約の條項を修正してロシアの威焰を抑へんとす、ドイツ間に居り、六月列國をベルリンに會合す、七月議成る。ブルガリア藩の疆域を盛

西洋歴史 下

東ルメリ

キプロス

エジプト

スエズ運
河
イスマイ

めて、バルカン山南に自治州東ルメリアを置き、セルビア・モンテネグロに増地し、ボスニア・ヘルゼゴビナをオーストリア・ホンガリアに委託し、バツーム港及北アルメニアをロシアに譲り、トルコと議してエビロス・テッサリア南部を收むるをギリシアに許し、ドナウ河全流を中立地となす。イギリス乃キプロス島に據りてスエズ運河を護り、并せて小アジアを監す、尋でロマニア・セルビアの主を王と號す。

第四節 アフリカ諸國中、エジプト最顯る。一八四九年藩祖メヘメットアリ死し、孫サイド嗣ぐ、一八五六年レセップスと議してスエズ運河を起工す。一八六三年死し、弟イスマイル立つ、運河工費二億圓に及び、藩主頗債を負ふ、スルタン、運河の遂に成らざるを度り、藩主債を積みて自苦まんを期し、後三年、貢金を

スダン
エジプト
法典
聯立裁判
所
國民黨
マハヂ

増して長子繼承の制を允し、ヘヂブの號を賜ふ、比年藩主頻に銃砲鋼艦を購ひ、陸軍を増し、連にニール河上流の地を經略す、國債爲に増して四億三千萬圓に達す。一八六九年十一月列國の帝主を招きて運河開通式を舉ぐ、スルタン憚らず、一八七二年藩主入朝し、スルタンを籠絡して司法制度を草め、任意に國債を起す特權を得たり、乃法典を布きて治外法權を廢し、一八七五年聯立裁判所を設く、而して負債大に積りて十億圓に過ぎ、利子を仕拂ふ能はず。一八七八年イギリス・フランス逼りて財政整理委員を置き、國政に預りて大に節約を行ひ、陸軍を減ぜんとす、中佐アラビ等乃國民黨を起して外人を排斥せんとす、一八八二年國民黨敗れ、イギリス、エジプトの實權を握る。エジプト領スダン又マハヂに没す、尋てフラ

西洋歴史 下

チニシア
マダガス
カル
自由國
自國
トランス
バル共
和國
シエ
ブス
トン
フレール
クレ
グ
南アフリ
カ共和國

シス、チ。ニシア・マダガスカルを保護國となす。
第五節 南アフリカにオランジ自由國・トランスバル共和國あり、俱に一八五二年オランダの移民ブルの建つる所なり。一八七七年トランスバル擾る、イギリス、シブストンを國都ブレトリアに遣はして之を并す。一八七九年ケープ植民地總督フレール、恣にブルーを征服す、ブルー赴きてブルーを援く、イギリス反を謀るとなし、前大統領ブレトリユスを捕ふ、ブルー大に憤り、明年二月ドルンユッブに聚會して共和國を復し、前副統領クリーゲルを推して大統領となす、イギリス、征して克たず、一八八一年其自治を諾す、後三年、トランスバル、ベチ・アナランドを兼并して國號を南アフリカ共和國と改め、内治・外交俱に自之を執らんと請ふ、イギリス乃國號を改むるを許し、其

オレンジ
リバー植
民地
トランス
バル植
民地
スタン
リ
萬國ア
リカ協
會

オラン^イ自由國以外の諸國と締ぶ條約を監す、プール悦ばず、オラン^イと同盟す。一八八八年以降黄金驟に大に出て、外國人蟻集す、プール又悦ばず、一八九九年遂に兵を擧げ相戦ふ四年、一九〇二年に至り降り、南アフリカ大に定まる。乃オラン^イ自由國を滅ぼしてオレンジリバー植民地を置き、南アフリカ共和國を廢してトランスバル植民地となす。

アフリ
カ
會議

第六節 一八八三年アメリカ合衆國人スタンリー等、ベルギー王レオポルド二世を戴きて萬國アフリカ協會を起し、會員を募り資金を集めてコンゴ河盆地十七萬方里人口三千萬の疆域を收め、一擧にして中アフリカに商業國を建つ。一八八五年二月ドイツ、ベルリンに列國を會してアフリカの事を議定す、コンゴ河全盆地及大西洋岸に於て、北、セテカマ港より、南、ロージエ川

西洋歴史 下

自由貿易
區域

コンゴ獨
立國

口に至りインド洋岸に於て北緯五度より、南、ザンベジ河口に至る海岸線を擧げて自由貿易區域となし、コンゴ河口の北九里九町の海岸を萬國アフリカ協會に與へ、タンガンイカ湖を其西境と定む、八月協會を廢してコンゴ獨立國を置き、レオポルド二世、コンゴ王を兼ねて河口のボマに都す。一八八九年王、政權をベルギーに譲り、明年ベルギー、コンゴと約し、十年の後を期して之を兼并す。

ザン
ジ
バ
ル

民會社
植民

第七節 アフリカ東岸のザンジバルは、古ゼンデ國にして對岸の大陸にウケレウ・タンガンイカ・ヌヤサ三大湖に至る疆域を羈縻し、ソマリランド沿海地の諸要港を領す。一八八五年二月ドイツ、商ドイツ植民會社を起してザンジバルの羈縻地を拓殖せんとす、ザンジバル主之を爭ふ、ドイツ乃イギリス・フランスと議し

ドイツ領
東アフリ
カ

ロデシア

ニジェリ
ア

エリトレ
ア

オースト
ラシア

て委員を任じ、ザンジバルの羈縻權を判定し、頻に地を收む、一八九〇年七月ドイツ、イギリスと協商して、北、ウンバ川より、南、ロウマ川に至る沿海地を收め、三大湖に至る内地を勢力範圍となす。イギリス乃ザンジバルを保護國となし、ウンバ川北の地を取り、ザンベジ河中流兩岸の地を經營してロデシアと名け、バラワヨに至る鐵道を敷きてアフリカを縦斷する基礎を置き、又ニジェル河下流の地にニジェリア植民地を建つ。是年イタリヤ又紅海西岸にエリトレア植民地を置く。

第五十四章 太平洋に於ける列國の拓地

第一節 オーストラシアのイギリス植民地 ニューカウスウェールズ、オーストラリア東岸一帯の地を有ちて大に拓殖を進め

バプア

一八二五年タスマニア、一八三五年ビクトリア、一八五九年クイーンズランドを分置す。一八五一年以來大に黄金を出し、又銀銅錫、石炭を産す。一八二九年西オーストラリア、一八三六年南オーストラリア、一八四〇年ニューギランド、皆植民地に列し、農業、鑛業、牧畜業、栽園業に従ひ、タスマニアの製果、西オーストラリアの黄金、ニューギランドの製肉最聞ゆ、而して穀物、羊毛、葡萄酒は處在之を産す。一八七四年イギリス、フランス諸島を收めて植民地となす。オーストラリア歳と與に隆なり。一八八四年ドイツ、バプア及附近の諸島に據る、クイーンズランド等バプアを以てオーストラシアの一部となし、之を爭ふ、イギリス方にロシアと隙あり、ドイツを怒らするの利ならざるを覺り、明年枉げてバプアの北半と附近の諸島とを讓る、而して南太平

洋の諸群島概イギリスに歸す、一九〇〇年イギリス、アメリカ合衆國の憲法を參酌してオーストラリア、ユニオン・ウエールズを置き、明年元旦之を施く、オーストラリア諸植民地遂に十數年來の志を得たり。

第二節

ドイツ、パプアの地をカイゼル・ウィルヘルム・ランド、附近のアドミラルチー群島、新ブリテン、新アイルランド諸島を汎稱してビスマルク群島となし、尋てソロモン・マルシャル二群島を收む、サモア諸島は南洋の要處たり、船舶常に輻輳し、アメリカ合衆國・ドイツ・イギリスの商賈夙に此に居住す、ドイツ商地を購ひて拓殖に従ふ、イギリス商之を忌み、其株券を買收し、サモア王・マリエトアに説きてイギリスの保護を請はしめんとす、ドイツ商怒る、一八八五年ドイツ領事、ウポル島のアピア港を占領す、

オーストラリア
ユニオン・ウェ
ルス
カイゼル
ウィルヘルム
ランド
ビスマル
ク群島
マル
サル
サモア

サワイ
ウポル
カロリ
ナ
マリア
ナ
ブー
ゲン
ビル

尋てイギリス・合衆國の抗議により之を撤去す、一八九八年マリエトア死す、明年イギリス・ドイツ協商してサモアを滅ぼし、東經百七十一度以西のサモア諸島をドイツに讓る、サワイ・ウポルの二大島、ドイツに入る、一八八五年ドイツ、カロリナ群島に據らんとし、果さず、一八九九年八百三十七萬五千圓を以て合衆國よりカロリナ・パラオス・マリアナ三群島を購ふ、是年ドイツ、ソロモン群島の大部をイギリスに割き、ブーゲンビル島を保つ、ドイツ領諸島、乾椰子・肉瑤瑁・夜光貝を産す。

第三節

アメリカ合衆國、モンロー主義を執る既に五十年、内地の拓殖概成り、國內漸く充塞す、是に於て地を海外に拓かんと欲す、ハワイ諸島は一五四九年イスパニアのガエタノ發見し、一七七八年クック探檢する所、十九世紀中獨立王國たり、

ハワイ

キ
ー
バ
ボ
ル
ト
リ
コ

合衆國人移住するもの衆し、一八九三年國人、國主リリウオカラニを廢して共和國を建て、後五年合衆國と合す。是より先きイスパニア、尙西インドにキーバ・ボルトリコの二大島、東洋にフリピン群島・スル列島・グアム島及附屬諸群島を領す、イスパニア屢亂れて財政大に紊れ頻にキーバに聚斂す、キーバ乃數、叛く、キーバの地主等多くサタウキビを栽り、タバコ之に次ぐ、而して比年諸國サタウダイコンを栽り、砂糖の價格漸く廉く、キーバ地主漸く窮困す、フリピン群島亦夙に治まらず、イエス・フランシスコ一派の僧侶權を爭ひ、寺領を競望して互に相鬪ぐも俱に島人を虐ぐ、一八九五年キーバ叛き、明年フリピン動く、合衆國は大統領ジマ・ア・ソン曾てキーバの兼井を唱へしより屢、之を購はんとして成らず、國人常にキーバ

西洋歴史 下

フ
リ
ピ
ン

西洋歴史 下

パ
リ
ー
和
議

の叛徒に黨す、是に於て一八九八年三月大統領マクキンリー、イスパニアの稅政を鳴らしてキーバを拯ふ、五月合衆國海將デウト、イスパニア東洋艦隊をカビテ灣に殲す、六月アグイナルド、フリピンの獨立を宣言す、七月キーバのサンチアゴ陥り、ボルトリコ定まる、イスパニア軍資盡き遂に和を請ふ、十二月パリに和す、イスパニア、キーバを棄て、ボルトリコ以下イスパニア領西インド諸島・フリピン群島・スル列島・グアム島及附屬諸群島を合衆國に割き、合衆國は四千萬圓をイスパニアに仕拂ふ、明年合衆國、グアムの附屬諸群島をドイツに賣り、一九〇〇年イギリス・ドイツの協商を納れて東經百七十一度以東のサモア諸島を收む、ツツイラ島にバゴバゴ港あり、合衆國に歸す、明年フリピン又平ぐ。

ツ
ツ
イ
ラ

物質文化

第五十五章 十九世紀の文化

第一節 十九世紀は物質文化發展の時期にして、學藝に於ては實物精査主義、宗教に於ては自由聯立主義、國家に於ては立憲協同主義、社會に於ては相依共濟主義行はれ、數多の國家對立するも、社會は世界を通じて一大社會を成し、交通・通信の機關漸く備はりて世界の面積漸く盛るの感あり、是に於て氣鋭き國民は、學術・工藝を獎めて貨殖を圖り、兵器を銳くし、城塞を堅くして疆域を拓く、疎懶の國民皆爲に并吞せらる、イギリス・ドイツ・フランス・ロシア・アメリカ合衆國等皆此方針を取り、内に溢るる實力を外に洩ぎ、益、學術・工藝・交通の盛なるを競ふ。所謂帝國主義是なり。

帝國主義

諸科學

第二節 十九世紀中諸科學皆大に進む、物理學にヘルムホルツ・マクスウェル・ストークス・キルヒホフ・タムソン等出て、學理愈、深

くして應用愈、廣し、電氣・磁氣・光線殊に原力として用ひられ、電氣工學・電氣冶金學・光線化學・光線醫學等の新學藝起る。化學にベルツェリウス・ベルテロー・フランドホフ・オストワルド等出て、化學を物理科學に進め、有機物の精査益、精くして、工藝藥品の原料益、多し。星學にベッセル・ハンゼン・スキアパレリ等出て、天體の觀測精を窮む。生物學にダーウィン・ワイズマン・ザックス等出て、生物の本體始めて明なり。醫學にウィルヒョウ・ベッテンコフ・エル・コッホ等出て、病理學・衛生學・細菌學・毒物學起る。治術亦從ひて大に進む。史學にランケ・ワイツ・ロジャ・ランチアニ等あり。經濟學にミル・リカルド・シモネル・ワグネル等あり。言語

哲學

學に、ボップ・グリム・ビーレル・スピーゲル等あり。地質學にライエ
ル・デーナ・リヒト・ホーフェン等あり。地理學にリッテル・スツードル
ラツェル・セツヘニイ等あり。皆學海の指鍼たり、統計學・林學・人
類學・社會學・心理學・宗敎學等の諸學科又皆是時に起る。

文章

第三節 十九世紀又特異の哲學を出だせり、ヘーゲルの唯
心說、ベンサム^{ベンサム}の幸福說、ヘルバルト^{ヘルバルト}の實在說、コント^{コント}の仁愛
說、シガベン^{シガベン}ハウエル^{ハウエル}の意志說、ロッチ^{ロッチ}の心靈說、スペンサー^{スペンサー}の進化
說、ニーチェ^{ニーチェ}の超人說、皆一家の立言にして概之を述ぶるに巧
妙の文を以てす。文章家又輩出す、韻文にはバイロン^{バイロン}・ハイネ^{ハイネ}・マ
シツキ^{マシツキ}・ロングフュー^{ロングフュー}・ロト^{ロト}・ユーゴー^{ユーゴー}・グリルバルツ^{グリルバルツ}・テンニソン^{テンニソン}等、散
文にはスコット^{スコット}・シフト^{シフト}・ブリアン^{ブリアン}・フンボルト^{フンボルト}・マコト^{マコト}・レー^{レー}・マシモ^{マシモ}・ダ
ツェリ^{ダツェリ}・エマソン^{エマソン}・ツルゲネフ^{ツルゲネフ}・テーヌ^{テーヌ}・トライチケ^{トライチケ}・トルストイ^{トルストイ}等あり、皆

西洋歴史 下

西洋歴史 下

教育

巨匠たり、殊にバイロンはミルトン以後の詩仙と稱せらる。
教育學又進み、ヘルバルト^{ヘルバルト}・ベネケ^{ベネケ}・デーステルウヒ^{デーステルウヒ}・チャテス^{チャテス}等出で、
教育亦生面を開く、フレーベル^{フレーベル}の幼稚園、ベル及ランカスター^{ランカスター}
の單級法最名あり。

工藝

第四節 十九世紀の工藝は、古代中世の美術的工藝と趣を
異にし、專實用を尙ぶ、是を以て美術工藝全く相分れ、美術は
奢侈の贅品、工藝は生活の要具となり、起居頗殺風景の觀あ
り。本世紀中織物業先づイギリスに起り、フランス・サクソニア^{サクソニア}・
プロシア^{プロシア}等相次ぎ、盛に綿布・毛布・絹布・リンネン^{リンネン}を産す。コール
ター^{コールター}の分溜尋で行はれ、諸種の染料・藥品・廢物より現れ、草根・
木皮多く用を失ふ。一八五六年ベスマー^{ベスマー}製鋼法を發明して、
より惡鐵鑛も亦製鋼の原料となり、鋼材始めて廣く用ひら

る。是年アームストロング軟鐵砲を作り、尋でグループ鋼砲を出
だす。水雷鋼艦・綿火藥次第に行はれて兵器一變し、諸種の機
械累に發明せらる。又本世紀初よりサタウダイコン漸く栽
られ、精糖業漸くドイツ・フランスに起る。後に大富源となる。
ガラスは原とボヘミアの特産たり、而して今やベルギー・サ
ソニア等盛に之を出だす。ドイツ造林に富む、木製器具業・製
紙業從ひて隆に、鋸屑製の人造炭大に行はる。又電氣工學進
みて電燈電車始まり、電氣冶金學興りて精銅業起る。

交通・通
信

第五節 十九世紀の交通・通信は專蒸氣電氣・磁氣に依る、ワ
ット蒸氣機關を發明して後三十九年、一八〇三年フルトン始
めて之を船用に充て、後二十餘年、スチブソン始めて車用を
接し、一八三〇年マンチエスター・リバプールの間に鐵道を敷く。

26-219

K220.2

